

国立大学法人小樽商科大学中期目標

(前文)大学の基本的な目標

小樽商科大学は、経済社会の発展と地域社会の活性化に貢献し、延いては文化・人類の発展に寄与し得る研究と人材の育成を推進することを使命として、実学重視の伝統と商科系単科大学としての特徴を活かし、一層の個性化を図るために、以下の目標を設定する。

1 教育の分野

- (1) 徹底した少人数主義によるきめ細かな教育の実施
- (2) 実学を重視した教育の実施
- (3) 広い視野と国際的感覚を育てるための国際交流事業の充実

2 研究の分野

- (1) 基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究の重視
- (2) 1学部に応じた専門分野を包摂する単科大学の特性を活かした総合的・学際的研究の推進

3 社会貢献の分野

- (1) 地域社会の活性化に資する産学官連携事業の展開
- (2) 経済社会の要請に応え得る高度な専門的知識を有する職業人の育成

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

国立大学法人小樽商科大学の中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

学士課程

深い専門的知識を身につけ、同時に広い視野を持ち、己の歴史観を養い、豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力を培い、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献し、社会の各分野において指導的役割を果たすことのできる品格ある人材の育成を図る。

大学院課程

従来の研究者養成の基礎としての役割にとどまらず、現代社会の諸分野において貢献しうる高度な専門的職業人の育成を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

学士課程

ア．アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- a．社会科学や人文科学等を学ぶために必要な基本的知識を身につけ、自己の能力や適性を高める意欲を持った学生を受け入れる。
- b．異なった文化、異なった人生経験をもった人々との交流が教育に果たす役割を重視し、社会人、留学生等を積極的に受け入れる。

イ．教育課程に関する基本方針

実践的・国際的商学教育の理念に基づき、教育課程を実現するために、以下のことに努める。

- a．教養教育及び専門教育のための4年間一貫したカリキュラムの確立
- b．少人数教育を重視した教育課程の充実
- c．専門4学科と人文・社会・自然・言語の各分野の教育を有機的に関連させた商科系単科大学にふさわしい教育課程の確立
- d．働きながら学ぶ人々のための、夜間主コースの教育課程の改革
- e．大学院との連携の促進
- f．実学を重視した教育課程の充実

ウ．教育方法に関する基本方針

- a．教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導方法を研究し、実施する。
- b．学生の学力や資質に見合った授業形態や教授法を採用することによって講義の充実を図る。

エ．成績評価等に関する基本方針

学生の卒業時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。

大学院課程

ア．アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- a．豊かな教養と倫理観を備えた高度専門職業人としてのビジネスリーダーを目指す者
- b．専門的知識に基づき、地域の国際化や文化振興の実践を目指す者
- c．社会科学諸分野の研究を深め、学術の発展に貢献する者を広く受け入れる。

イ．教育課程に関する基本方針

実践的・国際的商学教育の理念に基づき、MBAを授与できる高度専門職業人教育のための教育課程を整備するとともに、研究型大学院の教育課程の充実を図る。

ウ．教育方法に関する基本方針

- a．高度専門職業人教育においては、社会人の履修に配慮し、MBAにふさわしい実践的な教育方法を開発する。
- b．研究型大学院においては、言語センターや一般教育系を含めた本学の多様な教育資源を活用した教育方法を開発する。

エ．成績評価等に関する基本方針

大学院学生の修了時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教職員の配置に関する基本方針

ア．効果的な教育課程の実施に必要な範囲で、教職員組織及び教育支援体制を検討し、整備する。

イ．必要に応じて大学院学生、研究生等を教育支援者として雇用し、教育サービスの向上及び将来教育者となる人材の育成に努める。

教育環境の整備に関する基本方針

ア．教育設備の活用・整備

本学の特色ある教育の実現とさらなる発展のため、必要な教育設備について重点的・計画的に整備するとともに、その効果的・効率的な利用を図る。

イ．教育に必要な図書館の活用・整備

広い領域にまたがる学生の学習に対する援助を確保し、不足図書の充実を進め、貴重図書の保存と閲覧の両立を図る。

ウ．情報処理センターの活用・整備

a．現在の学内情報ネットワークを維持する。

b．今後の需要が見込まれる音声や画像情報等の快適な送受信に対応できるネットワークの大容量高速化を推進する。

c．安定的な情報の収集・発信を保証し、障害時においても迅速な対応ができ、得られた情報を有機的に活用できる環境の整備を目指す。

教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針

ア．学生に対するアンケート調査を行い、教育の質の把握に努め、教育活動にフィードバックするために調査結果を分析する。

イ．教育に関する自己点検評価を行い、学生に対するアンケート調査とともに、評価結果を教育の質の改善につなげる。

ウ．21世紀における実学の探求を基礎にした教育の改善策としてFDを展開する。

(4) 学生への支援に関する目標

学生の学習支援に関する基本方針

学習に関する環境や相談体制を整え、学習支援を効果的に行う。

学生の生活支援に関する基本方針

学生生活に関する環境や相談体制を整え、学生生活支援を効果的に行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標

目指すべき研究の水準に関する基本方針

基礎及び応用に関わる研究を総合的・学際的に行い、産業の興隆と学術文化の発展

に貢献する。

成果の社会への還元等に関する基本方針

社会が提起する課題に対して具体的で実践的な処方箋を提供するという方針のもとに、研究成果を地域社会の活性化のために還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究者等の配置に関する基本方針

効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究者の配置、研究組織のありかた、人事制度のありかたを検討し、見直しを行う。

研究環境の整備に関する基本方針

効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究環境の整備を行う。

研究の質の向上のためのシステム等に関する基本方針

教員の研究の質を維持し、向上につなげるためのシステムの確立に向けて全学的に取り組む。

3 その他の目標

社会との連携、国際交流等に関する目標

教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針

時代の要請や社会のニーズに応えるため、以下の諸活動を基本方針とする。

ア．北海道経済の活性化、事業・産業の競争力強化に貢献すること。

イ．地域における優位性ある技術や事業シーズの起業化及び新規事業の創出・育成を支援すること。

ウ．大学の資源を、時代や地域のニーズに応じて開放し、地域社会の多様な要請に応えたとともに変革への諸活動に貢献すること。

国際交流・協力等に関する基本方針

ア．国際交流における本学の特色を生かした大学間交流協定の締結を促進する。

イ．外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換を図る。

ウ．教育研究上の交流を通じた国際貢献を追求する。

エ．大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図る。

オ．サポートセンターや国際援助機関（連携機関）との関係を強化する。

カ．大学における分野別の国際開発協力戦略を構築する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 効果的な組織運営に関する基本方針

学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的視野に立ち組織運営が可能となるよう学長を補佐する体制を整備する。

学内の審議機関における適切な役割分担を行い、効率的な運営組織、運営体制を確立する。

事務組織が学長以下の役員等を直接支える機能を備え、大学運営の企画立案に積極的に参画する体制を整備する。

広く学外の専門家・有識者を運営組織に登用し、国民への説明責任、意思決定プロセスの透明性を確保する。

北海道国立7大学の連携を推進する。

(2) 戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針

学内全体の業務運営体制を見直し、適切な予算管理システム及び会計システムを構築し、目標管理を徹底する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針

教育研究の必要性に応じて学部・大学院の教育研究組織を見直していく。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針

教育・研究活動の全般にわたって、教員が常により高いインセンティブを持ち続けることができるシステムを構築する。

事務職員の専門性の向上を図るため、必要な研修を受ける機会を確保する。

(2) 非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針

多様な採用方法、勤務形態及び職務に応じた定年制等、柔軟な人事システムを構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

(1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針

複数大学による共同業務処理を推進する。

効率化・合理化を図るためのIT化及び外注化を推進する。

(2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針

政策・企画立案機能の強化・充実

学長の政策決定を支え、企画立案機能を強化するための機能、組織の見直しを行う。

事務職員の資質、能力の向上のための研修及び人事システムを確立する。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部研究資金その他の自己収入の増加に関する基本方針

外部研究資金獲得のための組織及び仕組みを整備し、増額を図る。

自己収入の増加策については、本学の教育・研究・社会貢献上のサービスの充実に資することを目的とし、費用対効果に配慮しつつ、実施する。

2 経費の抑制に関する目標

経費の抑制に関する基本方針

運営経費について、その使途、支出額等を総体的に分析し、効果的な削減、節減策を講じる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の運用管理の改善に関する基本方針

本学の立地条件に適した美しい、学生・教職員にとって快適で、環境に配慮したキャンパスの実現を目指す。

資産の利用効率を改善し、適切な管理運用方法の工夫を行う。

百年建築を見据えた長期使用を前提とする施設の維持保全を実施し、教育研究環境の確保と施設の長寿命化を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

評価の充実に関する基本方針

評価結果が大学運営の改善に積極的に活用されているかを正確に検証する。

社会的に関心を持たれるような大学評価を行うことによって、本学における大学評価活動をさらに充実させる。

2 情報公開等の推進に関する目標

情報公開等の推進に関する基本方針

大学の説明責任を果たし、社会のニーズに適切に対応した情報公開を積極的に推進する。

大学の知的情報の電子情報化、データベース化を促進する。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用に関する目標

施設設備の整備・活用に関する基本方針

教育研究の高度化・多様化に対応し、独創性・実務指向性の高い教育研究拠点の充実を図る。

全学的な経営的視点のもと、施設設備について、重点的・計画的に整備するとともに、その効果的・効率的な利用を図る。

2 安全管理に関する目標

安全管理に関する基本方針

学内環境を快適で安全に維持するため、安全管理に関する諸規程や組織を再点検する。

学生・教職員に対し、安全意識の啓蒙に努めるとともに、リスク管理体制を整備する。

国立大学法人小樽商科大学中期目標原案

別表(学部, 研究科等)

区 分	組織の名称
学 部	商学部
研 究 科	商学研究科

国立大学法人小樽商科大学中期計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

ア．教養教育の成果に関する具体的目標の設定

課題を発見し自ら思考・行動することのできる能力，他者との会話能力，異文化を理解する能力等を育成する。

イ．卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- a．経済，行政，教育，文化等社会の各分野の発展に貢献できる人材を育成する。
- b．北海道における経済社会の活性化及び発展に貢献できる人材を育成する。
- c．大学院において専門的な研究を目指す人材を育成する。

ウ．教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- a．教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。
- b．卒業生，地域及び卒業生の就職先等から評価を得るシステムを作る。

大学院課程

ア．修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- a．新規事業を創造し，既存企業の変革を担いうる人材を育成する。
- b．専門的知識に基づき，地域経済振興政策を担う自治体職員等を育成する。
- c．他大学大学院博士課程へ進学できる人材を育成する。
- d．地域文化の担い手となる人材を育成する。

イ．教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- a．教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。
- b．修了生，地域及び修了生の就職先等から評価を得るシステムを作る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程

ア．アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- a．高校教員との恒常的な情報交換，大学の授業の高校生への開放及び大学説明会の開催等を通じた高大連携を積極的に推進し，アドミッション・ポリシーを周知するとともに高校側との意思疎通を図る。
- b．高大連携の企画・実施のための体制を充実する。
- c．入学者選抜方法の研究のための専門的な組織を充実させ，入学者選抜方法の点検評価及び改善の取り組みを促進する。
- d．社会人，留学生に対するアドミッション・ポリシーの周知，入試情報の提供及び日本における就職支援等を積極的に展開し，受験生の増加に努める。
- e．上記事項を機動的・専門的に運営するため，教員・事務職員で構成する専門組

織の設置について検討する。

イ．教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- a．専門科目を1年次から配置することにより，基礎から応用に至る学習を可能とし，教養科目については，1年次からの導入・3～4年次での発展を保證する体系化したカリキュラムの編成（いわゆるくさび型）を一層推進する。
- b．少人数による授業科目の充実及び少人数による授業法の改善のための検討を進める。
- c．1年次の学生のために，大学で学問をするための基礎的な知的技法を教授する導入科目の充実を図る。
- d．履修モデル等により，学科の垣根を越えた履修を促進する。
- e．夜間主コースは，学科の区別のない「総合コース」を検討する。
- f．3年次早期卒業制度を併用し，学部と大学院の連携を促進するため，5年制学部大学院一貫コースについて検討する。
- g．高度な実践性・国際性を備えた教育の導入を促進する。
 - ・インターンシップを履修する学生の拡大，企業開拓の促進等，制度の拡充発展を図る。
 - ・エバーグリーン講座等の実社会と密接に関連した科目を積極的に導入する。
 - ・実践的な語学教育を充実させるとともに，留学生も参加する授業の拡充に努め，学生の海外留学，語学研修を積極的に推進し，高度な国際理解力の涵養を図る。
- h．教育理念に応じた効果的な教育課程を編成するために，必要な範囲で見直しを行う。

ウ．授業形態，学習指導法等に関する具体的方策

- a．きめ細かな少人数制指導の徹底
 - ・講義科目において大人数講義の削減に努め，演習科目では対話型形式の授業を徹底し，個々の学習到達度に応じた授業運営を工夫する。
 - ・基礎ゼミナールの充実を図り，学生自らの主体的活動を通じた課題探求能力の育成を目指すとともに，研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。
 - ・研究指導（ゼミナール）に対し，本学教育の中核としての位置づけを一層強めるとともに，研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。
 - ・教員による明確なオフィスアワーの設定や履修指導教員制の整備により，学生に対する履修指導を効果的に推進する。
 - ・学生の段階的かつ多様な履修と学業のきめ細かな支援を可能とする Semester 制の実施について検討する。
- b．教育に関する情報公開とそのフィードバックの推進
 - ・シラバスに記載する項目の検討及び内容の精査を行い，学生に対する詳しい授業内容の事前周知に努める。
 - ・インターネットを用いたシラバスの公開など，シラバスの電子情報化を拡充する。
 - ・学生の「授業改善のためのアンケート」や授業担当教員からの要望等を活用し，

授業改善に生かす取り組みを進める。

c．多様なメディアによる授業科目の提供

・基本的な AV 教育機器を各教室に設置し，多様なメディアを利用した授業を展開する。さらに，本学独自の言語センター，情報処理センターを存分に活用することにより，より高度な AV・コンピュータによる授業支援の拡充を図る。

d．単位制を実質化するための組織的な取り組み

単位制・履修登録上制限（キャップ制）の意義を教員・学生に周知し，教室外での学習を実質化する講義法を開発する。

エ．適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

a．成績評価基準の過度のばらつきを是正するため，成績評価基準を明示し，厳格に運用するとともに，基準を用いて算定された成績評価の情報開示を進める。

b．より客観的で厳密な評価を与えるため，現 4 段階である成績評価の細分化を進め，GPA 制度の導入を図る。

大学院課程

ア．アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

a．アドミッション・ポリシーに応じた人材を選抜するための入学者選抜方法について，意欲，目的，学力を重視するなど類型化して実施する。

b．学力試験においては，TOEFL や経済学検定試験等の客観的な外部試験を活用する。また，留学生向けに英語による出題解答，書類提出を併用する。

c．入試広報「大学院案内」の充実，対象別の大学院説明会の開催，種々の広報媒体の活用を通じて，アドミッション・ポリシーの周知を図る。

d．企業との連携を密にして，志願者の確保に努める。

イ．教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

a．高度専門職業人教育の徹底を図るため，従来の「課題解決型総合指導制」を発展させ，またビジネス創造センターに蓄積されたノウハウを活かした実践的カリキュラムを編成し，MBA を授与できる教育課程を構築する。

b．研究型大学院においては，研究重視のカリキュラムを維持しながら，地域文化振興を担いいる人材を育成するなど，地域のニーズに即した生涯教育にも対応するカリキュラムを編成する。

c．上記を实践するために平成 16 年度を目途に専門職大学院の設置と併せて大学院の改組拡充・整備を図る。

ウ．授業形態，学習指導法等に関する具体的方策

a．高度専門職業人教育（専門職大学院）

社会人の履修に配慮したモジュール型授業形態を採用し，e-ラーニングにより補足する。ビジネス・プランやインターンシップ等の実践科目を相当数配置するとともに，通常のクラスにおいても，ケース・メソッドやケース・スタディなど実践的な教育方法を取り入れる。

b．研究型大学院

専門 4 学科を基礎とする研究中心の教育方法に加えて，言語センター及び一般教育系教員を含めた，国際化や文化振興に質する人材育成のコースを設置し，地

域の多様なニーズに応える。

教育上、有益と認められる場合には、専門職大学院との単位互換を認める。

エ．適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- a．シラバスを充実させ、FDによる教育方法、内容の標準化を進め、評価の公平性、透明性を高めるるとともに、現行の4段階評価を改め、GPA制度の導入を図る。
- b．研究成果又は研究論文優秀者に対する表彰又は奨学金給付制度の具体化を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

ア．教員の最適配置を促進するための制度（客員教授制度、任期制等）、教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度、教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために専門委員会を設け、平成17年度末までに検討を終える。また、教育能力の適正な評価の基準及び評価方法についても実施可能なシステムを検討する。

イ．教育支援者の具体的配置方策

- a．教員が教育活動を行う上で必要となる支援業務を研究・調査する委員会を設け、必要に応じ、事務職員の配置又は教育支援者の雇用を行い、教育環境を整備する。
- b．高度専門職業人教育での実践的教育を効果的に行うため、札幌サテライトに教務及び研究支援のための人員を複数人配置する。また産学官との、より柔軟な人的ネットワークを形成するため、客員教員、研究員などを幅広く機動的に配置できるようにする。
- c．一般大学院学生を可能な限り広く学部TAに採用する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

ア．講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い、多彩なメディアによる授業活性化を支援する。

イ．情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。

ウ．本学教育の中核をなす研究指導（ゼミナール）の内容充実を図るために、ゼミ室における設備の点検を行い、拡充を図る。

エ．教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策

- a．期間中に蔵書目録全てにつき、検索のための電子化を完了するとともに、貴重図書について、1年度1万ページを目処として電子化を行い、同時にインターネット配信を行う。
- b．学生用図書予算を確保し、学生用図書の充実を図るとともに、各種予算により、参考図書の充実を図る。
- c．日曜祝日・休業期間における開館時間延長の試行を行う。
- d．新入生を主たる対象として、図書館利用に関する講習を行うとともに、全学生を対象に、図書館の概要に関する広報を行う。
- e．障害者・高齢者等の利用に配慮した施設改善を進める。

f．これまで進めてきた地域への開放政策を一層促進する。

オ．情報処理センターの活用・整備に関する具体的方策

a．情報処理センター内のみならず，既存の講義室からもネットワークにアクセスが可能となるよう情報コンセント等の整備を行う。

b．Web を利用した情報収集やメール等による情報交換が円滑に行えるよう，利用状況を見ながら，対外回線速度の高速化を図る。

c．e-ラーニングを利用する多様な学習形態の実現に向けてハード及びコンテンツ作成のための環境整備を行う。

d．情報セキュリティ・ポリシーに基づいた，安全かつ利便性の高いネットワーク環境を実現するための監視・保守体制の強化を行う。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

ア．「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し，調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。

イ．教育活動に関する自己点検評価を行い，評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。

ウ．教育の質と成果に関する外部評価を実施する。

教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

ア．「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。

イ．FD 研修・講習会やFD 講演会などのFD 活動を通じて，教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

ア．大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い，具体的な履修モデルを策定し，学生への周知徹底を図る。

イ．履修指導教員（1，2年次生担当）及びゼミ指導教員（3，4年次生担当）が修学指導担当員と密接に連携し，履修方法等も含め，学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。

ウ．平成16年度に履修指導を主としたホームページを立ち上げ，各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載して，利用しやすい履修相談システムを確立する。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策

ア．多様な学生に対応できる相談体制をより一層充実させるとともに，学生が相談しやすい環境を整える。

イ．学生からのアンケートや学生生活実態調査等を実施し，学生生活支援の改善に向けての施策を講ずる。

ウ．学生生活支援のための各種セミナーや講演会を実施する。

エ．学生の心身の健康を保持するため，保健管理センター業務（診療・健康診断・健康精神相談・健康診断証明・健康セミナーなど）の充実を図る。

オ．学生の自主的活動の支援に向けて積極的な方策を講じ，課外活動の活発化を促す。

カ．職業観の育成やキャリア教育の充実を図る。

キ．同窓会と協力し、就職関連情報の収集を強化するとともに、就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。

経済的支援に関する具体的方策

ア．現行の経済的支援制度について調査研究を行い、当該制度の迅速かつ確かな情報提供を図るとともに、民間、自治体に働きかけ、支援制度の拡大を促進する。

イ．外部資金の積極的導入に努めるとともに、本学独自の奨学金制度を検討し、優秀な学生の確保に努める。

社会人・留学生等に対する配慮

ア．図書館、大学会館の開館時間の延長、自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。

イ．留学生のために、国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備、日本人学生との交流機会の場の確保、健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実を図る。

ウ．託児所設置を含む、子供を持つ学生が学びやすい環境について検討する。

「学生何でも相談室」の充実

学生への周知徹底、人員の適正な配置等を通じて、学生の学習生活支援等に関する相談窓口としての「学生何でも相談室」の機能の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域

本学の研究は以下の3つの方向を目指す。

ア．商科系単科大学の特徴を生かした総合的及び学際的研究を進める。

イ．社会が提起する諸課題に対し、具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づき研究を進める。

ウ．以上の研究の基礎となる理論的及び基礎的研究を、人文・社会・自然・言語の諸分野において、国際的な視野のもとに進める。

成果の社会への還元に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し、北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。

イ．地域の諸団体や自治体の各プロジェクト、各種審議会・委員会に参画し、北海道経済の活性化に貢献する。

ウ．社会人大学院学生の受け入れ、セミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により、大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

定期的な自己点検評価、外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な制度（客員研究員制度等）を整備する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

ア．研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。

イ．平成16年度に外部研究資金の獲得のための体制を確立する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

研究用図書 の 充実，学情ネットワークシステムの整備等を行う。

知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し，大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。

イ．産学連携の強化を図るため，学内の規制緩和について検討する。

ウ．大学の知的財産権政策の確立を図るため，機関管理に向けた体制整備を行う。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

ア．平成16年度に本学の研究活動全般に関する自己点検評価体制を確立する。

イ．平成16年度に個々の教員の研究活動に関する自己点検評価体制を確立する。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。

イ．共同研究，研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。

ウ．客員研究員の充実を図る。

エ．外国の大学，研究機関との研究者交流を促進する。

3 その他の目標を達成するための措置

社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

ア．ビジネス領域に限らず，幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。

イ．本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し，地域住民に開放することで，市民参加型の研究会を増やす。

ウ．地域社会活性化へのニーズを汲み，地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。

エ．自治体や諸団体が設置する各種審議会，委員会，プロジェクトに対し，各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し，地域社会の活性化に貢献する。

オ．ビジネス創造センターが中心となって，地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。

カ．起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー，ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。

キ．本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニュースレターなど，社会への情報還元 の 充実を図る。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- ア．北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために，大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。
- イ．これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して，起業に関する学問的知見として広く公表し，教育研究へのフィードバックを図る。
- ウ．地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し，積極的な新事業・新商品・新サービスの開発，道外への販路拡大・マーケティング，体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。
- エ．本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。

地域の公立大学等との連携・支援に関する具体的方策

道内公立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え，公立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして貢献する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ア．本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策
 - a．先進的な MBA プログラムをもつ海外の大学との大学間交流協定を締結し，研究者交流と大学院レベルでの学生の受け入れ及び派遣の促進を図る。
 - b．環太平洋地域において協定締結校を持たないカナダの大学との協定を締結し，アジア太平洋交流機構（UMAP）参加大学としての交流促進を図る。
 - c．国際交流センター，事務組織及び委員会組織の整備・充実を図る。
- イ．外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策
留学生（大学院学生）のための英語による特別コースの設置を検討する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ア．平成 16 年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し，研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。
- イ．アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し，留学生の受け入れを促進することによって，教育面における国際貢献の役割を担う。

大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い，学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図るための措置

- ア．大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する。
- イ．国際援助機関等に対する専門的な提案の発信を強化する。
- ウ．国際援助機関等からの照会に対応するための窓口を創設する。
- エ．教員が国際開発協力活動に携わることを評価の対象とする。

サポートセンターや国際援助機関（連携機関）との関係を強化するための措置

- ア．連携機関からの照会への対応を促進する。
- イ．連携機関との交流を促進する。
- ウ．コンソーシアム形成の際の連携に関する課題の研究・助言を行う。
- エ．国際援助機関等との契約や交渉における大学の実務能力を向上させる。

分野別の国際開発協力戦略を構築するための措置

分野別の国際開発協力のための人材をデータベース化する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

学長の発案に対して、全学的な観点から検討し、企画立案するために、平成16年度に学長を補佐する組織を設置する。

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

法務、財務、労務に関わる高度な専門性を必要とする担当部門について検討を行う。運営組織の変革に伴い、平成16年度に既存の各種委員会のあり方を見直す。

(3) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

各種委員会等の審議機関に、当該審議に係る所掌の事務職員を構成員として配置する制度設計を行う。

専門的知識を有する幹部職員が、積極的に法人運営に参画できる運営体制を検討する。

(4) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

運営組織への有識者・専門家の登用について、適切な人材を得るための制度を研究する。

(5) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

北海道地区の学長会議及び副学長会議等を開催し、意見交換し、大学運営に反映させる。

(6) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

予算管理システム導入及び実施のための組織整備

ア 平成16年度に予算編成方針の策定支援、予算原案の調整、予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け、また、予算案の審議及び調整する委員会を設置する。

イ 適切な予算管理システム設計のため、管理会計等専門分野の人材を、外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成16年度に発足させる。

戦略的な予算編成

毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。

予算の効率的・効果的な実施

予算実績比較をできるだけ短期に行い、PDCA（Plan 計画－Do 実施－Check 差異分析－Action 是正措置）の徹底を図る。

(7) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

適正な会計制度の導入

会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。

内部監査のための組織の設置

業務の内部監査機能を充実するため、業務執行部門から独立した学長直属の組織を平成16年度に設置する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

各種委員会等の学内組織において学部及び大学院における教育課程，入学者選抜及び研究体制の課題・問題点を恒常的に研究しつつ，必要に応じて組織の編成・見直しを行う。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

18歳人口の減少，国際化等の大学をめぐる環境の変化に伴う，学部及び大学院における教育のありかたの変化に合わせて，教育研究組織も見直しを行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

教員がインセンティブを高めるのに資するシステムという観点から，教員の人事評価システムを検討する組織を設置する。

事務職員の能力開発や専門性向上のための研修を「社団法人国立大学協会」等と連携して実施する。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

事務職員のジェンダーバランスに十分配慮するとともに，機動性，戦略性，柔軟性に富む任用システムを検討し，実現を図る。

種々の職務の特殊性に鑑み，多様な勤務形態が可能となるよう検討し，実現を図る。

(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

国際公募を含む現行の公募制を維持する。また客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について，平成17年度末までに専門委員会を設け検討する。

(4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を促進する。

教員のジェンダーバランスを改善するために目標値を設定し，設定後，3年毎にその成果について評価する。

公募書類に，ジェンダーバランスの改善措置などを積極的に記載する他，福利厚生面の拡充等教員の勤務に対する支援体制を紹介する。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

一般的に行われる職員採用試験とは別に，教育・研究に関する施策を実施する上で必要な特殊な能力・技能を持った事務職員を，法人独自の判断で民間等から選考採用するために必要な制度を検討する。

教育行政，大学経営等に関する知識・経験が豊富な人材を養成し，あるいは登用するために，民間企業，他の独立行政法人，政府各省庁等との人事交流における制度上の諸問題を研究する。

(6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

本学にふさわしい組織編成・重点整備についての方針を定め，その進捗状況进行评估する。

(7) 教職員の勤務環境の整備に関する具体的方策

託児所設置を含む，教職員が働きやすい環境について検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

平成20年度末までに事務職員の採用・養成・研修及び人事交流についての共同業務処理のシステムを完成する。

志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

効率化，合理化のための外注化を推進する。

平成20年度末までに，事務処理のIT化，ペーパーレス化を推進する。

(3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

全学的に組織及び事務職員配置を見直し，学長の政策決定支援，企画立案，財務，地域貢献，産学官連携，修学指導，就職指導，入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び事務職員配置に改める。

事務職員の資質・能力の向上

ア．平成17年度末までに，国立大学法人の業務内容と適切に対応した事務職員の学内・外の研修プログラムを確立する。

イ．平成18年度末までに，事務職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムを確立する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

外部研究資金に関する情報を収集し，学内に情報提供するとともに，平成16年度に，申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。

ビジネス創造センターを中心として，企業や自治体とのネットワークを組織化し，研究ニーズを汲み上げるとともに，外部資金獲得可能な研究を提案する体制を構築する。

本学の研究者，研究活動，研究成果等に関する情報をデータベース化するとともに，共同研究，受託研究，奨学寄附金等の獲得に結びつくような広報戦略を策定する。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

学内資源，設備の開放による自己収入の増加方策

ア．通常の各種公開講座・セミナーのほか，情報処理センターや言語センター等の施設を活かした一般市民向け各種有料講習会を，妥当な料金設定で企画し，受講生を拡大する。

イ．教室・体育館・プール・緑丘荘等の貸し付け範囲を大幅に緩和し，妥当な料金設定により利用拡大を図る。

学生のニーズの高い簿記，言語，情報処理等，検定試験向けの有料講座を，小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。

寄附講座等の設置

ア．専門職大学院等に寄附講座を設置するため，企業等へ具体的な講座を提案するなど，積極的に働きかける。

イ．ビジネス創造センター，専門職大学院等に特定目的の基金について寄付が受けられるよう努力する。その際，講座及び基金に寄付者名や寄付企業名を付し，特典を提供するなどの制度を設ける。

研究生・科目等履修生等，非正規生の増加を図るため，制度についての広報活動を積極的に行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

本学全体の業務を十分に分析，吟味し，さらに外部委託が可能な業務については，費用対効果を考慮の上，外部委託を推進する。

光熱水費，消耗品費，旅費交通費等について，経費の抑制が可能な方策を見直し，該当する経費は，あらゆる観点からの節約削減策を講じる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

本学全体の資産を見直し，有効利用化を検討する。

施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は，可能な限り共同利用し，利用効率の改善を図る。

施設等を設置する際には，キャンパスの美化に資するデザイン，ソーラーパネルの設置等，環境への配慮，遊び談話空間等の快適さに十分配慮し，資金調達や管理面においては，PFIを導入する等の検討を行う。

学内施設を積極的に開放し，地域社会への貢献を図り，利用効率を改善する。さらに，学内ホームページ等により，開放状況を積極的に広報する。

施設の要修繕箇所を把握し，計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上，適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。

潜在するリスクに対する予防的な施設の点検，保守，修繕等を効果的に実施する。

施設の新増築や修繕の計画において，教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し，イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。

平成17年度末までに，施設の巡回点検及び利用者の安全性，信頼性に関する意見聴取を実施し，その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

平成18年度末までに，評価項目の選定等について，広く学内外の意見を聴取するための制度を構築するとともに，緊急性・重大性・即効性の見地から，評価の重点課題の選定を行う。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

平成19年度末までに、評価結果を大学運営の改善に活用するためのフィードバック・システムを構築する。

平成20年度末までに、本学と同じような状況や立場にあると思われるいくつかの大学に対する評価結果を調べ、本学の結果との比較検討を行い、改善措置を講ずる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。

情報公開及び広報活動の推進のための体制整備・充実を図る。

ア．様々な情報を適切かつ積極的に公開・提供するための、基本的な広報戦略を策定するため、学外者を含めた情報公開を推進する委員会を設置する。

イ．上記広報戦略を実施し、学内の様々な情報をわかりやすく公開・提供するため、広報担当部門を設ける。

社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略を策定する。

ア．広報誌、ホームページ等の様々な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため、アンケート調査を企画、実施する。

イ．多様な外国語による海外への情報発信を充実・強化する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

教育研究の重点化のため専門職大学院整備に必要なスペースは、総合研究棟の計画及び現有施設の点検評価の結果に基づく改善等により整備する。

健康科学系施設等老朽施設の改善を図るため、重点的かつ計画的に整備する。

留学生・日本人学生相互の交流の場だけでなく、地域との交流にも提供できる総合交流会館の整備を図る。整備に当たっては、外部資金による施設整備を検討する。

電力、冷熱源施設及び駐車場等の整備について、PFI事業を前提とした計画を検討する。

地球環境の保全への取り組みとして、地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため、環境整備についての計画を策定する。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し、実施のための組織及び体制を確立するとともに、施設の利用状況等を点検評価し、教育研究スペースの総体的な有効利用を図る。

施設等の有効活用及びスペースの効率的活用を図るため、ア．利用頻度の低い施設の利用度を高め、イ．新增築・大型改修時に共用スペースを延べ面積の20%以上確保する。

平成18年度末までに、施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な

更新計画を策定し、実施するための施設設備管理システムを構築の上、施設マネジメントを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

労働安全衛生法等に基づき、学内諸規程の見直しと整備を図り、ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また安全管理に関する責任部署を明確化し、点検マニュアルによる点検を定期的に行う。

平成16年度に施設、備品、傷害、事故等に備え、保険加入を促進する。

毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに、要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため、平成16年度に点検マニュアルを整備し、定期的に点検を行う。

(2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

様々な媒体を通じて、安全意識の啓蒙に努めるとともに、学内メール等による学生等からの問題点の指摘や、相談のための窓口を平成16年度に設ける。

学生・教職員の安全意識向上のため、防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等を実施する。

学生・教職員の傷害事故、自動車事故等に備え、保険加入を促進する。

万が一の事故に備え、学長をトップとするリスク管理体制を平成17年度末までに整備し、また、リスク管理の在り方についての研究を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額 4億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修 災害復旧工事	総額 100	施設整備費補助金 (100百万円)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 教員の雇用については、本学の教育方針に沿った最適配置を促進するため客員教授制度の導入、任期制の活用・基準等について検討する。なお、その際、ジェンダーバランスの改善、外国人の登用等についても考慮し、有効な方策を検討する。

(2) 事務職員の雇用については、国立大学法人等職員採用統一試験からの採用を基本としながら、本学の特殊性を考慮し、語学、情報処理等特殊な能力・技能を有する者を民間から選考採用するために必要な制度を検討する。

(3) 人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。

(4) また、人材育成の一環として大学運営に関する知識・経験を有する職員を養成するため、民間企業、独立行政法人、政府各府省等との人事交流の実施体制の整備を検討する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,872百万円(退職手当を除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) なし

(長期借入金) なし

(リース資産) なし

4. 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

国立大学法人小樽商科大学中期計画

別表(収容定員)

年度	学部等	収容定員
平成16年度	商学部	2,210人
	商学研究科	65人 〔 修士課程 30人 専門職学位課程 35人 〕
平成17年度	商学部	2,160人
	商学研究科	90人 〔 修士課程 20人 専門職学位課程 70人 〕
平成18年度	商学部	2,110人
	商学研究科	90人 〔 修士課程 20人 専門職学位課程 70人 〕
平成19年度	商学部	2,060人
	商学研究科	90人 〔 修士課程 20人 専門職学位課程 70人 〕
平成20年度	商学部	2,060人
	商学研究科	90人 〔 修士課程 20人 専門職学位課程 70人 〕
平成21年度	商学部	2,060人
	商学研究科	90人 〔 修士課程 20人 専門職学位課程 70人 〕

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	8,759
施設整備費補助金	100
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	8,192
授業料及入学金検定料収入	8,077
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	115
産学連携等研究収及び寄附金収入等	253
長期借入金収入	0
計	17,304
支 出	
業務費	16,951
教育研究経費	12,871
診療経費	0
一般管理費	4,080
施設整備費	100
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	253
長期借入金償還金	0
計	17,304

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額11,872百万円を支出する。(退職手当を除く)

注) 人件費の見積りについては, 17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人小樽商科大学退職手当支給規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付される運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L（y - 1）は直前の事業年度におけるL（y）。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F（y - 1）は直前の事業年度におけるF（y）。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{ D(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x) \} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D（y）：学部・大学院教育研究経費（ ， ）を対象。

E（y）：附属施設等経費（ ）を対象。

F（y）：教育等施設基盤経費（ ）を対象。

G（y）：特別教育研究経費（ ）を対象。

H（y）：入学料収入（ ），授業料収入（ ），その他収入（ ）を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y - 1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y): 一般管理費()を対象。

M(y): 特殊要因経費()を対象。

【 諸 係 数 】

(アルファ): 効率化係数。 1%とする。

(ベータ): 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ): 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン): 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、17年度以降は16年度予算額を踏まえて試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,739
經常費用	16,739
業務費	15,856
教育研究経費	3,341
診療経費	0
受託研究費等	60
役員人件費	334
教員人件費	8,510
職員人件費	3,611
一般管理費	688
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	195
臨時損失	0
収入の部	16,739
經常収益	16,739
運営費交付金	8,219
授業料収益	6,798
入学金収益	956
検定料収益	203
附属病院収益	0
受託研究等収益	60
寄附金収益	193
財務収益	0
雑益	115
資産見返運営費交付金等戻入	195
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	17,332
業務活動による支出	16,544
投資活動による支出	760
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	28
資金収入	17,332
業務活動による収入	17,204
運営費交付金による収入	8,759
授業料及入学金検定料による収入	8,077
附属病院収入	0
受託研究等収入	60
寄付金収入	193
その他の収入	115
投資活動による収入	100
施設費による収入	100
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	28

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額28百万円を含む。

平成16年度 国立大学法人小樽商科大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

本学における教育方法の研究・開発，教材研究開発，授業評価法の開発等ファカルティ・ディベロップメント及び教育課程の編成等に関する検討を行うため，教育開発センターを設置する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

ア．教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1 「知の基礎」系の科目の運用実績を調査し，その位置付け，内容及び運用について再検討を行う。
- 2 シラバス・オリエンテーション等を通じて，学生に教養教育の重要性を認識させ，基礎科目，外国語科目等について幅広い履修を促す。
- 3 交換留学，外国人留学生の受入等を通じた国際交流を促進する。

イ．卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1 教育課程及び教育方法に関する年度計画の実施を通じて人材育成のための環境の充実に努める。
- 2 本学出身の中学・高校教諭の研究会（教職研究会）に，教員を目指す現役学生を参加させる。
- 3 交換留学，外国人留学生の受入等を通じた教育の国際交流を実施する。
- 4 学生に対する就職支援を強化する。
- 5 地域社会における学生の課外活動を支援する方策を検討する。
- 6 学部での成績優秀な学生が3年で卒業し，大学院で専門的な研究ができる制度（学部・大学院5年間一貫教育制度）を導入する。

大学院課程

ア．修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1 商学研究科に，新たにアントレプレナーシップ専攻（ビジネス・スクール）を設置し，従来の専攻（「経営管理専攻」から「現代商学専攻」に名称変更）と合わせ2専攻とし，アントレプレナーシップ専攻では高度職業人養成を，現代商学専攻では研究型大学院教育をめざし，役割分担をはかる。具体的には，それぞれ以下の教育目的を持たせる。

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- a 新規事業を創造し，既存事業の革新を行い，組織改革を実行しうる人材を育成する。
- b 組織変革のできる自治体職員を育成する。

《現代商学専攻》

- c 他大学大学院博士課程に進学する人材を育成する。
- d 地域文化の担い手となる人材を育成する。

イ．教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1 アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）において，
 - a 学生による「授業評価法」，教員自身による「自己評価法」，同僚教員による「相互評価法」を検討し確定する。
 - b 各学期修了までにこれらの評価を実施して，教育評価を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程

ア．アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1 入試広報・高大連携の平成16年度事業計画を策定し、実施する。
- 2 これまでの入試広報・高大連携を総括し、問題点・課題を明らかにして今後の方向性について検討する。
- 3 これまでの入学者選抜方法研究を総括し、今後の調査研究の方向性について検討する。
- 4 平成16年度入試の選抜結果の分析及び成績調査を実施する。
- 5 社会人及び留学生に対する入試広報のあり方について検討する。
- 6 留学生のために日本における就職先の増加に努める。
- 7 入試業務と入試広報・高大連携を統括する入試課を設置する。
- 8 入学試験委員会のもとに、入学者選抜に関わる業務を専門的に行う組織を設置し、事務職員を参加させる。

イ．教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1 平成17年度入試から実施する学部一括募集に対応するため、現在のカリキュラムの見直しを行う。
- 2 「知の基礎」系科目の運用実績を調査し、その位置付け、内容及び運用について再検討を行う。
- 3 夜間主コースにおいて、働きながら学ぶ学生、生涯教育を目指す学生のために履修モデル及び開講計画を提示する。昼間コースにおいては、各学科の専門教育を基礎に、関連する科目を結合した履修モデルを検討する。
- 4 シラバスに本学の教育目的、教育課程の特徴、教育方法等を明示し、学生の効果的な履修計画を支援する。
- 5 夜間主コースの学生定員を100名から50名に削減し、働きながら学ぶ学生及び社会人の再教育・生涯教育のためのコースと位置付け、教育課程においては、所属学科を超えて自由に学習できる「総合コース」とする。
- 6 学部での成績優秀な学生が3年で卒業し、大学院で専門的な研究ができる制度（学部・大学院5年間一貫教育制度）を導入する。
- 7 インターンシップ事業の拡大・促進を図る。
- 8 インターンシップの研修プログラムモデルを開発する。
- 9 インターンシップの受入企業の増加に努める。
- 10 本学同窓会との連携のもとに、平成16年度の「エバーグリーン講座（総合科目）」を企画立案する。
- 11 英語の授業を基礎クラス、発展クラス、ネイティブクラスに分けて行う。
- 12 留学生が参加する授業について検討する。
- 13 学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。

ウ．授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1 授業時間割作成段階において、講義科目の時間割配置を工夫し、特定の科目に履修者が偏らないよう配慮し、大人数講義の削減に努める。
- 2 「知の基礎」系科目の運用実績を調査し、その位置付け、内容及び運用について再検討を行う。
- 3 基礎ゼミナールの教育目的、方法論、運営方法について検討する。
- 4 学生と協力し、プレゼミ等による研究指導に関する情報提供、オリエンテーションの充実を図る。
- 5 ゼミナール大会の支援等を通じ、ゼミナール相互の交流を推進する。
- 6 履修指導教員制度の充実を図る。
- 7 4単位科目の半期開講制の実施、科目の2単位化等、全ての科目について半期開講を検討する。
- 8 シラバス等に記載する項目（履修モデルの提示、履修指導教員制度等）の検討及び内容の精査を

行う。

- 9 各授業科目のオリエンテーションを実施し、学生に対する詳しい授業内容の事前周知に努める。
- 10 本学ホームページにシラバスを掲載する。
- 11 シラバスの CD - ROM 化等電子情報化を検討する。
- 12 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。
- 13 授業担当教員に対し講義用機器に関するアンケート等を行い、授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。
- 14 言語センター、情報処理センターに関する学生への情報提供・広報活動を段階的に行う。
- 15 FD 講演会や FD コラム、シラバスなどを通じて単位制・履修登録上制限の意義を周知するとともに、単位制を実質化する講義法について検討する。

エ．適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1 成績評価基準の過度のばらつきを是正するための成績評価基準の策定、運用等の方針について検討する。
- 2 より客観的で厳密な評価を与えるため、現 4 段階である成績評価の細分化を進め、GPA 制度の導入について検討する。

大学院課程

ア．アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1 アントレプレナーシップ専攻と現代商学専攻の 2 専攻について、以下の入学者選抜方法を検討及び実施する。
《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》
 - a 社会人選抜においては意欲、目的を、一般選抜においては目的、学力を重視した選抜方法を実施する。
 - b 企業等派遣・企業等推薦による入学者選抜方法を検討する。
 - c 夜間大学院であるため、外国人の在留資格「留学」が認められるように地元自治体と協力して構造改革特区の申請を行う。
《現代商学専攻》
 - d 学力及び意欲を重視する選抜方法を実施する。
- 2 両専攻において、TOEFL、TOEIC、経済学検定試験等の外部試験と学内作成試験を併用する。
- 3 入試業務と入試広報を統括する入試課を設置する。
- 4 従来の大学院入試広報を全面的に見直し、2 専攻体制の基での効果的な入試広報のあり方について検討する。
- 5 就職支援活動や産学官連携活動等、企業等と連携する様々な機会を捉えて、大学院のアドミッション・ポリシーや教育内容の広報に努める。

イ．教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1 アントレプレナーシップ専攻と現代商学専攻の 2 専攻において、以下の教育課程を実施する。
《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》
 - a MBA の学位を授与するため、体系的かつ積み上げ方式の教育課程を編成する。
《現代商学専攻》
 - b 「経済学コース」、「商学コース」、「企業法学コース」、「応用社会情報コース」を置き、学部における専門 4 学科の教育との接続した教育課程とする。
 - c 一般教育系教員などの学問的資源を有効に活用したカリキュラムを作成・実施し、研究型大学院としての特色を維持する。
 - d 言語センター教員による英語関連科目を充実させ、英語専修免許の課程認定を受けるための検討を行う。

ウ．授業形態，学習指導法等に関する具体的方策

- 1 アントレプレナーシップ専攻と現代商学専攻の2専攻において，以下の授業形態及び学習指導方法を採用する。

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- a 基本科目をはじめとする全ての授業科目で，モジュール型授業（集中連続型）を取り入れるとともに，予習・復習にはeラーニングシステムを導入する。
- b 全ての専任教員を履修指導教員とし，2年間継続した，きめ細かな履修指導を行う。
- c インターンシップの研修プログラムを開発する。

《現代商学専攻》

- d 正・副研究指導教員制を継続し，きめ細かな研究指導を行う。
- e 学生のニーズに沿った履修モデルを作成する。

エ．適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1 秀・優・良・可・不可の5段階評価を新たに取り入れる。
- 2 優秀者に対する表彰及び奨学金給付制度の具体案について検討する。

（3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

イ．教育支援者の具体的配置方策

- 1 学務関連事務等を処理するため札幌サテライトに，専任職員1名と非常勤職員1名を配置する。
- 2 採用手続・位置付けを含むT Aのあり方について検討する。

教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

ア．講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い，多彩なメディアによる授業活性化を支援する。

- 1 講義用機器マニュアルを拡充・整備する。
- 2 授業担当教員に対し講義用機器の希望に関するアンケート等を通じて，授業に必要なマルチメディア関係機器の整備について検討する。

イ．情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。

- 1 情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業に関する実態調査を行い，授業を実施する際の課題，問題点を検討する。

ウ．本学教育の中核をなす研究指導（ゼミナール）の内容充実を図るために，ゼミ室における設備の点検を行い，拡充を図る。

- 1 ゼミ室における物品の調査・点検を実施し，老朽化物品の更新・整備を必要に応じて行う。

エ．教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策

- 1 貴重古資料を中心とした未入力図書7千冊の目録所在情報の電子化遡及入力を行う。
- 2 西洋古典の経済学書を中心に貴重資料約8千頁を電子化し，インターネット上に公開する。
- 3 学生用図書，参考図書のより一層の充実を図るため，予算確保を図る。
- 4 地域住民を含めた図書館利用者のために日曜開館を試行するとともに，休業期間（夜間主コース夏学期）における開館時間の延長を本実施する。
- 5 図書館利用に関する講習会の実施及びホームページの更新を行う。
- 6 高齢者等の図書館利用に配慮し，階段への手すりの設置及び利用の多様性に配慮したトイレの改修を図る。
- 7 学外者が誰でも自由に閲覧できる利用サービス体制に改め，利用について地域への広報活動を実施する。
- 8 貴重図書の展示会及び講演会を実施する。

オ．情報処理センターの活用・整備に関する具体的方策

- 1 授業等による講義室からのネットワーク利用状況等について調査する。
- 2 インターネットの利用状況について分析（SINET との関係）する。
- 3 E-Learning システムの基本構築を行う。Web サーバを設置する。
- 4 作成した教材の登録・参照機能を構築する。
- 5 学内におけるネットワーク利用状況等について分析する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

ア．「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。

- 1 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。

イ．教育活動に関する自己点検評価を行い、評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。

- 1 アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）において
 - a 学生による「授業評価法」、教員自身による「自己評価法」、同僚教員による「相互評価法」を検討し確定する。
 - b 各学期終了までにこれらの評価を実施して教育評価を行う。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

ア．「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。

- 1 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。

イ．FD研修・講習会やFD講演会などのFD活動を通じて、教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。

- 1 初任者 FD 研修と FD 講演会を 1 回以上開催する。
- 2 アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）では、教育評価結果に基づいて、各学期終了後に FD 研修を実施する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

ア．大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い、具体的な履修モデルを策定し、学生への周知徹底を図る。

- 1 新入生オリエンテーションの他、入学後一定時期を経てからの少人数制のオリエンテーション実施を検討する。
- 2 夜間主コースにおいては、働きながら学ぶ学生、生涯教育を目指す学生のために、履修モデル及び開講計画を提示する。昼間コースにおいては、各学科の専門教育を基礎に、関連する科目を結合した履修モデルを検討する。
- 3 履修モデルについては、シラバス及びホームページに掲載し、オリエンテーションと併せて、学生への周知徹底を図る。

イ．履修指導教員（１，２年次生担当）及びゼミ指導教員（３，４年次生担当）が修学指導担当員と密接に連携し、履修方法等も含め、学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。

- 1 履修指導教員の人数を 12 名から 28 名に増員する。
- 2 履修指導教員が、履修指導を行いやすくするための「マニュアル」について検討する。
- 3 1 年次・2 年次の成績不良者に対し、年 2 回（4 月，10 月）履修指導・相談を行う。
- 4 履修相談日（学科相談日：月 1 回等）等を設け、履修指導教員を中心に履修相談を行う体制について検討する。

ウ．平成 16 年度に履修指導を主としたホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員

のオフィスアワー等を掲載して、利用しやすい履修相談システムを確立する。

- 1 履修指導関係のホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載する。
- 2 学生の質問に対する回答をデータとして蓄積し、ホームページのQ & Aとして掲載する。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策

イ．学生からのアンケートや学生生活実態調査等を実施し、学生生活支援の改善に向けての施策を講ずる。

- 1 学生生活実態調査の項目や実施方法等について検討し、調査を実施する。

ウ．学生生活支援のための各種セミナーや講演会を実施する。

- 1 学生生活支援のためのセミナーや講演会（メンタルヘルス・エイズ・マルチ商法対策等の各種講演会、交通マナー・防犯・救急救命の各種講習会、避妊・性感染症の教育セミナー等）の実施計画を策定する。

エ．学生の心身の健康を保持するため、保健管理センター業務（診療・健康診断・健康精神相談・健康診断証明・健康セミナーなど）の充実を図る。

- 1 保健管理センター業務の充実を図るため、下記事項について、検討する。
 - a 健康診断受診率の向上及び健康診断時の健康・病歴調査方法等について
 - b 個別指導及びミニ健康ゼミナールの実施について
 - c ホームページの健康情報などの充実、他機関や他大学との保健活動上の交流推進について

オ．学生の自主的活動の支援体制の確立と積極的な方策を講じ、課外活動の活発化を促す。

- 1 学生団体（自治会、体育会、音楽芸術団体等）との連携を図り、支援体制の方策について検討する。

キ．同窓会と協力し、就職関連情報の収集を強化するとともに、就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。

- 1 就職支援とインターンシップを総括する就職課を設置する。
- 2 同窓会と協力し就職支援を強化する。
- 3 学生委員会のもとに、事務職員も参加する就職支援のための専門部会を設ける。

経済的支援に関する具体的方策

ア．現行の経済的支援制度について調査研究を行い、当該制度の迅速かつ的確な情報提供を図るとともに、民間、自治体に働きかけ、支援制度の拡大を促進する。

- 1 経済的支援制度について調査研究を行う。

イ．外部資金の積極的導入に努めるとともに、本学独自の奨学金制度を検討し、優秀な学生の確保に努める。

- 1 独自の奨学金制度の導入について調査研究を行う。

社会人・留学生等に対する配慮

ア．図書館、大学会館の開館時間の延長、自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。

- 1 地域住民を含めた図書館利用者のために日曜開館を試行するとともに、休業期間（夜間主コース夏学期）における開館時間の延長を本実施する。

イ．留学生のために、国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備、日本人学生との交流機会の場の確保、健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実を図る。

- 1 国際交流ラウンジに関する留学生等のニーズ調査を行う。

ウ．託児所設置を含む、子供を持つ学生が学びやすい環境について検討する。

- 1 託児所設置に関するアンケート調査を行い、実施の可能性について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域

本学の研究は以下の3つの方向を目指す。

ア．商科系単科大学の特徴を生かした総合的及び学際的研究を進める。

イ．社会が提起する諸課題に対し、具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づく研究を進める。

ウ．以上の研究の基礎となる理論的及び基礎的研究を、人文・社会・自然・言語の諸分野において、国際的な視野のもとに進める。

- 1 外部研究資金獲得のためのシステムについて検討し、成案を得る。
- 2 在外研究のための学内予算措置を講ずる。
- 3 学内における各種研究会に対する支援策について検討する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し、北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。

- 1 小樽商科大学・北海道地域連携協議会（本学、北海道、札幌市、小樽市で構成）を基盤に具体的プロジェクトを協議・決定し、各年度実施する。

イ．地域の諸団体や自治体の各プロジェクト、各種審議会・委員会に参画し、北海道経済の活性化に貢献する。

- 1 学外各種委員会等への参加を「対外的な研究活動」と位置付け、研究活動の評価対象とすべく、検討する。

ウ．社会人大学院生の受け入れ、セミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により、大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する。

- 1 語学及びテーマ別の公開講座を開催する。
- 2 夜間主コースの講義を、社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け、公開講座として社会人に開放する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

定期的な自己点検評価、外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。

- 1 本学の研究活動を、個々の教員及び全体について自己点検・外部評価するための体制を検討し、成案を得る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究資金の配分システムに関する具体的方策

ア．研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。

- 1 研究費配分システムについて検討し、成案を得る。

イ．平成16度に外部研究資金の獲得のための体制を確立する。

- 1 外部研究資金獲得のためのシステムについて検討し、成案を得る。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

研究用図書の実質、学情ネットワークシステムの整備等を行う。

- 1 研究に必要な設備等の整備のための予算配分の方針について検討する。

知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し，大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。

- 1 理系，知財分野等を中心に学外協力スタッフを補強する。
- 2 学外協力スタッフと協力して，今後の起業支援に関する方針策定と体制整備を図る。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

ア．平成16年度に本学の研究活動全般に関する自己点検評価体制を確立する。

- 1 本学の研究活動を，個々の教員及び全体について自己点検・外部評価するための体制を検討し，成案を得る。

イ．平成16年度に個々の教員の研究活動に関する自己点検評価体制を確立する。

- 1 本学の研究活動を，個々の教員及び全体について自己点検・外部評価するための体制を検討し，成案を得る。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。

- 1 道内大学との共同研究体制について，調査・研究を行う。

イ．共同研究，研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。

- 1 他大学の研究者との交流促進のための，予算措置を含む支援方法について検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

ア．ビジネス領域に限らず，幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。

- 1 共同研究等の拡大に向けた広報，地域ニーズ調査，実施体制の整備等を行う。
- 2 地域密着型共同研究等の実施件数につき，前年度以上を確保することを目標とする。

イ．本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し，地域住民に開放することで，市民参加型の研究会を増やす。

- 1 ビジネス創造センター登録研究会の活動を評価し，可能な限り地域に開放するように促すとともに，市民参加型の研究会を中期計画期間中，新たに5研究会を立ち上げる。

ウ．地域社会活性化へのニーズを汲み，地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。

- 1 地域社会活性化へのニーズを汲み上げるため，「一日教授会」を開催する。
- 2 語学及びテーマ別の公開講座を開催する。
- 3 夜間主コースの講義を，社会人のための再教育・生涯教育の場として位置づけ，公開講座として社会人に開放する。

エ．自治体や諸団体が設置する各種審議会，委員会，プロジェクトに対し，各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し，地域社会の活性化に貢献する。

- 1 研究者データベース化に着手して，一元的かつ積極的に本学教員を派遣する学内体制の整備を検討する。
- 2 学外各種委員会等への参加を「対外的な研究活動」と位置づけ，研究活動の評価とすべく，検討する。

オ．ビジネス創造センターが中心となって，地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。

1 ビジネス創造センター登録研究会，専門職大学院等との連携を含めて「ビジネス相談」に，より専門的・組織的に対応する体制の整備を行う。

カ．起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー，ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。

1 セミナー，ワークショップ開催のための調査及び体制の整備を行う。

キ．本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニューズレターなど，社会への情報還元の実現を図る。

1 ビジネス創造センターニューズレターを年2回発行し，ビジネス創造センター研究成果報告会を年1回開催する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

ア．北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために，大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。

1 これまで開催してきた「高度技術研修」の成果を生かし，実践的・機能的なセミナーを開催する。

イ．これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して，起業に関する学問的知見として広く公表し，教育研究へのフィードバックを図る。

1 これまで蓄積してきた大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約・整理し，論文等で公表する。

ウ．地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し，積極的な新事業・新商品・新サービスの開発，道外への販路拡大・マーケティング，体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。

1 ビジネス創造センターのビジネス相談での対応の他，テーマによっては，共同研究等での掘り下げ支援及び実践的なエグゼクティブコースの開催支援のための調査と体制の整備を行う。

エ．本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。

1 理系，知財分野等を中心に学外協力スタッフを補強する。

2 学外協力スタッフとビジネス創造センタースタッフ教員等との情報・意見交換会を年1回開催し，活動の強化を図る。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

道内公私立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え，公私立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして支援する

1 道内の公私立大学（理系を主）を対象に，大学発ベンチャー創出等に関する知見を広める場を作る方法を調査・研究する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

ア．本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策

1 協定締結可能なカナダの大学の調査（現地調査を含む。）を行う。

2 現行組織の問題点等の洗い出しを行う。

イ．外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策

1 先行実施大学の実態調査を行う。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

ア．平成16年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し，研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。

1 帰国外国人留学生の連絡先，進路等を調査・データベース化し，フォローアップ体制を整備する。

イ．アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し，留学生の受け入れを促進することによって，

教育面における国際貢献の役割を担う。

- 1 協定締結校を持たないアジアの開発途上国の大学の調査（現地調査を含む。）を行う。

大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図るための措置

ア．大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する。

- 1 本学における国際開発協力の基本方針を検討し、成案を得る。
- 2 協力可能分野等のデータベース化に着手する。

イ．国際援助機関等に対する専門的な提案の発信を強化する。

- 1 本学における国際開発協力の基本方針を検討し、成案を得る。

ウ．国際援助機関等からの照会に対応するための窓口を創設する。

- 1 本学における国際開発協力の基本方針を検討し、成案を得る。
- 2 協力可能分野等のデータベース化に着手する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

学長の発案に対して、全学的な観点から検討し、企画立案するために、平成16年度に学長を補佐する組織を設置する。

- 1 本学全体の見地から、学長が行う企画及び立案に際して、学長を補佐するため、学長が指名する者数名を「学長補佐」として配置する。

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

運営組織の変革に伴い、平成16年度に既存の各種委員会のあり方を見直す。

- 1 各種委員会等の位置付け、業務内容等について検討し、必要があれば見直しを行う。

(3) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

各種委員会等の審議機関に、当該審議に係る所掌の事務職員を構成員として配置する制度設計を行う。

- 1 各種委員会等の審議を円滑に進めるため、必要に応じて委員会等組織に事務職員を参画させる。

専門的知識を有する幹部職員が、積極的に法人運営に参画できる運営体制を検討する。

- 1 運営組織に、幹部職員が有効に加わる体制について検討する。

(6) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

予算管理システム導入及び実施のための組織整備

ア 平成16年度に予算編成方針の策定支援、予算原案の調整、予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け、また、予算案の審議及び調整する委員会を設置する。

イ 適切な予算管理システム設計のため、管理会計等、専門分野の人材を、外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成16年度に発足させる。

- 1 予算原案の検討及び調整等を行う財務委員会を設置し、また、予算管理事務を所掌し予算原案策定を支援する事務組織を整備する。
- 2 経営協議会及び役員会等での予算原案の審議手続きを明確化する。
- 3 財務委員会の下に、管理会計等専門分野の教員や外部の公認会計士などから成るプロジェクトチームを発足させ、平成16年度予算の編成及び実行に当たっての問題点を把握、検討し、平成17

年度以降の新予算管理システムの設計を行う。

戦略的な予算編成

毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。

- 1 学長による本学全体の戦略的な見地からの予算編成方針の下に、平成16年度予算を編成し実行する。
- 2 学長による予算編成方針の立案を支援する体制と審議プロセスを検討する。
- 3 各学科系・課等の部門別予算要求に競争原理が働く仕組みを検討する。

予算の効率的・効果的な実施

予算実績比較をできるだけ短期に行い、PDCA（Plan計画—Do実施—Check差異分析—Action是正措置）の徹底を図る。

- 1 平成16年度の実行予算について、随時、実績との差異を把握し、適切な是正措置をとる。
- 2 各学科系・課等の部門別には、効率的な予算執行を可能とするため、予算支出にあたっての責任権限を持たせるとともに、執行責任を委譲することでのコスト感覚の醸成を図る。
- 3 目標を超えた収入額を獲得した予算執行部門には、収入見合い額を配分する等のインセンティブを反映させる予算管理システムを検討する。

(7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

適正な会計制度の導入

会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。

- 1 本学の業務及び財産を把握し、「国立大学法人会計基準」に準拠し、本学の実状に合わせたセグメント、予算決算事項、勘定科目の設定等を行う。
- 2 本学「会計規程」、「会計規程運用方針」、「会計システム運用マニュアル」等の諸規定及びマニュアル等を整備し、組織的な会計制度を確立する。
- 3 会計業務が適切に実行されるよう内部牽制制度を設け、会計業務手続きの詳細を定める。

内部監査のための組織の設置

業務の内部監査機能を充実するため、業務執行部門から独立した学長直属の組織を平成16年度に設置する。

- 1 内部監査機能を充実させるため、業務執行部門とは独立した組織を設ける。
- 2 当該組織は学長直属とし、業務執行部門に対する調査、勧告権限を与える。
- 3 監事及び外部監査人と協力して、内部監査業務のあり方を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

各種委員会等の学内組織において学部及び大学院における教育課程、入学者選抜及び研究体制の課題・問題点を恒常的に研究しつつ、必要に応じて組織の編成・見直しを行う。

- 1 学内の各種委員会等の活動を集約し、教育研究組織上の問題点・課題を把握するシステムについて検討する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

18歳人口の減少、国際化等の大学をめぐる環境の変化に伴う、学部及び大学院における教育のありかたの変化に合わせて、教育研究組織も見直しを行う。

- 1 夜間主コースの学生定員を100名から50名に削減し、働きながら学ぶ学生及び社会人の再教育・生涯教育のためのコースと位置付け、教育課程においては、所属学科を越えて自由に学習できる「総合コース」とする。
- 2 商業教員養成課程を廃止する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

種々の職務の特殊性に鑑み、多様な勤務形態が可能となるよう検討し、実現を図る。

- 1 職務に応じた勤務形態について検討する。

(4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を促進する。

- 1 媒体に適する外国の学術雑誌を調査・検討する。

(7) 教職員の勤務環境の整備に関する具体的方策

託児所設置を含む、教職員が働きやすい環境について検討する。

- 1 託児所設置に関するアンケート調査を行い、実施の可能性について検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

平成20年度末までに事務系職員の採用・養成・研修及び人事交流についての共同業務処理のシステムを完成する。

- 1 採用に関して、北海道7国立大学等による「北海道地区国立大学法人等職員採用実施委員会」及び「同委員会作業部会」において、事務系職員の採用関係業務の共同処理体制を検討し、実施を試みる。
- 2 養成・研修に関して、北海道7国立大学等の担当課長による「連絡会(仮称)」を設置し、事務系職員の養成・研修プログラムの共同実施の方策について検討する。
- 3 人事交流に関して、北海道7国立大学等の担当課長による「連絡会(仮称)」を設置し、事務系職員の人事交流のあり方等について検討を行い、共同業務処理のシステム案を作成する。

志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。

- 1 北海道地区国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」において、名古屋地区において入試広報を実施する。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

効率化、合理化のための外注化を推進する。

- 1 外注化に適した業務について、洗い出しを行う。
- 2 課外活動施設及び国際交流会館の維持管理業務の外注化について検討する。
- 3 講義室等のAV機器の定期的メンテナンスの外注化について検討する。

平成20年度末までに、事務処理のIT化、ペーパーレス化を推進する。

- 1 事務処理のIT化、ペーパーレス化に該当する業務について洗い出しを行う。
- 2 シラバスを本学ホームページに掲載し、科目選択の充実を図る。
- 3 各種証明書発行の自動化について、検討する。

(3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

全学的に組織及び職員配置を見直し、学長の政策決定支援、企画立案、財務、地域貢献、産学官連携、修学指導、就職指導、入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び職員配置に改める。

- 1 法人化に対応した新事務組織を設置し、適切な職員配置を行う。

職員の資質・能力の向上

ア．平成17年度末までに、国立大学法人の業務内容と適切に対応した職員の学内・外の研修プログラムを確立する。

- 1 国立大学法人の業務内容と適切に対応した職員の学内・外の研修プログラムについて、調査・検討する。

イ．平成18年度末までに、職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムを確立する。

- 1 職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムについて、調査を行う。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

外部研究資金に関する情報を収集し、学内に情報提供するとともに、平成16年度に、申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。

- 1 教員の研究支援を行う事務組織を整備する。
- 2 科学研究費補助金の申請件数、獲得件数や金額について前年度以上を目標に、組織的な取り組みを行う。

本学の研究者、研究活動、研究成果等に関する情報をデータベース化するとともに、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の獲得に結びつくような広報戦略を策定する。

- 1 研究者総覧の内容の充実を図り、ネット等でも広く公開する。
- 2 本学教員の研究、教育、社会貢献等に関する情報のデータベース化に着手する。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

学内資源、設備の開放による自己収入の増加方策

教室・体育館・プール・緑丘荘等の貸し付け範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。

- 1 教室、体育館、プール、緑丘荘等の貸付範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。
- 2 利用規程の見直しと、サービス充実のための体制整備を行う。

学生のニーズの高い簿記、言語、情報処理等、検定試験向けの有料講座を、小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。

- 1 簿記・言語・情報処理等検定試験向け講習会、一般時事解説向け講座などを整理し、運営体制、料金設定、また運営主体への収入還元の仕事等について検討する。
- 2 アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）において、エグゼクティブ・プログラムの開発について検討する。

寄附講座等の設置

ア．専門職大学院等に寄附講座を設置するため、企業等へ具体的な講座を提案するなど、積極的に働きかける。

イ.ビジネス創造センター,専門職大学院等に特定目的の基金について寄付が受けられるよう努力する。その際,講座及び基金に寄付者名や寄付企業名を付し,特典を提供するなどの制度を設ける。

- 1 アンブレプレナーシップ専攻(ビジネススクール)等に寄附講座を設置するための関係諸制度の整備を行うとともに,具体的な講座を提案するなど,企業等に積極的な働きかけを行う。
- 2 アンブレプレナーシップ専攻(ビジネススクール),ビジネス創造センターに特定目的資金等の寄付を受け入れられるよう努力するとともに,寄付者名や寄付企業等を付し,特典を提供できるいわゆる冠基金・冠講座の設置を可能とするような関係諸制度の整備を行う。

研究生・科目等履修生等,非正規生の増加を図るため,制度についての広報活動を積極的に行う。

- 1 非正規生の増加を図るため,ホームページ,各種説明会,一日教授会等を通じて積極的な広報活動を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

本学全体の業務を十分に分析,吟味し,さらに外部委託が可能な業務については,費用対効果を考慮の上,外部委託を推進する。

- 1 現状の構内環境整備等で委託している人材派遣業務を,費用対効果の点から再検討する。
- 2 適材適所に必要不可欠な業務に限って外部委託を導入する。

光熱水費,消耗品費,旅費交通費等について,経費の抑制が可能な方策を見直し,該当する経費は,あらゆる観点からの節約削減策を講じる。

- 1 使用エネルギーの実態調査分析を行う。
- 2 省エネシステムへの更新を検討する。
- 3 電力小売りの自由化にあたって,電力供給契約の競争契約導入について検討する。
- 4 学生・教職員へ省エネ・省資源の啓蒙活動を行う。
- 5 光熱水量を1%削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

本学全体の資産を見直し,有効利用化を検討する。

- 1 建物等の利用用途に合わせた有効利用化を図る。
- 2 宿舍について全体の入居状況を随時把握し,適正な入居調整を行い,空き宿舍が生じない等の方法を講じる。

施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は,可能な限り共同利用し,利用効率の改善を図る。

- 1 ゼミ室,共通室等に保有する電子計算機,実験器具,計測器等の物品について,可能な限り共同利用を図るための調査を行う。
- 2 資産価値を高めるため適切な維持保全を行い,できるだけ施設の延命化を図る。

施設等を設置する際には,キャンパスの美化に資するデザイン,ソーラーパネルの設置等,環境への配慮,遊び談話空間等の快適さに十分配慮し,また資金調達や管理面においては,PFIを導入する等の検討を行う。

- 1 大学として施設を整備する際の基本的なコンセプトを策定する。
- 2 快適空間のための環境整備を図る。

学内施設を積極的に開放し、地域社会への貢献を図り、利用効率を改善する。さらに、学内ホームページ等により、開放状況を積極的に広報する。

- 1 開放できる施設とそれに備わっている設備の調査をデータベース化する。
- 2 利用規程の見直しと、サービス充実のための体制整備を行う。

施設の要修繕箇所を把握し、計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上、適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。

- 1 施設の要修繕箇所調査のマニュアルを作成して、調査を実施する。

潜在するリスクに対する予防的な施設の点検、保守、修繕等を効果的に実施する。

- 1 施設の劣化を防止するため、効果的に修繕する計画について検討する。

施設の新增築や修繕の計画において、教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し、イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。

- 1 教育、研究、福利施設等の施設別に費用対効果を考慮した施設の機能水準を作成する。

平成17年度末までに、施設の巡回点検及び利用者の安全性、信頼性に関する意見聴取を実施し、その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。

- 1 広く利用者から聴取した意見を系統別に整理する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

平成18年度末までに、評価項目の選定について、広く学内外の意見を聴取するための制度を構築するとともに、緊急性・重大性・即効性の見地から、評価の重点課題の選定を行う。

- 1 自己点検評価項目の選定等について検討部会を設置し、部会案を作成する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

平成19年度末までに、評価結果を大学運営の改善に活用するためのフィードバック・システムを構築する。

- 1 フィードバック・システムについて検討部会を設置し、部会案を作成する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

情報公開及び広報活動の推進のための体制整備・充実を図る。

ア．様々な情報を適切かつ積極的に公開・提供するための、基本的な広報戦略を策定するため、学外者を含めた情報公開を推進する委員会を設置する。

イ．上記広報戦略を実施し、学内の様々な情報をわかりやすく公開・提供するため、広報担当部門を設ける。

- 1 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本的な広報戦略を策定する学外者を含めた広報委員会を設置する。
- 2 広報戦略を具体的に実施するための広報担当部門を設置する。

社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略を策定する。

ア．広報誌，ホームページ等の様々な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため，アンケート調査を企画，実施する。

- 1 広報誌，ホームページ，データベース検索等の様々な広報媒体に対する社会のニーズを把握するための調査を検討する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

教育研究の重点化のため専門職大学院整備に必要なスペースは，総合研究棟の計画及び現有施設の点検評価の結果に基づく改善等により整備する。

- 1 アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）における小樽キャンパスの授業は，4号館講義棟2階フロアを整備して行い，札幌での授業は現在の札幌サテライトで実施する。

健康科学系施設等老朽施設の改善を図るため，重点的かつ計画的に整備する。

- 1 施設の老朽化の改善や耐震性能の向上を図るとともに，地域貢献のための交流事業拡大を推進するため，平成17年度概算要求を行う。

地球環境の保全への取り組みとして，地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため，環境整備についての計画を策定する。

- 1 学生・教職員へ省エネ・省資源の啓蒙活動を行う。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し，実施のための組織及び体制を確立するとともに，施設の利用状況等を点検評価し，教育研究スペースの総合的な有効利用を図る。

施設等の有効活用及びスペースを効率的に活用するため，利用頻度の低い施設，新增築・大型改修時に延べ面積の20%以上を確保，等施設設備の有効活用を図る。

- 1 有効利用に関する規程を制定する。
- 2 施設の有効活用を図っている他の事例を学内ホームページ等で紹介し，教職員の意識啓発を図る。

平成18年度末までに，施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な更新計画を策定し，実施するための施設設備管理システムを構築の上，施設マネジメントを推進する。

- 1 施設設備の劣化状況を調査する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

労働安全衛生法等に基づき，学内諸規程の見直しと整備を図り，ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また安全管理に関する責任部署を明確化し，点検マニュアルによる点検を定期的に行う。

- 1 学生の安全に関する諸規程を見直す。
- 2 安全点検マニュアルの作成と安全管理体制の確立を図る。
- 3 危機管理マニュアルを作成する。
- 4 学生・教職員に対して安全意識の啓蒙を図る。

平成16年度に施設，備品，傷害，事故等に備え，保険加入を促進する。

- 1 建物・設備装置・什器類のほか，官用自動車・小型船舶等，本学が所有する財物全体のリスクマ

ップを詳細に把握する。

- 2 費用対効果を念頭に保険内容、保険金額を決定の上、必要となる保険に加入する。

毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに、要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため、平成16年度に点検マニュアルを整備し、定期的に点検を行う。

- 1 学内規程の「毒物及び劇物取扱要領」の見直しを行う。

(2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

様々な媒体を通じて、安全意識の啓蒙に努めるとともに、学内メール等による学生等からの問題点の指摘や、相談のための窓口を平成16年度に設ける。

- 1 安全管理に関する広報活動の一環として、学内メール等を介した相談窓口を設置する。

学生・教職員の安全意識向上のため、防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等を実施する。

- 1 学生・教職員等の安全に対する意識を向上させるよう、学内規程に定める防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等の教育訓練を実施する。

学生・教職員の傷害事故、自動車事故等に備え、保険加入を促進する。

- 1 大学施設内における瑕疵や業務執行上の過失事故を想定し、学生・教職員等に対する傷害事故、自動車事故等の賠償事故となる損害リスクを洗い出し、該当の保険に加入する。

万が一の事故に備え、学長をトップとするリスク管理体制を平成17年度末までに整備し、また、リスク管理の在り方についての研究を行う。

- 1 危機管理マニュアルを作成する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

- 1．短期借入金の限度額 4億円
- 2．想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
小規模改修 災害復旧工事 屋内運動場改築	総額 5 2 2	施設整備費補助金 (5 2 2 百万円)

(注) 金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

人材育成については，民間の手法を調査・研究することはもとより，北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて，国立大学法人運営の基礎となる法務，財務，労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数 206人

また，任期付き職員数の見込みを1人とする。

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 1,979百万円(退職手当を除く)

3. 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,504
施設整備費補助金	522
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	1,366
授業料及入学金検定料収入	1,347
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	19
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	42
長期借入金収入	0
計	3,434
支 出	
業務費	2,870
教育研究経費	2,187
診療経費	0
一般管理費	683
施設整備費	522
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	42
長期借入金償還金	0
計	3,434

[人件費の見積り]

平成16年度中総額1,979百万円を支出する。(退職手当を除く)

注) 退職手当については、国立大学法人小樽商科大学退職手当支給規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,805
經常費用	2,805
業務費	2,684
教育研究経費	599
診療経費	0
受託研究費等	10
役員人件費	55
教員人件費	1,418
職員人件費	602
一般管理費	118
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	3
臨時損失	0
収入の部	2,805
經常収益	2,805
運営費交付金	1,414
授業料収益	1,133
入学金収益	160
検定料収益	34
附属病院収益	0
受託研究等収益	10
寄附金収益	32
財務収益	0
雑益	19
資産見返運営費交付金等戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,462
業務活動による支出	2,802
投資活動による支出	632
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	28
資金収入	3,462
業務活動による収入	2,912
運営費交付金による収入	1,504
授業料及入学金検定料による収入	1,347
附属病院収入	0
受託研究等収入	10
寄付金収入	32
その他の収入	19
投資活動による収入	522
施設費による収入	522
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	28

注) 前年度よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継額28百万円を含む。

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

学部等	学部の学科,研究科の専攻等
商学部 （昼間コース）	経済学科 527人 商学科 568人 企業法学科 406人 社会情報学科 284人 商業教員養成課程 75人 ----- （夜間主コース） 経済学科 72人 商学科 100人 企業法学科 72人 社会情報学科 106人
商学研究科	経営管理専攻 20人 （うち修士課程 20人） 現代商学専攻 10人 （うち修士課程 10人） アントレプレナーシップ専攻 35人 （うち専門職学位課程 35人）

平成17年度 国立大学法人小樽商科大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

ア．教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1 「知の基礎」系科目の内容について成案を得、学則改正を行う。
- 2 シラバス・オリエンテーション等を通じて、学生に教養教育の重要性を認識させ、基礎科目、外国語科目等について幅広い履修を促す。
- 3 交換留学、外国人留学生の受入等を通じた国際交流を促進する。

イ．卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1 教育課程及び教育方法に関する年度計画の実施を通じて人材育成のための環境の充実に努める。
- 2 本学出身の中学・高校教諭の研究会（教職研究会）に、教員を目指す現役学生を参加させる。
- 3 交換留学、外国人留学生の受入等を通じた教育の国際交流を実施する。
- 4 就職課を中心として、学生に対する就職支援を強化する。
- 5 平成16年度の課外活動の支援方策の検討を踏まえ、地域社会における学生の正課外活動を積極的に支援する方策の実施を図る。
- 6 シラバス、ホームページ等で制度の周知を図る。

大学院課程

ア．修了後の進路等に関する具体的目標の設定

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- 1 新規事業を創造し、既存事業の革新を行い、組織改革を実行しうる人材を育成する。
- 2 組織変革のできる自治体職員を育成する。

《現代商学専攻》

- 3 各コースの履修モデルを学生に示し、統計学や学術英語に関する科目について、履修するよう指導を行い、研究者として必要な素養を身につけさせる。
- 4 英語専修免許の課程認定により、英語関連科目の昼夜開講を実施し、現職教員の受け入れを図る。

イ．教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- 1 授業改善のアンケートを実施し、成績評価と合わせて自己点検評価を行い、外部評価を検討する。
アントレプレナーシップ専攻は全ての科目が半期で修了するため、各期の前半で問題点を把握するためのアンケートを実施し、それに基づいて改善を行い、後半に改善の成果を問うアンケートを実施する。
- 2 授業改善の成果を次の半期に引き継ぐためのシステムを作成し、教育の成果を継承する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程

ア．アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1 平成16年度入試広報・高大連携に関する検討結果に基づき、平成17年度の入試広報・高大連

携の事業計画を策定し、実施する。

- 2 平成16年度の入学者選抜方法研究の総括の検討結果に基づき、平成17年度入試の選抜結果の分析及び成績調査を実施する。
- 3 平成16年度の入試広報のあり方の検討結果に基づき、社会人及び留学生に対する入試広報活動を実施する。
- 4 「企業訪問」、「学内企業セミナー」等で、外国人留学生の採用依頼に一層努めると共に、留学生自らの就職活動をより活発化させるための働きかけを強める。
- 5 札幌商工会議所主催「道内企業と中国人留学生との交流会」に就職を希望する中国人留学生を全員参加させ、就職内定に繋げる。
- 6 入試広報及び入学者選抜に関する専門的な事務職員を育成するため、予備校等の受験産業の講師を招聘し、研修を実施する。

イ．教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1 昼間コースにおいては、各学科の専門教育を基礎に、関連する科目を結合した履修モデルを提示する。
- 2 平成16年度授業時間割を分析し、適正に配置できる科目数等の検討を行う。
- 3 本学の時間割編成、授業方法等について検証を行い、演習科目では対話型形式の授業を徹底し、個々の学習到達に応じた授業運営をするための工夫について検討する。
- 4 基礎ゼミナールの教育目的、方法論、運営方法について成果を得、基礎ゼミナールを運営する。
- 5 研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織の構築について検討する。
- 6 「知の基礎」系科目の内容について成案を得、学則改正を行う。
- 7 平成17年度当初に配付するシラバスに本学の教育目的、教育課程の特徴、教育方法、履修モデル等を明示し、学生の効果的な履修計画を支援する。
- 8 シラバス、ホームページ等で制度の周知を図る。
- 9 本学独自のインターンシップに受講希望する学生の増加に対応して、更に受入企業等の開拓を図る。
- 10 本学実施のインターンシップに加えて、「本学以外の組織等が行う研修等（学外研修）」の導入を検討する。
- 11 「就業体験型」のプログラムに加え、「課題実践型」プログラムモデルの開発を検討する。
- 12 本学同窓会との連携のもとに、平成17年度の「エバーグリーン講座（総合科目）」を企画立案する。
- 13 英語の授業を基礎クラス、発展クラス、ネイティブクラスに分けて行う。
- 14 留学生が参加する授業について推進を図る。
- 15 学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。

ウ．授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1 平成16年度授業時間割を分析し、適正に配置できる科目数等の検討を行う。
- 2 本学の時間割編成、授業方法等について検証を行い、演習科目では対話型形式の授業を徹底し、個々の学習到達に応じた授業運営をするための工夫について検討する。
- 3 「知の基礎」系科目の内容について成案を得、学則改正を行う。
- 4 基礎ゼミナールの教育目的、方法論、運営方法について成案を得、基礎ゼミナールを運営する。
- 5 研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織の構築について検討する。
- 6 研究指導に関する情報提供の現状を点検し、問題があれば検討する。
- 7 ゼミナール相互の交流状況を点検し、問題があれば検討する。
- 8 履修指導の現状を点検し、問題があれば検討する。
- 9 「履修指導マニュアル」を導入する。
- 10 平成16年度に実施した半期開講の検討結果に基づき、セメスター制を実施する場合の問題点を

検討する。

- 11 後期開始科目の履修の変更を認める方向であり、その履修登録制度を見直す。
- 12 昼間コースにおいては、各学科の専門教育を基礎に、関連する科目を結合した履修モデルを提示する。
- 13 各授業科目のオリエンテーションを、実施結果に基づき、必要に応じて見直しを行い充実・整備していく。
- 14 ホームページに掲載しているシラバスを使いやすさなどで充実する。
- 15 授業改善のためのアンケートを実施してその結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。
- 16 授業担当教員に対し講義用機器に関するアンケート等を行い、授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。
- 17 言語センターの情報提供・広報活動を段階的に行う。
- 18 講義室のマルチメディア化により、高度な授業支援の推進を図る。
- 19 情報処理センターのホームページを通じて、学生利用者への情報提供を行う。
- 20 シラバスなどを通じて単位制・履修登録上制限の意義を周知するとともに、単位制を実質化する講義法について検討する。
- 21 単位制を実質化する講義法として、E-learningシステムの開発を進める。

エ．適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1 平成16年度の検討結果に基づき、成績評価基準の具体的な方法について、検討を行う。
- 2 平成16年度の検討結果に基づき、GPA制度の導入のための具体的事項を検討する。

大学院課程

ア．アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- 1 社会人選抜においては意欲、目的を、一般選抜においては目的、学力を重視した選抜方法を実施する。
- 2 5年一貫教育プログラムに属する学生の本専攻への進学に際しては、意欲、目的を確認したうえで個別の指導・ガイダンスを行う。
- 3 企業等派遣・企業等推薦と連動した入学者選抜方法を実施するためのワーキング・グループを中心に、具体的なシステム作りを進める。
- 4 外国人学生の修学支援のために設けられた「留学生学外相談員」制度を外国人志願者に周知させる。
- 5 大学院入試広報をより効果的に行うため、広告、メディアでの紹介、説明会、産学官共同セミナーなど、積極的に広報戦略の策定と実施に取り組む。

《現代商学専攻》

- 6 多様な社会人を受け入れるための社会人特別選抜の導入を検討する。
- 7 TOEFL, TOEIC等の外部試験を実施する。
- 8 外国人志願者に対する日本語能力試験等の外部試験の導入を検討する。
- 9 5年一貫教育プログラムの対象学生を含め、早い年次の学生も大学院入試説明会に参加することを促すための方法を検討する。

イ．教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- 1 地域のニーズにも対応したカリキュラムについて、見直しのための検討を行う。

《現代商学専攻》

- 2 商学研究のグローバル化に対応した英語を重視した教育課程とするため、「商学コース」を「国際商学コース」に名称を変更する。

- 3 英語専修免許の課程認定を受け、昼夜開講を実施して現職教員を受け入れる体制を整備する。
- 4 生涯教育志向の社会人に配慮し、教育課程の見直しについて検討を行う。
- 5 国立大学法人12大学間における「社会人学生転入学制度」の導入を検討する。

ウ．授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- 1 E-ラーニングシステムを拡充し、予復習支援システムのより一層の高度化、ケース教材の充実、データベース整備等を図る。
- 2 実践科目の教育システムについて一層の拡充を図るべく検討を進める。
- 3 5年一貫教育プログラムに対応した準備教育システムを整備する。
- 4 研修プログラムに基づき、インターンシップを実施するとともに、協力企業の開拓、プログラム内容の充実に努める。

《現代商学専攻》

- 5 正・副研究指導教員制を継続し、きめ細かな研究指導を行うとともに修士論文指導における組織的取り組み体制を検討する。
- 6 学生のニーズに沿った履修モデルのさらなる改善を検討する。

エ．適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1 5段階評価の実績を踏まえ、基礎データの検証を行い、GPA活用の検討を行う。
- 2 関係委員会等と協議の上、表彰制度、奨学金給付制度の具体案を作成する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

ア．教員の最適配置を促進するための制度（客員教授制度、任期制等）、教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度、教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために専門委員会を設け、平成17年度末までに検討を終える。また、教育能力の適正な評価の基準及び評価方法についても実施可能なシステムを検討する。

- 1 専門委員会の設置を行い、教員の最適配置を促進するための制度（客員教授制度、任期制等）、教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度、教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために調査・検討し成案を得る。

イ．教育支援者の具体的配置方策

- 1 専門委員会の設置を行い、教育環境を点検し、有効な教育支援業務の方策を調査研究する。
- 2 客員教員、研究員のためのスペースを札幌サテライト内に確保するよう検討を行う。
- 3 大学院改革に伴う状況変化を踏まえTAのあり方を再検討し、具体的方策を講ずる。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

ア．講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い、多彩なメディアによる授業活性化を支援する。

- 1 講義用機器マニュアルを拡充・整備する。
- 2 授業担当教員に対し講義用機器に関するアンケート等を行い、授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。

イ．情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。

- 1 平成16年度に実施したネットワーク利用状況調査に基づき、情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を実施する際の課題、問題点を検討する。

ウ．本学教育の中核をなす研究指導（ゼミナール）の内容充実を図るために、ゼミ室における設備の点検を行い、拡充を図る。

- 1 ゼミ室における物品の調査・点検を実施し、老朽化物品の更新・整備を必要に応じて行う。

エ．教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策

- 1 貴重古資料を中心とした未入力図書 1 万冊の目録所在情報の電子化遡及入力を段階的に行う。
- 2 西洋古典の経済学書を中心に貴重資料約 3 千頁の電子化を図り、インターネット上に段階的に公開する。
- 3 学生用図書、参考図書の充実を図るため、予算確保を図るとともに、授業・シラバス等を考慮した選書の在り方について検討する。
- 4 図書館備付け雑誌の見直しについて検討する。
- 5 地域住民を含めた図書館利用者のために、祝日開館の試行を図るとともに、日曜開館を本実施する。
- 6 新入生オリエンテーション・プログラムの一環として、図書館利用案内の実施を検討するとともに、全学生を対象としたライブラリー・ツアーを実施する。
- 7 図書館ホームページの各コンテンツの整備・充実に継続して行う。
- 8 高齢者等の図書館利用に配慮し、正面玄関階段への手摺りの設置、トイレの改修について段階的に整備する。
- 9 小樽市の施設が開催するイベントと連携して、貴重図書の展示会を実施する。
- 10 図書館利用のセキュリティ確保のため、入館管理システム及び防犯監視システムの導入について検討する。

オ．情報処理センターの活用・整備に関する具体的方策

- 1 平成 16 年度実施したネットワーク利用状況調査で要望の多かった無線 LAN の利用に関して、セキュリティ確保等について検討し、講義室での利用形態を検討する。
- 2 本校と札幌サテライト間の回線の高速化、SINET 接続形態のほかに民間プロバイダとの接続形態を検討する。
- 3 学外からの利用を想定して、セキュリティを強化した認証機能について検討する。
- 4 単位制を実質化する講義法として、E-learning システムの開発を進める。
- 5 平成 16 年度のネットワーク利用状況の調査内容を分析し、本学の実情に則した情報セキュリティポリシーを検討し策定する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

ア．「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。

- 1 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》
- 2 アンケート調査を実施し、データを蓄積する。
- 3 データを分析して問題点を把握し、効果的な教育活動について検討する。

イ．教育活動に関する自己点検評価を行い、評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

- 1 学生による「授業評価法」、教員自身による「自己評価法」、同僚教員による「相互評価法」に基づく評価を実施し、教育評価を行い、改善に努める。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

ア．「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。

- 1 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》
- 2 アンケート調査を実施し、データを蓄積する。

3 アンケートの質問項目及び結果の公表等について再検討する。

イ．FD研修・講習会やFD講演会などのFD活動を通じて、教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。

1 平成17年度のFD活動方針を策定し、FD研究、FD研修、FD講演会等を実施する。

《アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）》

2 教育評価結果に基づいて、各セメスター終了後にFD研修を実施する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

ア．大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い、具体的な履修モデルを策定し、学生への周知徹底を図る。

1 新入生オリエンテーションの他、入学後一定時期を経てからの少人数制のオリエンテーションを実施する。

2 昼間コースの履修モデルを、シラバス及びホームページに掲載し、オリエンテーションと併せて、学生への周知徹底を図る。

イ．履修指導教員（1，2年次生担当）及びゼミ指導教員（3，4年次生担当）が修学指導担当員と密接に連携し、履修方法等も含め、学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。

1 履修指導の現状を点検し、問題があれば検討する。

2 「履修指導マニュアル」を導入する。

ウ．平成16年度に履修指導を主としたホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載して、利用しやすい履修相談システムを確立する。

1 履修指導関係のホームページを充実する。

2 学生の質問に対する回答をデータとして蓄積し、ホームページのQ & Aを充実する。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策

ア．多様な学生に対応できる相談体制をより一層充実させるとともに、学生が相談しやすい環境を整える。

1 現在行っている各種相談窓口の内容等を調査分析し、相談体制の見直し及び相談しやすい環境作りについて検討する。

イ．学生からのアンケートや学生生活実態調査等を実施し、学生生活支援の改善に向けての施策を講ずる。

1 調査内容から問題点を抽出し、学生支援の施策について検討する。

ウ．学生生活支援のための各種セミナーや講演会を実施する。

1 実施計画に基づき講演会等を段階的に実施し、開催結果を検証して次年度の開催計画立案に反映させる。

エ．学生の心身の健康を保持するため、保健管理センター業務（診療・健康診断・健康精神相談・健康診断証明・健康セミナーなど）の充実を図る。

1 平成16年度実施した内容を検証し、反省点を踏まえ、下記事項について実施する。

健康診断受診率の向上及び健康診断時の健康・病歴調査方法等について

個別指導及びミニ健康ゼミナールの実施について

ホームページの健康情報などの充実、他機関や他大学との保健活動上の交流推進について

オ．学生の自主的活動の支援に向けて積極的な方策を講じ、課外活動の活発化を促す。

1 学生団体等との検討に基づき、学生の自主的活動の支援体制について具体案を作成する。

カ．職業観の育成やキャリア教育の充実を図る。

1 低学年次から職業観、職業意識の醸成を図るため、「キャリアガイダンス」を実施する。

2 職種、業種、業界研究等を行う「職業概論」的な授業を開講し、キャリア教育の充実を図る。

キ．同窓会と協力し，就職関連情報の収集を強化するとともに，就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。

1 就職課を中心にして，下記の就職支援事業・業務の充実を図る。

同窓会の支援・協力を得て，「学内企業セミナー」の充実・発展及び学生に対する「就職活動融資事業」の制度化を図る。

学内「公務員対策講座」及び「各種資格取得講座」の開設について検討する。

就職支援室の拡大・充実について検討する。

学生ボランティアによる就職支援活動を援助する。

経済的支援に関する具体的方策

ア．現行の経済的支援制度について調査研究を行い，当該制度の迅速かつ的確な情報提供を図るとともに，民間，自治体に働きかけ，支援制度の拡大を促進する。

1 平成16年度の調査研究結果を基に具体案を検討する。

イ．外部資金の積極的導入に努めるとともに，本学独自の奨学金制度を検討し，優秀な学生の確保に努める。

1 平成16年度の調査研究結果を基に具体案を検討する。

社会人・留学生等に対する配慮

ア．図書館，大学会館の開館時間の延長，自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。

1 地域住民を含めた図書館利用者のために，祝日開館の試行を図るとともに，日曜開館を本実施する。

2 大学会館の会館時間の延長について学生団体等へのアンケートを実施する。

イ．留学生のために，国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備，日本人学生との交流機会の場の確保，健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実を図る。

1 平成16年度の二 - ズ調査を基に，国際交流ラウンジの学習環境の整備等について段階的に実施する。

2 継続して二 - ズ調査を実施する。

3 新入生オリエンテーションやチュ - タ - 制度の充実を図る。

ウ．託児所設置を含む，子供を持つ学生が学びやすい環境について検討する。

1 平成16年度に実施したニーズ調査の結果に基づきワーキンググループを設置し，コスト上の観点も考慮に入れて学びやすい環境について再検討する。

「学生何でも相談室」の充実

学生への周知徹底，人員の適正な配置等を通じて，学生の学習生活支援等に関する相談窓口としての「学生何でも相談室」の機能の充実を図る。

1 学生の利用状況や相談内容を分析・調査する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域

本学の研究は以下の3つの方向を目指す。

ア．商科系単科大学の特徴を生かした総合的及び学際的研究を進める。

イ．社会が提起する諸課題に対し，具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づく研究を進め

る。

ウ．以上の研究の基礎となる理論的及び基礎的研究を，人文・社会・自然・言語の諸分野において，国際的な視野のもとに進める。

- 1 平成16年度に成案を得た外部研究資金獲得システムの方針に従って外部資金の獲得に努める。

成果の社会への還元に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し，北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。

- 1 小樽商科大学・北海道地域連携協議会（本学，北海道，札幌市，小樽市で構成）を基盤に具体的プロジェクトを協議・決定し，各年度実施する。

イ．地域の諸団体や自治体の各プロジェクト，各種審議会・委員会に参画し，北海道経済の活性化に貢献する。

- 1 対外的な研究活動と位置付けた学外各種委員会への参加を，研究活動情報としてデータベース化することを検討する。

ウ．社会人大学院学生の受け入れ，セミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により，大学の資源を地域社会に開放し，地域社会の変革に貢献する。

- 1 夜間主コースの講義を，社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け，公開講座として社会人に開放する。
- 2 テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。
- 3 大学院現代商学専攻においても，社会人特別選抜の導入を検討する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

定期的な自己点検評価，外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。

- 1 整備した体制の下で，研究評価実施のため，研究活動情報のデータベース化について検討する。
- 2 研究活動情報以外の大学情報を一元的に管理できる「大学情報データベース」の構築を目指す。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1 後援会助成事業において，教員の研究の質の向上のため，海外派遣を行う。
- 2 内地研究員制度及び客員研究員制度等の導入について検討を行う。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

ア．研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。

- 1 平成16年度に行った教員研究費の傾斜配分の評価項目を見直し，引き続き教員研究費の傾斜配分を行う。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

研究用図書の実質，学情ネットワークシステムの整備等を行う。

- 1 図書館における学術用データベースについて，必要な措置を講ずる。

知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し，大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。

- 1 平成17年度に起業支援に関する体制整備を図る。

イ．産学連携の強化を図るため，学内の規制緩和について検討する。

- 1 民間企業の資金等を大学に誘引するため受託研究・共同研究の創出，取得，管理及び活動に係る諸規定の緩和の方針について検討する。
- 2 共同研究等について，大学の研究者と企業の実施に対するインセンティブの調和を図るための措置について検討する。

ウ．大学の知的財産権政策の確立を図るため，機関管理に向けた体制整備を行う。

- 1 共同研究等で得られた学内の特許，ノウハウ等の知的財産データベースを構築し，知的財産活用の機関管理の基本方針を検討する。
- 2 職務発明規程等の整備を行う。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

ア．平成16年度に本学の研究活動全般に関する自己点検評価体制を確立する。

- 1 整備した体制の下で，研究評価実施のため，研究活動情報のデータベース化について検討する。
- 2 研究活動情報以外の大学情報を一元的に管理できる「大学情報データベース」の構築を目指す。

イ．平成16年度に個々の教員の研究活動に関する自己点検評価体制を確立する。

- 1 整備した体制の下で，研究評価実施のため，研究活動情報のデータベース化について検討する。
- 2 研究活動情報以外の大学情報を一元的に管理できる「大学情報データベース」の構築を目指す。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

ア．ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。

- 1 北海道東海大学との共同研究等に関する協定を締結し，平成17年度内に共同研究等を開始する。
- 2 他大学とも可能性の調査・検討を行う。

イ．共同研究，研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。

- 1 道内の工業系単科大学との共同研究等を推進するための調査・検討を進める。

ウ．客員研究員の充実を図る。

- 1 C B C 寄付研究部門で客員教授を受け入れ，研究に着手する。

エ．外国の大学，研究機関との研究者交流を促進する。

- 1 大学間交流協定締結校との研究者交流を促進し，共同研究等も実施に向け検討する。
- 2 日本学術振興会等が実施している研究者の招聘及び派遣に関する事業等への参加を促進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

ア．ビジネス領域に限らず，幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。

- 1 地域密着型共同研究等の実施について，特にC B C 研究部のサポート体制を強化しつつ，引き続き増加を図るよう推進する。

イ．本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し，地域住民に開放することで，市民参加型の研究会を増やす。

- 1 引き続き新たな研究会を立ち上げる。
- 2 研究会の市民への開放は，既存・新規を問わず積極的に行うべく，研究代表に協力を要請する。

ウ．地域社会活性化へのニーズを汲み，地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。

- 1 地域社会活性化へのニーズを汲み上げるため，「一日教授会」を開催する。
- 2 夜間主コースの講義を，社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け，公開講座として社会人に開放する。
- 3 テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。

エ．自治体や諸団体が設置する各種審議会，委員会，プロジェクトに対し，各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し，地域社会の活性化に貢献する。

- 1 教員個別の社会貢献対応事項について調査し，対外的広報戦略について検討する。

オ．ビジネス創造センターが中心となって，地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。

- 1 積極的にビジネス相談をPRし，推進する。
- 2 引き続き専門職大学院教員との連携やCBC登録研究会の研究者にも参加を呼びかけ，より専門的に相談に対応できる体制を作る。

カ．起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー，ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。

- 1 CBCセミナー，セミナー・ワークショップを，基本的に前期・後期とも各1回程度を目標として開催する。

キ．本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニュースレターなど，社会への情報還元の実現を図る。

- 1 成果報告会の実施・ニュースレターの年2回発行は，引き続き実施していく。

産学官連携の推進に関する具体的方策

ア．北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために，大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。

- 1 セミナー開催等を通じ，大学発ベンチャー起業の創出・成長支援に注力する。

イ．これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して，起業に関する学問的知見として広く公表し，教育研究へのフィードバックを図る。

- 1 平成16年度にまとめた論文等を，『大学発ベンチャーマニュアル』として商業出版することを検討する。
- 2 大学発ベンチャーに関する新たなノウハウを整理し，論文等に取り纏める。

ウ．地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し，積極的な新事業・新商品・新サービスの開発，道外への販路拡大・マーケティング，体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。

- 1 地域の公的機関・関係諸団体等と連携・協力し，地場中小企業等への支援・協力案件を増やす。

エ．本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。

- 1 CBCと学外協力スタッフ間での情報提供・意見交換を活発化させる。
- 2 活動強化に資するように情報収集体制の見直しについて検討する。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

道内公私立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え，公私立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして貢献する

- 1 平成16年度の合意に基づき北海道東海大学との具体的な大学発ベンチャー事業の創業支援を実現させる。
- 2 当初は北海道内他大学との間で，その後は道外国立大学法人等との間でも，大学発ベンチャー支援に関する交流の可能性について調査・検討する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

ア．本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策

- 1 平成17年度入学者から在留資格「留学」が認められたため，具体的に実施に向け検討する。
- 2 アントレプレナ・シップ専攻と研究者及び大学院レベルの学生の受入れについて検討する。

- 3 MBAプログラムを持つ大学との大学間交流協定締結に向けた広報活動を実施する。
- 4 実地調査済みの大学について協定締結の可能性を検討する。
- 5 引き続き協定締結可能なカナダの大学の調査（現地調査を含む。）を行う。
- 6 事務組織の人材育成方策を検討する。
- 7 国際交流センターの充実について検討する。

イ．外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策

- 1 大学間交流協定締結校に対する二 - ズ調査について検討する。
- 2 平成16年度に実施した先行大学の実地調査事項を具体的に検討する。
- 3 大学院特別コース設置に向けた広報活動を実施する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

ア．平成16年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し、研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。

- 1 平成16年度に整備した帰国外国人留学生の連絡先、進路等のデータベースを充実する。
- 2 帰国後研究機関に従事している研究者と情報交換等を活発に行い、共同研究に発展するよう検討する。

イ．アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し、留学生の受け入れを促進することによって、教育面における国際貢献の役割を担う。

- 1 引き続き協定締結校を持たないアジアの開発途上国の大学の調査（現地調査を含む。）を行う。
- 2 日本留学フェア（アジアの発展途上国での開催地）への積極的な参加により、協定校を開拓する。

大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図るための措置

ア．大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する。

- 1 学内の教職員に向けて、国際開発協力活動（大学が国際協力プロジェクトに取り組む意義等）の広報を行う。
- 2 データベースフォーマットの原案を作成する。

イ．国際援助機関等に対する専門的な提案の発信を強化する。

- 1 先行大学の実情調査を実施する。

ウ．国際援助機関等からの照会に対応するための窓口を創設する。

- 1 学内の教職員に向けて、国際開発協力活動（大学が国際協力プロジェクトに取り組む意義等）の広報を行い、全学横断的な組織の構築に向け検討する。
- 2 国際企画課が関係部署と連携し、事業実施体制の整備に向け検討する。
- 3 先行大学の実情調査を実施する。
- 4 データベースフォーマットの原案を作成する。

エ．教員が協力活動に携わることを評価の対象とする。

- 1 先行大学の実情調査を実施する。
- 2 大学の地域貢献・地域連携の取組みに国際社会への社会貢献活動を位置づけるよう広報を行う。

サポートセンターや国際援助機関（連携機関）との関係を強化するための措置

ア．連携機関からの照会への対応を促進する。

- 1 先行大学の実情調査を実施する。
- 2 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポートセンター主催のセミナーや国際協力支援機関（JICA、JBIC等）主催の研修への積極的な参加をする。

イ．連携機関との交流を促進する。

- 1 先行大学の実情調査を実施する。
- 2 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポ - トセンタ - 主催のセミナー - や国際協力支援機関（ J I C A , J B I C 等）主催の研修への積極的な参加をする。

ウ．コンソーシアム形成の際の連携に関する課題の研究・助言を行う。

- 1 先行大学の実情調査を実施する。
- 2 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポ - トセンタ - 主催のセミナー - や国際協力支援機関（ J I C A , J B I C 等）主催の研修への積極的な参加をする。

エ．国際機関等との契約や交渉における大学の実務能力を向上させる。

- 1 先行大学の実情調査を実施する。
- 2 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポ - トセンタ - 主催のセミナー - や国際協力支援機関（ J I C A , J B I C 等）主催の研修への積極的な参加をする。

分野別の国際開発協力戦略を構築するための措置

分野別の国際開発協力のための人材をデータベース化する。

- 1 先行大学の実情調査を実施する。
- 2 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポ - トセンタ - 主催のセミナー - や国際協力支援機関（ J I C A , J B I C 等）主催の研修への積極的な参加をする。
- 3 デ - タベ - スフォ - マットの原案を作成する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

法務，財務，労務に関わる高度な専門性を必要とする担当部門について検討を行う。

- 1 他の機関における法務，財務，労務に関する組織運営について，具体的処理方法等の情報収集をする。

(3) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

専門的知識を有する幹部職員が，積極的に法人運営に参画できる運営体制を検討する。

- 1 運営組織に，幹部職員を参画させる。

(4) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

運営組織への有識者・専門家の登用について，適切な人材を得るための制度を研究する。

- 1 運営組織の担い手となる役職等に，有識者，専門家の登用について研究する。

(6) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

予算管理システム導入及び実施のための組織整備

ア 平成 16 年度に予算編成方針の策定支援，予算原案の調整，予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け，また，予算案の審議及び調整する委員会を設置する。

イ 適切な予算管理システム設計のため，管理会計等，専門分野の人材を，外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成 16 年度に発足させる。

- 1 プロジェクトチームが平成 17 年度予算の編成及び実行に当たっての問題点を把握，検討し，財務委員会へ必要な提言を行う。

戦略的な予算編成

毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。

- 1 学長による本学全体の戦略的見地からの予算編成方針の下に、平成17年度予算を編成し実行する。

予算の効率的・効果的な実施

予算実績比較をできるだけ短期に行い、PDCA（Plan計画-Do実施-Check差異分析-Action是正措置）の徹底を図る。

- 1 平成17年度の実行予算について、随時、実績との差異を把握し、適切な是正措置をとる。

（7）内部監査機能の充実に関する具体的方策

適正な会計制度の導入

会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。

- 1 本学の財務諸表等をホームページに掲載する。
- 2 平成16年度に制定した「会計処理マニュアル」を見直し、より詳細な内容に整備すると共に、「決算処理マニュアル」を作成する。

内部監査のための組織の設置

業務の内部監査機能を充実するため、業務執行部門から独立した学長直属の組織を平成16年度に設置する。

- 1 平成16年度に設置した経営監査室の監査機能の充実を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

（1）教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

各種委員会等の学内組織において学部及び大学院における教育課程、入学者選抜及び研究体制の課題・問題点を恒常的に研究しつつ、必要に応じて組織の編成・見直しを行う。

- 1 学内の各種委員会における検討課題を集約し、教育研究組織上の問題点・課題を常に把握するとともに、組織の再編・見直しの必要性について検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

（1）人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

事務職員の能力開発や専門性向上のための研修を「新国立大学協会」等と連携して実施する。

- 1 新国立大学協会が企画する研修に参加する制度を確立する。

（2）柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

事務職員のジェンダーバランスに十分配慮するとともに、機動性、戦略性、柔軟性に富む任用システムを検討し、実現を図る。

- 1 本学が求める人材を採用すべくジェンダーバランスに十分配慮するとともに、機動性、戦略性、柔軟性に富む任用システムを検討する。

種々の職務の特殊性に鑑み、多様な勤務形態が可能となるよう検討し、実現を図る。

- 1 職務に応じた勤務形態を実施する。

（3）任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

国際公募を含む現行の公募制を維持する。また客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について、

平成17年度末までに専門委員会を設け検討する。

- 1 国際公募を含む現行の公募制を維持する。
- 2 客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について、専門委員会を設け検討する。

(4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を促進する。

- 1 必要に応じて外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を実施する。

教員のジェンダーバランスを改善するために目標値を設定し、設定後、3年毎にその成果について評価する。

- 1 ジェンダーバランスに関する目標値を設置する。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

一般的に行われる職員採用試験とは別に、教育・研究に関する施策を実施する上で必要な特殊な能力・技能を持った事務職員を、法人独自の判断で民間等から選考採用するために必要な制度を検討する。

- 1 教育研究を支援するための人材及び特殊な能力・技能が必要な業務について検討する。

(7) 教職員の勤務環境の整備に関する具体的方策

託児所設置を含む、教職員が働きやすい環境について検討する。

- 1 平成16年度に実施したニーズ調査の結果に基づきワーキンググループを設置し、コスト上の観点も考慮に入れて働きやすい環境について再検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。

- 1 北海道地区国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」において、大阪等地区において入試広報を実施する。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

効率化、合理化のための外注化を推進する。

- 1 外注化に適した業務の洗い出し結果に基づき、外注化を促進する。
- 2 課外活動施設については、関係部署と協議して、維持管理業務の外注化を図る。

平成20年度末までに、事務処理のIT化、ペーパーレス化を推進する。

- 1 平成16年度のIT化、ペーパーレス化に該当する業務の洗い出し結果に基づき、予算措置を含めた実施計画を策定し、実現可能な業務から実施する。
- 2 ホームページに掲載しているシラバスを使いやすさなどで充実する。
- 3 平成16年度の各種証明書発行の自動化の検討結果を基に試行する。

(3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

全学的に組織及び事務職員配置を見直し、学長の政策決定支援、企画立案、財務、地域貢献、産学官連携、修学指導、就職指導、入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び事務職員配置に改める。

- 1 平成16年度からの新事務組織について、業務の遂行状況、人員配置の適正性等について検証し、必要に応じて改組等の検討する。

事務職員の資質・能力の向上

ア．平成17年度末までに、国立大学法人の業務内容と適切に対応した事務職員の学内・外の研修プログラムを確立する。

- 1 本学が実施する独自の研修プログラムを実施する。
- 2 学外の研修プログラムに参加する制度を確立する。

イ．平成18年度末までに、事務職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムを確立する。

- 1 職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムについて、調査を行い、人事システムを検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

外部研究資金に関する情報を収集し、学内に情報提供するとともに、平成16年度に、申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。

- 1 平成16年度に成案を得た外部研究資金獲得システムの方針に従って外部資金の獲得に努める。

ビジネス創造センターを中心として、企業や自治体とのネットワークを組織化し、研究ニーズを汲み上げるとともに、外部資金獲得可能な研究を提案する体制を構築する。

- 1 企業・自治体とのネットワークを通じて研究ニーズを汲み上げ、外部研究資金獲得に向けた研究提案体制を整備し、外部研究資金の獲得に努める。

本学の研究者、研究活動、研究成果等に関する情報をデータベース化するとともに、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の獲得に結びつくような広報戦略を策定する。

- 1 本学教員の研究、教育、社会貢献等に関する情報のデータベース化を推進する。
- 2 教員個別の社会貢献対応事項について調査し、対外的広報戦略について検討する。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

学内資源、設備の開放による自己収入の増加方策

ア．通常の各種公開講座・セミナーのほか、情報処理センターや言語センター等の施設を活かした一般市民向け各種有料講習会を、妥当な料金設定で企画し、受講生を拡大する。

イ．教室・体育館・プール・緑丘荘等の貸し付け範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。

- 1 利用促進のため有効的な広報を検討し、実行する。
- 2 サービス充実のための体制整備として、受付窓口の一本化を図る。

学生のニーズの高い簿記、言語、情報処理等、検定試験向けの有料講座を、小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。

- 1 簿記、言語、情報処理、公務員講座等、検定試験向けの有料講座の開設について、実施方法・内容を検討する。

寄附講座等の設置

ア．専門職大学院等に寄附講座を設置するため、企業等へ具体的な講座を提案するなど、積極的に働きかける。

イ．ビジネス創造センター、専門職大学院等に特定目的の基金について寄付が受けられるよう努力する。

その際、講座及び基金に寄付者名や寄付企業名を付し、特典を提供するなどの制度を設ける。

- 1 株式会社北洋銀行から寄附金及び客員教授を受け入れ、ビジネス創造センターの下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、北海道における企業再生をテーマに研究を行う。
- 2 本学に始めて設置された「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を受入事例として、本学の広報誌、ホームページ等を通じて積極的な広報活動を行い、さらなる寄附講座等の受け入れを目指す。

研究生・科目等履修生等、非正規生の増加を図るため、制度についての広報活動を積極的に行う。

- 1 効果的な広報活動を検討し、実行する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

本学全体の業務を十分に分析、吟味し、さらに外部委託が可能な業務については、費用対効果を考慮の上、外部委託を推進する。

- 1 外注化に適した業務の洗い出し結果に基づき、費用対効果を考慮の上、外注化を促進する。

光熱水費、消耗品費、旅費交通費等について、経費の抑制が可能な方策を見直し、該当する経費は、あらゆる観点からの節約削減策を講じる。

- 1 事務処理のIT化・ペーパーレス化に該当する業務の洗い出し結果に基づき、管理的経費の節減方法を検討する。
- 2 使用エネルギーデータの更新を行い、実態を把握する。
- 3 省エネシステムへの更新を検討する。
- 4 学生・教職員へ省エネ・省資源の啓蒙活動を行う。
- 5 光熱水量の1%削減を目指す。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

本学全体の資産を見直し、有効利用化を検討する。

- 1 平成16年度に行った施設の点検調査に基づいて、有効利用化を検討する。

施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は、可能な限り共同利用し、利用効率の改善を図る。

- 1 平成16年度に調査した調査データに基づいて、必要に応じて資産のより効果的・効率的な運用を図る。
- 2 平成16年度に作成した維持管理原案に基づき、できるだけ施設の延命化を図る。

施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。

- 1 大学として施設を整備する際の基本的なコンセプトを見直す。
- 2 平成16年度に引き続き、快適空間のための環境整備を図る。

学内施設を積極的に開放し、地域社会への貢献を図り、利用効率を改善する。さらに、学内ホームページ等により、開放状況を積極的に広報する。

- 1 開放施設と設備をデータベース化し、有効的な広報を検討し、実行する。

施設の要修繕箇所を把握し、計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上、適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。

- 1 平成16年度の調査結果に基づき要修繕箇所解消のための計画を検討する。

潜在するリスクに対する予防的な施設の点検、保守、修繕等を効果的に実施する。

- 1 平成16年度に検討した施設の劣化防止を効果的に修繕する年度計画作成のための方針に基づき具体的な計画について検討する。

施設の新增築や修繕の計画において、教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し、イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。

- 1 平成16年度に作成した施設機能水準書(案)に基づき、イニシャルコスト及びランニングコストの検討を始める。

平成17年度末までに、施設の巡回点検及び利用者の安全性、信頼性に関する意見聴取を実施し、その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。

- 1 平成16年度に集計した聴取意見を参考に改善費用を算出する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

平成18年度末までに、評価項目の選定等について、広く学内外の意見を聴取するための制度を構築するとともに、緊急性・重大性・即効性の見地から、評価の重点課題の選定を行う。

- 1 制度に基づき自己評価の実施事項・評価項目を選定する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

平成20年度末までに、本学と同じような状況や立場にあると思われるいくつかの大学に対する評価結果を調べ、本学の結果との比較検討を行い、改善措置を講ずる。

- 1 他大学等調査・データ収集を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。

- 1 広報委員会が策定した基本的な広報戦略の下に広報担当部門は、種々の大学情報を一元的に整理・管理し、社会に対する情報公開の具体的な実施計画を立案する。

社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略を策定する。

ア. 広報誌、ホームページ等の様々な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため、アンケート調査を企画、実施する。

- 1 広報担当部門は、広報誌、ホームページ、データベース検索等の様々な広報媒体に対する社会のニーズを把握するための調査を実施する。
- 2 広報担当部門が行う調査結果に基づき、広報委員会は、社会のニーズに適切に対応した大学情報の内容とそれぞれの情報について提供する媒体等に関する基本的な広報戦略を策定する。

イ．多様な外国語による海外への情報発信を充実・強化する。

- 1 広報委員会が策定した基本的な広報戦略の下に広報担当部門は、各種外国語のホームページの作成における有効性について検討し、予算化も含めた実施計画を策定する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

健康科学系施設等老朽施設の改善を図るため、重点的かつ計画的に整備する。

- 1 健康科学系施設の整備を行う。

地球環境の保全への取り組みとして、地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため、環境整備についての計画を策定する。

- 1 構内環境と周辺の環境を含め、調和のとれた魅力あるコミュニティキャンパスとするための手法を検討する。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し、実施のための組織及び体制を確立するとともに、施設の利用状況等を点検評価し、教育研究スペースの総合的な有効利用を図る。

施設等の有効活用及びスペースの効率の活用を図るため、ア．利用頻度の低い施設の利用度を高め、イ．**新增築・大型改修時に共用スペースを延べ面積の20%以上確保する。**

- 1 制定した規程に基づき、教育研究スペースの有効利用が図れる方策を検討する。

平成18年度末までに 施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な更新計画を策定し、実施するための施設設備管理システムを構築の上、施設マネジメントを推進する。

- 1 老朽化した設備システムの更新計画を作成する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

労働安全衛生法等に基づき、学内諸規程の見直しと整備を図り、ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また安全管理に関する責任部署を明確化し、点検マニュアルによる点検を定期的に行う。

- 1 学生以外の危機管理マニュアルを作成する。
- 2 衛生委員会において、安全点検を継続的に実施する。
- 3 学生・教職員に対して安全意識の啓蒙を図る。

平成16年度に施設、備品、傷害、事故等に備え、保険加入を促進する。

- 1 費用対効果を念頭に保険内容、保険金額を決定の上、必要となる保険に加入する。

毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに、要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため、平成16年度に点検マニュアルを整備し、定期的に点検を行う。

- 1 平成16年度に制定した要項に基づき、定期的に点検する。

(2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

様々な媒体を通じて、安全意識の啓蒙に努めるとともに、学内メール等による学生等からの問題点の指摘や、相談のための窓口を平成16年度に設ける。

- 平成16年度に相談窓口を設置した後、寄せられた相談・回答については、学生等の安全管理に対する意識啓蒙に役立たせる。

学生・教職員の安全意識向上のため、防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等を実施する。

- 防火訓練・救急救命訓練を実施する。

学生・教職員の傷害事故、自動車事故等に備え、保険加入を促進する。

- 教職員・学生の過失等に対する損害リスクを洗い出して、保険加入の方法について検討する。

万が一の事故に備え、学長をトップとするリスク管理体制を平成17年度末までに整備し、また、リスク管理の在り方についての研究を行う。

- 平成16年度に設置した危機管理委員会の下で、学長をトップにしたリスク管理の体制を検討し整備する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額 4億円
- 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

- 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
小規模改修 屋内運動場等改築	総額 518	施設整備費補助金（518）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。

(参考1) 平成17年度の常勤職員数 206人

(参考2) 平成17年度の人件費総額見込み 2,011百万円(退職手当を除く)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,441
施設整備費補助金	518
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	1,355
授業料及入学金検定料収入	1,330
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	25
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	64
長期借入金収入	0
計	3,378
支 出	
業務費	2,796
教育研究経費	2,140
診療経費	0
一般管理費	656
施設整備費	518
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	64
長期借入金償還金	0
計	3,378

[人件費の見積り]

平成17年度中総額2,011百万円を支出する。(退職手当を除く)

注)退職手当については、国立大学法人小樽商科大学退職手当支給規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)「施設整備費補助金」のうち、平成17年度当初予算額16百万円、前年度よりの繰越額502百万円

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,765
經常費用	2,765
業務費	2,645
教育研究経費	524
診療経費	0
受託研究費等	36
役員人件費	54
教員人件費	1,440
職員人件費	591
一般管理費	105
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	15
臨時損失	0
収入の部	2,765
經常収益	2,765
運営費交付金収益	1,351
授業料収益	1,125
入学金収益	156
検定料収益	29
附属病院収益	0
受託研究等収益	36
寄附金収益	28
財務収益	0
雑益	25
資産見返運営費交付金等戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,464
業務活動による支出	2,750
投資活動による支出	628
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	86
資金収入	3,464
業務活動による収入	2,860
運営費交付金による収入	1,441
授業料及入学金検定料による収入	1,330
附属病院収入	0
受託研究等収入	36
寄付金収入	28
その他の収入	25
投資活動による収入	518
施設費による収入	518
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	86

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

学 部 等	学部の学科，研究科の専攻等
商学部 （昼間コース）	経済学科 534人 商学科 576人 企業法学科 412人 社会情報学科 288人 商業教員養成課程 50人
----- （夜間コース）	経済学科 64人 商学科 80人 企業法学科 64人 社会情報学科 92人
商学研究科	現代商学専攻 20人 （うち修士課程 20人） アントレプレナーシップ専攻 70人 （うち専門職学位課程 70人）

大学機関別認証評価実施大綱

平成16年10月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について、その基本的な内容等を示したものです。

国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第69条の3第2項及び学校教育法施行令第40条）

各大学は、複数の認証評価機関の中から、評価を受ける機関を選択することとなります。当機構においては、国・公・私立大学に対して、学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障し、その教育研究水準の向上に資することを目的として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の業務規定に基づき、大学機関別認証評価を実施するものです。

本大綱には、大学機関別認証評価における基本の方針及び評価の実施に関する基本的な内容について記載しています。評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」の規定に基づいて実施します。この他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。

機構の実施する評価は「大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ために行うものです。

本評価の実施に当たっても、このことに配慮し、評価の経験を活かすとともに、評価を行った大学等の意見を踏まえた上で、常に、より良い大学評価のシステムを求め、開放的で進化する大学評価となるよう努めてまいります。

目 次

はじめに	1
評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
評価の実施体制等	2
評価の実施方法等	3
評価のスケジュール	5
評価の結果と公表	6
情報公開	6
評価費用の徴収	6
評価の時期	7
追評価	7
変更の届け出	7

評価の目的

機構が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準(以下「大学評価基準」という。)に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。

評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

(1) 大学評価基準に基づく評価

この評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

(2) 教育活動を中心とした評価

この評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価を実施します。

なお、大学の希望に応じて、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況や研究目的の達成状況についても、評価を実施します。

(3) 各大学の個性の伸長に資する評価

この評価は、大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現して

いくためには、機構の示す大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、大学が行う自己評価の結果(大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。)を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

大学の教育研究活動を適切に評価するため、大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を配置します。

ただし、対象大学に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

評価の実施方法等

(1) 大学評価基準の内容

大学評価基準は、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するために、複数の基準で構成されており、各基準ごとに、大学の教育活動等の状況を考慮し、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されています。

大学評価基準には、全ての大学を対象とする複数の基準のほか、希望する大学を対象とする選択的評価基準として、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」を設けています。

(なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。)

基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、各基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

大学における自己評価

各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

また、各大学の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。

機構における評価

- () 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、各基準ごとに行うものです。

- () 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているものの

うち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

() 大学全体として、全ての基準（選択的評価基準を除く。）を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。

また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各大学が作成する自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立ての審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

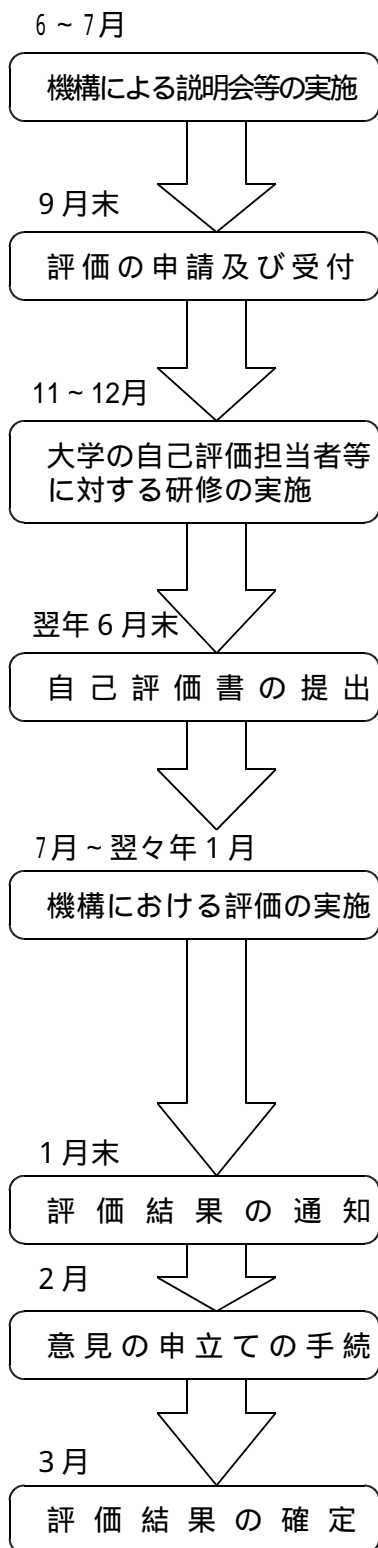
(5) 大学評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学や評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

（なお、選択的評価基準については、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えられます。）

大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

評価のスケジュール



評 価 担 当 者 対 する 研 修

機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。

大学から評価の申請を受付けます。

大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

大学は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果案を作成します。

評価結果案は、大学機関別認証評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

機構は、評価結果を確定する前に対象大学に通知します。

対象大学は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、申立てを行います。

機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめ、対象大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

評価の結果と公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象大学ごとに作成し、対象大学及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

情報公開

- (1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「独立行政法人等情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった行政文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該大学と協議します。

評価費用の徴収

評価費用については、現在未定であり、政府予算決定後に確定します。

なお、概算要求時における手数料予定額としては下記のとおり

- (1) 評価を実施するに当たって、以下の評価手数料を徴収します。

基本費用	200万円
1学部当たり	20万円
1研究科当たり	10万円

- (2) 独立大学院の研究科については、1学部当たりの評価手数料を徴収します。

- (3) 夜間学部及び研究科について、同じ種類の昼間学部及び研究科を開設し、同一の施設等を使用している場合は、それらを1学部又は1研究科として評価手数料を徴収します。

(4) 通信教育を行う学部及び研究科について、昼間又は夜間において授業を行う学部及び研究科が通信教育を併せ行う場合には、それらを1学部又は1研究科として評価手数料を徴収します。

(5) 評価手数料の納付手続き及び「選択的評価基準」、「追評価」に係る評価手数料等については、別に定めるところによります。

(注) 学部(研究科)には、学部(研究科)以外の基本組織を含む。

評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する大学は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)

追評価

大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

変更の届け出

大学評価基準を満たした大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。

大学評価基準（機関別認証評価）

平成16年10月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

この大学評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学に係る機関別認証評価（ ）に関するものです。大学評価基準は、11の基準と2つの選択的評価基準で構成されています。

大学評価基準は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程や別科及び専攻科の課程）における教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するためのものです。各基準には、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該大学が大学評価基準を満たしていることと判断されることになります。

基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして趣旨を設けています。

さらに、各基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための基本的な観点（ ）を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点的分析状況を総合した上で、各基準ごとに行われることになります。

上記の11の基準のほか、各大学の希望に基づいて評価を実施する、選択的評価基準を設けています。

選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

（なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」については、当機構における評価体制が整備された段階から、評価を実施することとします。）

目 次

はじめに	i
基準 1 大学の目的	1
基準 2 教育研究組織（実施体制）	3
基準 3 教員及び教育支援者	5
基準 4 学生の受入	7
基準 5 教育内容及び方法	9
学士課程	
大学院課程	
専門職大学院課程	
基準 6 教育の成果	13
基準 7 学生支援等	15
基準 8 施設・設備	17
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	19
基準10 財務	21
基準11 管理運営	23

選択的評価基準について	26
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	27
用語の解説（本文中， ）印の付されている用語の説明）	30

基準 1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

趣旨

本評価においては，大学の個性や特色が十分に発揮できるよう，各大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を実施します。大学の目的とは，大学の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を言います。

各大学は，それぞれが持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法に定められた大学一般が果たすべき目的から外れるものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生等学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。

これらのことは，各大学の教育研究活動を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

なお，各大学がその教育研究活動に関して，例えば，国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合，そのことを明示することで，大学の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。

基本的な観点

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。
- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

- 1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育）の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

趣旨

この基準は，各大学の教育研究に係る基本的な組織や，各種委員会等，その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

大学が，その目的を達成するために教育研究活動を有効に行えるよう，学部，学科，研究科，専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織），別科，専攻科，各種センター等の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が，その大学の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，大学全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，教授会，教務委員会等の各種委員会といった組織や，その他の運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。

基本的な観点

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が，学士課程)における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 学部，学科以外の基本的組織)を設置している場合には，その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。
- 2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が，大学院課程)における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 研究科，専攻以外の基本的組織)を設置している場合には，その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

- 2 - 2 - 教授会等)が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
- 2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

趣旨

この基準では、基準1で定められた大学の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各大学には、大学設置基準（通信教育を実施している場合には、大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

このほか、各教員及び教員組織には、教育の目的を達成するための基礎として、必要な研究活動が行われ、その内容、成果を教育内容等に反映させることが求められます。

さらに、大学において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、TA（ティーチング・アシスタント）等の教育補助者の活用が図られていることが必要です。

基本的な観点

- 3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており，それに基づいた教員組織編成がなされているか。
- 3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
- 3 - 1 - 学士課程において，必要な専任教員が確保されているか。
- 3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程）において，必要な研究指導教員）及び研究指導補助教員）が確保されているか。
- 3 - 1 - 専門職大学院課程において，必要な専任教員（実務の経験を有する教員）を含む。）が確保されているか。
- 3 - 1 - 大学の目的に応じて，教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば，年齢及び性別構成のバランスへの配慮，外国人教員の確保，任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。
- 3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。特に，学士課程においては，教育上の指導能力の評価，また大学院課程においては，教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
- 3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され，機能しているか。
- 3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。
- 3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，T A等の教育補助者の活用が図られているか。

基準 4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

趣旨

この基準では、各大学の学生の受入の状況について評価します。

大学の学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立つて実施されることが重要です。

このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が実施され、大学の「求める学生」が適切に見い出されていることが求められます。

なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各大学の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

基本的な観点

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準 5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定，卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5 - 8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5 - 10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 11 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

趣旨

教育内容及び方法は，大学教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。

各大学の教育内容及び方法は，大学設置基準，大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に示された，一般的に大学に求められる内容を満たすものであると同時に，その大学の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに，学生が取得する単位や学位は，大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，大学は組織として自らが認定・授与した単位，学位の通用性について保証することが求められています。各大学は，そのような観点から，

成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとする
ことが求められます。

本基準には、学士課程、大学院課程及び専門職大学院課程で、その特性に応じて、それ
ぞれ別の基準が定められています。通信教育を実施している場合には、その課程につい
ては、大学通信教育設置基準等の内容を踏まえつつ、学士課程、大学院課程及び専門職大学
院課程の基準に準じて評価します。また、別科を設置している場合には、その課程につい
ては、学士課程の基準に準じて評価します。専攻科を設置している場合には、その課程に
ついては、大学院課程の基準に準じて評価します。

基本的な観点

（学士課程）

- 5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、
教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられ
る。）され、教育課程の体系性が確保されているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている
か。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動
の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課
程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インター
ンシップ）による単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博
士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5 - 1 - 単位の実質化）への配慮がなされているか。
- 5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コー
ス））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間
割の設定等がなされているか。
- 5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バ
ランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫が
なされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授
業）、情報機器の活用、T Aの活用等が考えられる。）
- 5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバス）が作成され、活用されて
いるか。
- 5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている
か。
- 5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指
導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディア
を利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。
- 5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学
生に周知されているか。
- 5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適
切に実施されているか。
- 5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に
関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

(大学院課程)

- 5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されており，目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。
- 5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

- 5 - 5 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）
- 5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。
- 5 - 5 - 通信教育を実施している場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。

- 5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。
- 5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば，複数教員による指導体制，研究テーマ決定に対する適切な指導，T A ・ R A（リサーチ・アシスタント））としての活動を通じた能力の育成，教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。
- 5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され，機能しているか。

- 5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。
- 5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。
- 5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され，機能しているか。
- 5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば，学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

(専門職大学院課程)

- 5 - 8 - 教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されているか。
- 5 - 8 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 8 - 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 8 - 単位の実質化への配慮がなされているか。
- 5 - 8 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

- 5 - 9 - 教育課程や教育内容の水準が，当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

- 5 - 10 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）
- 5 - 10 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。
- 5 - 10 - 通信教育を実施している場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。

- 5 - 11 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。
- 5 - 11 - 成績評価基準や修了認定基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。
- 5 - 11 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば，学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

基準 6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

趣旨

大学の教育の目的において，教育活動によって学生がどのような知識，技術，態度を身に付け，どのような人材となることを意図しているのかという点は，極めて重要です。大学の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ，実績を上げていることは重要ですが，最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり，大学は学生が享受した，あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を，適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

基本的な観点

- 6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
- 6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

基準 7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

趣旨

学生は、大学で学習をする上で、また生活をする上で、様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、大学としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては、授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメント等が考えられ，これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。

その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助等が考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。

また，特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，質，量ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）のニーズの把握はもちろんのこと，一般の学生のニーズも多様化しているために，学生のニーズを把握する取組も必要です。

基本的な観点

- 7 - 1 - 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
- 7 - 1 - 学習相談，助言（例えば，オフィスアワー）の設定等が考えられる。）が適切に行われているか。
- 7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
- 7 - 1 - 通信教育を実施している場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。
- 7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

- 7 - 2 - 自主的学習環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され，効果的に利用されているか。
- 7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動）が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

- 7 - 3 - 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。
- 7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等）が適切に行われているか。
- 7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
- 7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

趣旨

この基準では、各大学の目的に沿って編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要とされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを評価します。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていなければなりません。また、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され、かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に、大学の有する資産として、メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

基本的な観点

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。
- 8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9 - 1 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。

9 - 2 教員，教育支援者及び教育補助者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

趣旨

教育等の目的を達成するためには，教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには，教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており，実際に取組が行われ，機能していることが求められます。仮に現状のままで十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても，外的環境の変化等への対応として，大学内外の関係者の意見を取り入れた評価を行うことが必要です。

また，この基準では，教材，学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか，ファカルティ・ディベロップメント¹⁾が適切に行われているか，教育支援者及び教育補助者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われているかなど，基準 1 に定めた大学の目的に沿って，不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され，機能しているかを評価します。

基本的な観点

- 9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。
- 9 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
- 9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

基準10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために，教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として，適切な収支に係る計画等が策定され，履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

趣旨

大学の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには，安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には，安定した入学者数の確保が必要になります。また，予期できない外的要因の変化に対する危機管理として，適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要になります。

また，大学は各種財源から収入を得て，それを管理し，大学の目的に応じて配分しますが，その際には，明確な計画，配分の方針等が設定され，履行されていなければなりません。また，財務諸表等，大学の財務状況が公表されるとともに，自己改善を目的とした評価とは別に，財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。

基本的な観点

- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

- 10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

- 10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

基準11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され，機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ，それらに基づく規定が整備され，各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために，大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ，その結果が公表されていること。

趣旨

大学が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには，管理運営組織が教育研究等の活動を支援，促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され，滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また，大学内外の関係者のニーズを把握した上で，組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また，大学は，学校教育法等において，自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では，教育活動の改善システムを評価しますが，本基準においては，大学全体の活動及び活動の成果に関して自己点検・評価を行い，継続的に改善を行うための体制が整備され，適切に機能していること，そして自己点検・評価の結果が公表されていることを評価します。

基本的な観点

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。
- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。
- 11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。
- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

- 11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
- 11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

- 11 - 3 - 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。
- 11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。
- 11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。
- 11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

選択的評価基準について

機構の実施する認証評価は、大学の正規課程における教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するものですが、大学にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つであり、さらに大学は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること」「大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つの選択的評価基準を設定しています。

この選択的評価基準は、これらの基準に関わる活動等について、大学の目的に照らして大学自らが重要と判断する場合、大学の希望に基づいて評価を実施するものです。

また、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

なお、研究目的の達成状況については、研究の目的を達成するため必要な体制が整備されているとともに、十分な研究成果、社会的効果が上げられていることについて評価を行うこととしていますが、機構における評価体制が整備されてから評価を実施する予定です。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして，正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ，成果を上げていること。

趣旨

大学は，現代社会において，社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ，社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ，国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり，地域貢献への要請等に対応し，体系的かつ継続的な学習の場として，より社会に開かれた大学となることが求められてきています。各大学は，実際に，これらのニーズや大学の置かれた状況を踏まえ，その知的資産を社会に還元すべく，正規課程に在籍する学生以外にも様々な教育サービスを実施しています。

これらの教育サービスとしては，科目等履修生制度，聴講生制度，公開講座，資格関係の講座，各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか，博物館等の公開，図書館開放のような学習機会の提供等が挙げられます。このほかにも各大学においては組織的に，講演会，シンポジウム，委員会等への参画等を通じて，地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。

大学によっては，このような教育サービスに関連する社会貢献，社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので，そのことが大学の目的に明示されていれば，本基準の評価対象とすることができます。

この選択的評価基準では，教育サービスに関わる目的の達成状況について，目的・計画の策定と周知，実際の活動内容や方法の適切性，教育サービスの成果，改善のためのシステム等を観点として評価を行います。

基本的な観点

- 1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- 1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

用語の解説

(本文中，)印の付されている用語の説明)

【機関別認証評価】(i 頁)

学校教育法第69条の4の規定により，文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。

【基本的な観点】(i 頁)

各基準ごとに，その内容に即して教育活動等の状況を分析するための観点。基準を満たしているかどうかを判断する重要な要素となるが，観点そのものについては，それを満たしているかどうかの判断は行わない。

【教養教育】(3 頁)

学問のすそ野を広げ，様々な角度から物事を見ることができる能力や，自主的・総合的に考え的確に判断する能力を培い，豊かな人間性を養い，自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てることを理念・目的とする教育。

【学士課程】(4 頁)

学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする課程。

(別科の課程については，学士課程に準じて評価します。)

【学部，学科以外の基本的組織】(4 頁)

学校教育法第53条ただし書きに規定され，大学設置基準第6条の要件を備える，当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる，学部以外の教育研究上の基本となる組織。また，学科に代わる組織としては，大学設置基準第5条に規定される「課程」及び学部以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。

【大学院課程】(4 頁)

学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする課程。

(専攻科の課程については，大学院課程に準じて評価します。)

【研究科，専攻以外の基本的組織】(4 頁)

学校教育法第66条ただし書きに規定され，大学院設置基準第7条の3の要件を備える，当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる，研究科以外の教育研究上の基本となる組織。また，専攻については，研究科以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。

【教授会等】(4 頁)

教授会のほか，国立大学法人の教育研究評議会及び公立大学法人の教育研究審議機関を含む。

【T A (ティーチング・アシスタント)】(5 頁)

優秀な大学院学生に対し，教育的配慮の下に，学部学生などに対するチュータリング（助言）や実験，実習，演習などの教育補助業務を行わせ，大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会提供を図ることを目的とした制度。

【専門職大学院課程】(6 頁)

大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする課程。

【研究指導教員】(6 頁)

大学院設置基準第 9 条各号に掲げる資格を有する教員。

【研究指導補助教員】(6 頁)

研究指導の補助を行い得る教員。

【実務の経験を有する教員】(6 頁)

専門職大学院設置基準第 5 条第 3 項及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件第 2 条第 1 項に規定される，専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する教員。

【アドミッション・ポリシー】(7 頁)

受験生に求める能力，適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【インターンシップ】(10 頁)

学生が在学中に，企業等において自らの専攻，将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

【補充教育】(10 頁)

大学入学後，必要に応じて行う学生の履修歴に対応した補習教育。

【単位の実質化】(10 頁)

授業時間外の学習時間の確保，組織的な履修指導，履修科目の登録の上限設定など，学生の主体的な学習を促し，十分な学習時間を確保するような工夫。

【フィールド型授業】(10 頁)

学生の学習効果を高めるための野外における調査など教室や実験室外における実践的な授業。

【シラバス】(10頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【教育方法の特例】(11頁)

大学院設置基準第14条に規定される、大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合に、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により行う教育方法。

【R A (リサーチ・アシスタント)】(11頁)

学生の経済的な援助、大学における研究の円滑な実施や若手研究者の確保のため、優秀な博士課程在学者を研究補助者として雇う制度。

【オフィスアワー】(16頁)

授業内容等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯(何曜日の何時から何時までなど)。その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。

【課外活動】(16頁)

幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に大学生生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動、自治会活動や自主的な学生の研究会などがこれに当たる。

【生活支援等】(16頁)

学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、奨学金制度、災害補償制度などが考えられる。

【ファカルティ・ディベロップメント】(19頁)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【自己点検・評価】(20頁)

学校教育法第69条の3に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。

自己評価実施要項

大学機関別認証評価

(平成17年度実施分)

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

この自己評価実施要項は，独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が定める大学評価基準に基づき，平成17年度に実施する大学機関別認証評価において，対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項の構成は，第1章，第2章，第3章からなります。

「第1章 大学機関別認証評価の内容等」では，機構が実施する本評価の基本的な内容等を記載しています。

「第2章 大学機関別認証評価の自己評価の方法等」及び「第3章 自己評価書等の作成及び提出方法」では，各対象大学が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。

なお，巻末には，大学機関別認証評価の基本的な枠組みを理解していただくため，別途機構で作成した「大学機関別認証評価実施大綱」を掲載しています。

各対象大学においては，本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目 次

はじめに	-----	
第 1 章	大学機関別認証評価の内容等	1
	評価の対象	1
	評価の内容	1
	実施時期	1
	大学機関別認証評価と自己評価	2
第 2 章	大学機関別認証評価の自己評価の方法等	3
	目的の記載	3
	1 目的の意義	3
	2 目的と大学評価基準との関係	3
	3 目的の記載に当たっての留意事項	3
	4 選択的評価基準に係る目的	4
	基準 1～11の自己評価	4
	1 基準ごとの自己評価のプロセス	4
	2 基本的な観点及び独自に設定する観点	4
	3 観点ごとの分析	5
	4 優れた点及び改善を要する点の記述	5
	5 概要の記述	5
	選択的評価基準の自己評価	6
	1 選択的評価基準の自己評価のプロセス	6
	2 目的の達成状況の判断	6
第 3 章	自己評価書等の作成及び提出方法	7
	自己評価書の構成及び様式	7
	1 自己評価書の構成	7
	2 自己評価書の様式	7
	自己評価結果等の記述要領	7
	1 対象大学の現況及び特徴	7
	2 目的	9
	3 基準ごとの自己評価	10
	4 根拠となる資料・データ等の示し方	13
	自己評価書イメージ(全体)	14
	自己評価書の提出方法	15
	1 提出方法	15
	2 提出締切及び提出先	15
	3 その他	15
別 紙	1 平成17年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール	17
別 紙	2 自己評価の根拠となる資料・データ等例	19
参考資料	1 評価報告書イメージ	45
参考資料	2 大学機関別認証評価実施大綱	47

第1章 大学機関別認証評価の内容等

評価の対象

国・公・私立大学のうち，評価の申請のあった大学（以下「対象大学」という。）を対象として，評価を実施します。

評価の内容

本評価は，各対象大学の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象にして，機構が定める「大学評価基準」に基づいて実施します。大学評価基準は，基準と選択的評価基準で構成されています。

大学評価基準は，教育活動を中心として大学の総合的な状況を評価するためのものであり，基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

選択的評価基準は，その評価を希望する大学のみを対象として，各大学が有する目的の達成状況等について評価を実施します。

実施時期

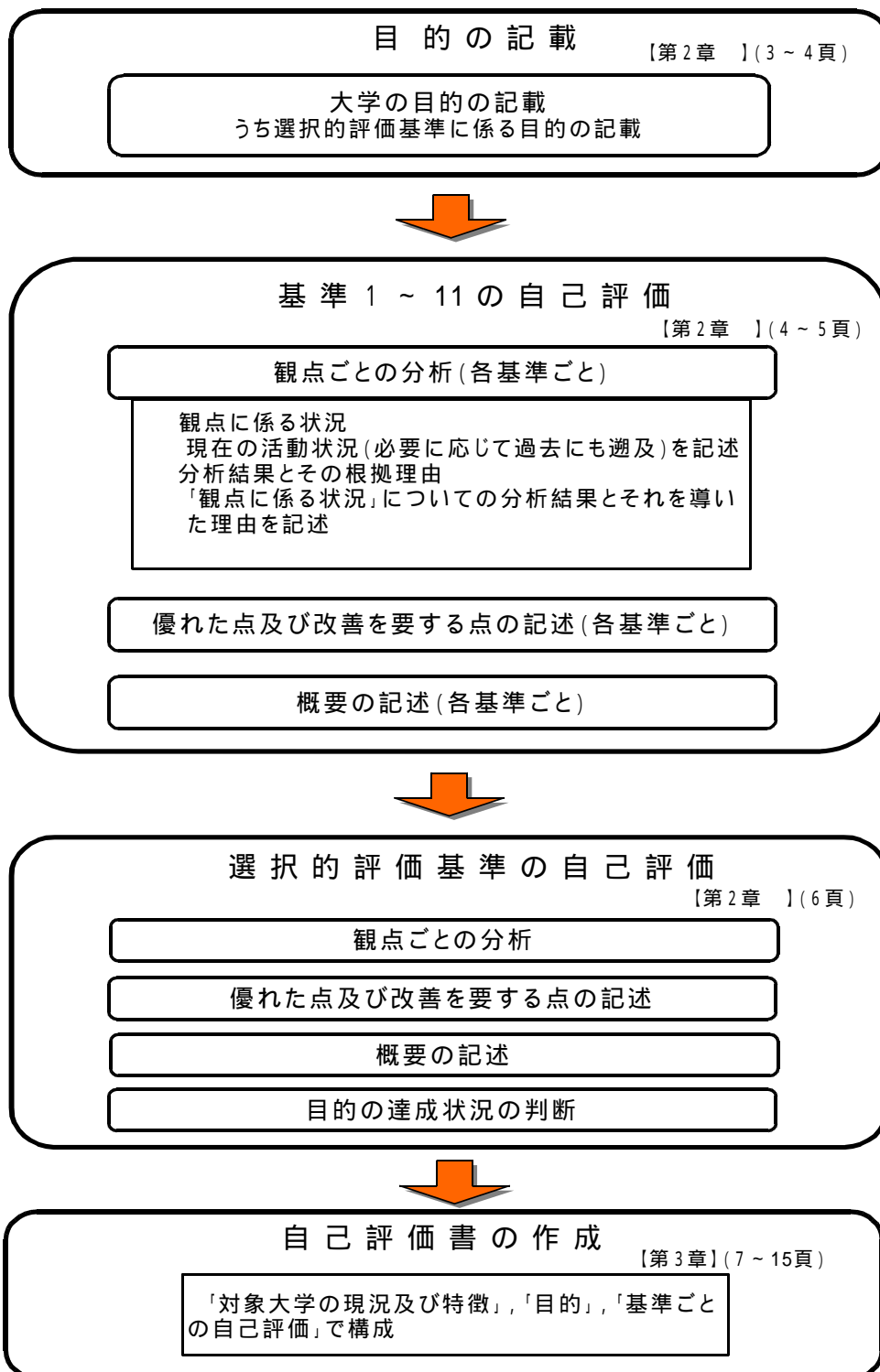
平成16年12月	大学機関別認証評価に関する説明会の実施
平成17年1月	評価の申請受付
" 2月	自己評価担当者等に対する研修の実施
" 6月末	自己評価書の提出締切
" 7月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成18年1月末	評価結果を確定する前に対象大学に通知
" 2月下旬	対象大学からの意見の申立ての受付締切
" 3月下旬	評価結果の確定，公表

（注） 評価全体のスケジュールは，別紙1「平成17年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール」（17頁）に示すとおりです。

大学機関別認証評価と自己評価

大学機関別認証評価においては、対象大学が行う自己評価が重要な位置を占めています。対象大学においては、機構が定める大学評価基準に基づき、自己評価を実施してください。

自己評価のプロセス



第2章 大学機関別認証評価の自己評価の方法等

目的の記載

1 目的の意義

本評価における大学の「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

目的の記載に当たっては、このことを踏まえ、大学が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、大学の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

なお、大学の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を定めている場合には、それを記載してください。

2 目的と大学評価基準との関係

大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学が有する目的を踏まえて評価を行うよう配慮しています。

そのため、本評価の実施に当たっては、対象大学が目的を明示することが必要です。機構が評価を実施するに当たって、各基準において、この目的を踏まえることにより大学の個性や特色が評価に反映されることとなります。

3 目的の記載に当たっての留意事項

目的の記載に際しては、次のことに留意してください。

(1) 大学として期間を定めた目標等を有する場合

大学がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には、その目標等の達成状況等を評価に反映させることも可能です。その際には、その目標等の基本的な内容を目的として位置付け、記載することが必要です。

(2) 学部・研究科等ごとの独自の目的がある場合

学部や研究科等に共通の目的だけでなく、学部・研究科等ごとに独自の目的がある場合には、まず共通の目的を記載した上で、学部・研究科等ごとに独自の目的を記載してください。(学部において学科ごとに目的がある場合や、研究科において専攻ごとに目的がある場合も、同様に記載してください。)

4 選択的評価基準に係る目的

選択的評価基準の評価を希望する場合には、大学の目的の記載に加えて、選択的評価基準に係る目的の記載が必要です。

選択的評価基準に係る目的の記載に当たっては、大学が有する目的のうち、評価を希望する基準に対応するものを記載してください。

なお、選択的評価基準においては、目的の達成状況等を評価することから、当該基準に係る目的が重要な位置を占めることとなりますので、目的の内容を具体的かつ明確に記載してください。

基準 1～11の自己評価

1 基準ごとの自己評価のプロセス

- (1) 基準ごとの自己評価は、大学評価基準に示された 1～11の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行います。

なお、自己評価では基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はありませんが、機構における評価では、基準ごとに、大学の目的を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。

- (2) 機構における評価では、基準を満たしているかどうかの判断は、基準における全ての観点の分析状況を総合して行いますので、一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません。

2 基本的な観点及び独自に設定する観点

- (1) 基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準に対応して示された基本的な観点に従って大学の教育研究活動等を分析する必要があります。基本的な観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点に係る状況の分析を行ってください。（ただし、「・・・の場合」といった条件が付されている基本的な観点について、これに該当しない場合には分析を行う必要はありません。また、その際には「該当なし」と記述してください。）

なお、基本的な観点に係る状況の分析が不十分なために、機構の評価において当該基準を満たしているかどうかの判断ができない場合には、その基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。

- (2) 基本的な観点のほかにも、大学の状況や目的に応じて独自の観点の設定が必要と考えられる場合があります。こうした場合には、各基準に対応した、独自の観点を適切に盛り込んでください。

3 観点ごとの分析

- (1) 基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析に当たっては、観点ごとに、「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

「観点到に係る状況」については、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述してください。この際、取組や活動の内容等について、当該観点の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。

なお、各観点に関して、大学がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。また、それにより対象大学の個性や特色を表すことができます。

「分析結果とその根拠理由」は、「観点到に係る状況」についての分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を、「観点到に係る状況」に記載した根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください。

- (2) 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」(19～44頁)には、基本的な観点到に従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してありますので、適宜、利用してください。また、このほか、大学の状況に応じて、独自の資料・データ等を利用することも可能です。

- (3) 観点ごとの分析に当たっては、大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点的性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。

また、基準5以外の基準において、観点的性格・内容により、課程別に分析が必要な場合には、大学全体としての状況の分析を行い記述した上で、課程別に「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

4 優れた点及び改善を要する点の記述

基準ごとに観点的分析の中から目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出し、記述してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

5 概要の記述

基準ごとに観点的分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。

概要は、当該基準全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、機構が実施した評価の結果の報告書(以下「評価報告書」という。)に原則として原文のまま転載します。対象大学においては、そのことに留意の上、記述してください。

選択的評価基準の自己評価

1 選択的評価基準の自己評価のプロセス

選択的評価基準の自己評価は、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」、「目的の達成状況の判断」の流れで行います。～については、前記「基準1～11の自己評価」に準じます。

2 目的の達成状況の判断

選択的評価基準の目的の達成状況は、選択的評価基準に係る目的に照らし、「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、目的の達成状況を、「目的の達成状況が非常に優れている」、「目的の達成状況が良好である」、「目的の達成状況がおおむね良好である」、「目的の達成状況が不十分である」の4段階で判断してください。

なお、目的の達成状況の目安として、以下の考え方を参考にしてください。

目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況が非常に優れており、目的の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況が優れており、目的の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況に改善すべきところはあるが、目的を達成する上で特に支障がなく、目的の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、問題があり、目的の達成状況が不十分であると判断される場合

第3章 自己評価書等の作成及び提出方法

自己評価書の構成及び様式

1 自己評価書の構成

自己評価書は、次の構成で作成してください。自己評価書の全体的なイメージは、「自己評価書イメージ」(14頁)を参照してください。

- (1) 対象大学の現況及び特徴
- (2) 目的
- (3) 基準ごとの自己評価

2 自己評価書の様式

自己評価書は、下記及び「自己評価結果等の記述要領」に沿って、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) で配布している自己評価書様式ファイルにより作成してください。

自己評価書様式ファイルは、一太郎版及びMS-Word版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

- (1) 自己評価書は、A4縦長・横書きで作成してください。
- (2) 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用してください。
- (3) 「対象大学の現況及び特徴」のページ以降、中央下に通し番号を付けてください。
- (4) 各ページの右上に大学名を記述してください。(表紙を除く。)
- (5) 「基準ごとの自己評価」のページには、各ページの右上に(4)の大学名に加え、基準の番号を記述してください。選択的評価基準のページの右上には、(4)の大学名に加え、「選択的評価基準」と記述してください。

自己評価結果等の記述要領

1 対象大学の現況及び特徴

対象大学の現況及び特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって2,000字(横25字×縦40行×2段)以内で簡潔に記述してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。

(1) 現況

大学名

大学の名称を記述してください。

所在地

大学の本部の所在地とし、都道府県、市町村名まで記述してください。(東京特別区の場合は区名まで記述してください。)

学部等の構成

設置されている学部・研究科、附置研究所等を、全て記述してください。

学生数及び教員数

平成17年5月1日現在の、学部・研究科等の学生数及び教員数を記述してください。ただし、教員数については、休職や長期海外渡航者を除く専任教員(教授、助教授、講師、助手)の現員数を記述してください。

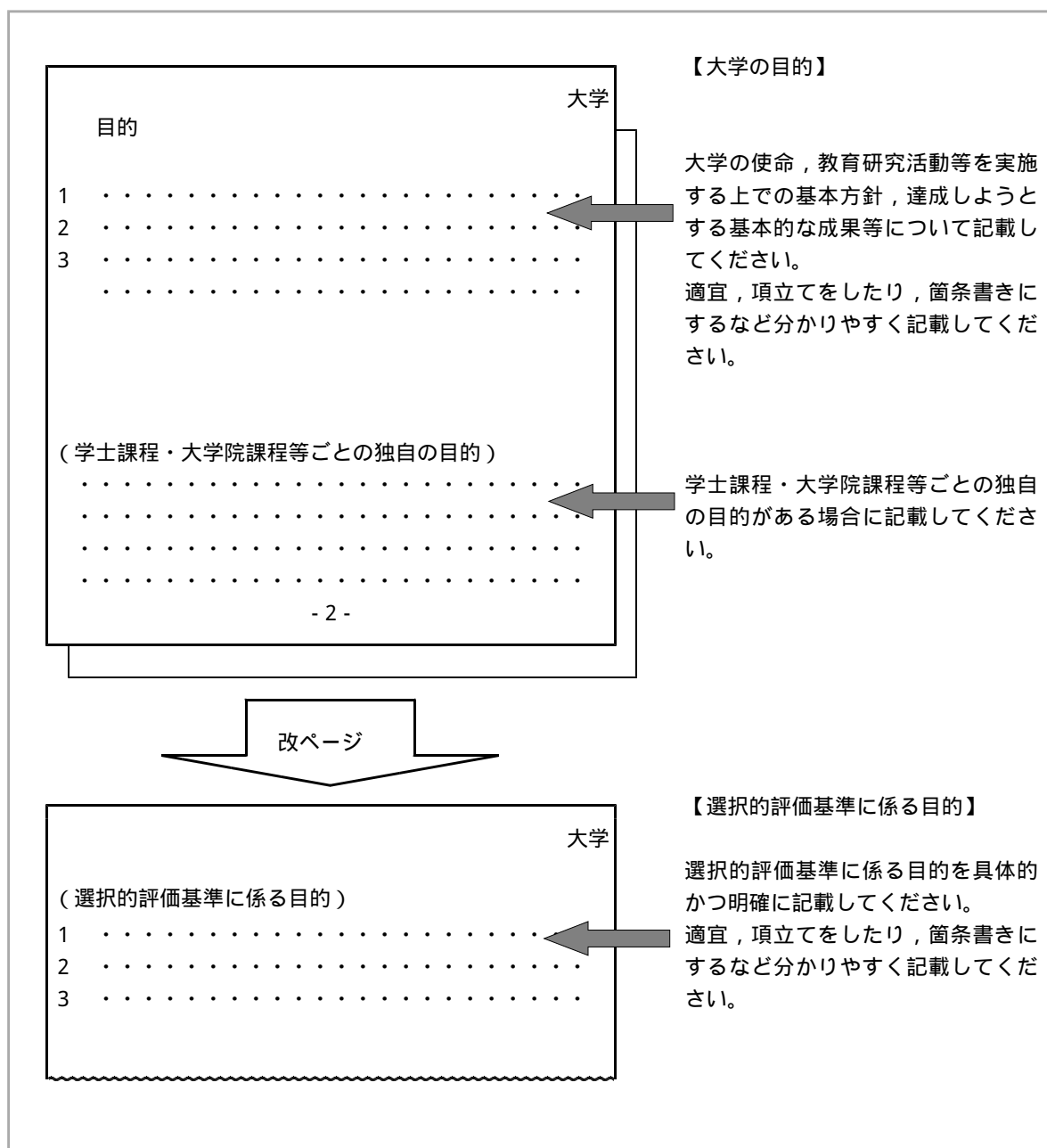
(2) 特徴

大学の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、大学の特徴が表れるように記述してください。

	大学
<p>対象大学の現況及び特徴</p> <p>1 現況</p> <p>(1) 大学名 大学</p> <p>(2) 所在地 県 市</p> <p>(3) 学部等の構成</p> <p> 学部： 学部， 学部， 学部</p> <p> 研究科： 研究科， 研究科</p> <p> 附置研究所： 研究所</p> <p> 関連施設： センター</p> <p>(4) 学生数及び教員数(平成17年5月1日現在)</p> <p> 学生数：学部 名，大学院 名</p> <p> 教員数： 名</p> <p>2 特徴</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	
- 1 -	

2 目的

- (1) 第2章の「目的の記載」を踏まえ、大学の目的を4,000字（横50字×縦40行×2ページ）以内で記載してください。また、選択的評価基準に係る目的は、それとは別に2,000字（横50字×縦40行×1ページ）以内で記載してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。
- (2) 「大学の目的」と「選択的評価基準に係る目的」は別ページとしてください。
- (3) 記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。



3 基準ごとの自己評価

- (1) 第2章の「基準1～11の自己評価」を踏まえ、基準ごとに「観点ごとの分析」と「優れた点及び改善を要する点」を合わせて5,000字以内、選択的評価基準については7,000字以内で記述し、フォントは明朝体10.5ポイントを使用してください。「基準の自己評価の概要」については、基準ごとに1,000字以内で記述してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。また、記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。

- (2) 基準によって基本的な観点の数が異なりますので、上記(1)の基準ごとの字数制限を踏まえつつ、「観点ごとの分析」と「優れた点及び改善を要する点」を合わせて、全体で55,000字以内、選択的評価基準については、全体で7,000字以内の範囲で調整して記述することができます。「基準の自己評価の概要」については、上記(1)の字数制限を踏まえつつ、全体で11,000字以内の範囲で調整して記述することができます。(選択的評価基準を希望した場合は、全体で12,000字以内の範囲で記述することができます。)
なお、大学の規模によってこの字数制限を超えることも想定されますので、その場合には、別途機構にご相談ください。

- (3) 「基準の自己評価の概要」の記述内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

基準ごとの自己評価

基準1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1- : 目的として 教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

自己評価書様式ファイルに記載されています。

(観点到る状況).....

目的との関連を踏まえ、取組や活動の内容等について、当該観点的状況が明確になるよう記述してください。

「データ名」
(出典.....)

根拠となる資料・データ等は、状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(データ名、出典を必ず明記してください。)

(分析結果とその根拠理由).....

分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を記述してください。

.....

以下、同様に、当該基準に係る観点について分析してください。

観点1-1- : 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

「...の場合」といった条件が付されている基本的な観点到る場合には分析の必要はなく、「該当なし」と記述してください。

(観点到る状況) 該当なし

観点1-1- :

独自の観点を設定した場合は、基準の内容に対応することが分かるように番号を付し、独自の観点的内容を記述してください。

(観点到る状況).....

(分析結果とその根拠理由).....

基準ごとに観点的分析の中から、目的を踏まえて特に重要と思われる点を抽出して記述してください。抽出する事項がない場合は「該当なし」と記述してください。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点).....

(改善を要する点).....

(3) 基準1の自己評価の概要

評価報告書に転載します

原則として原文のまま、評価報告書に転載しますので、そのことに留意の上、観点的分析を踏まえ、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。

以下、同様に基準11までの自己評価結果を記述してください。

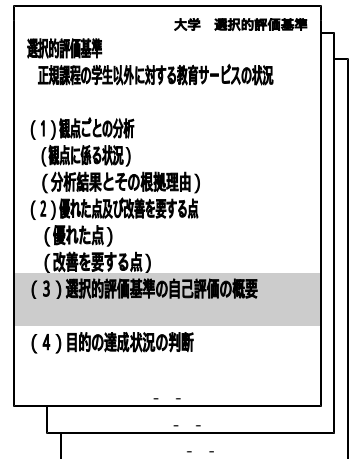
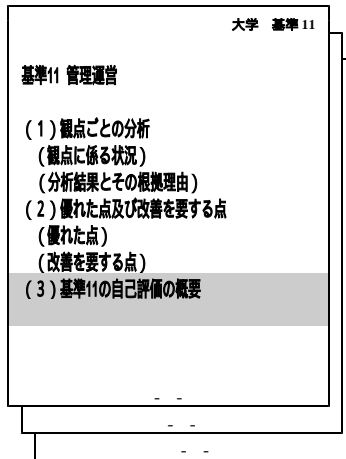
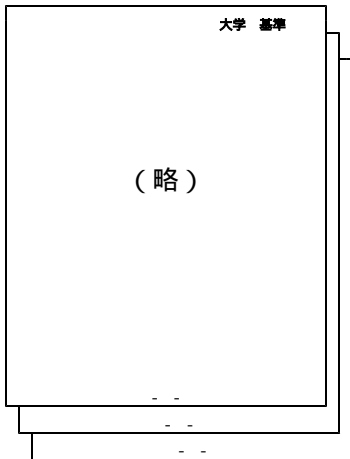
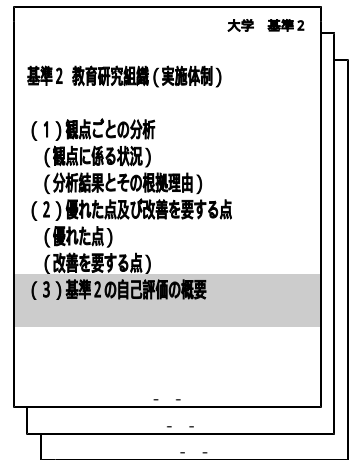
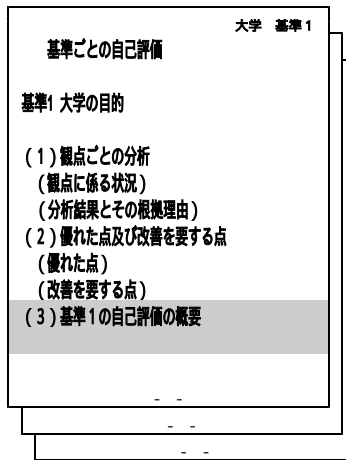
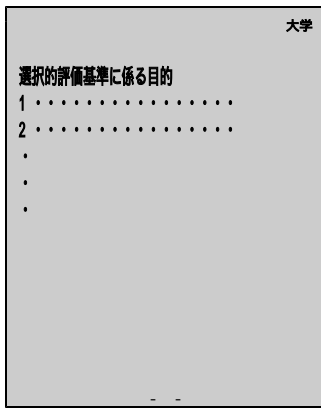
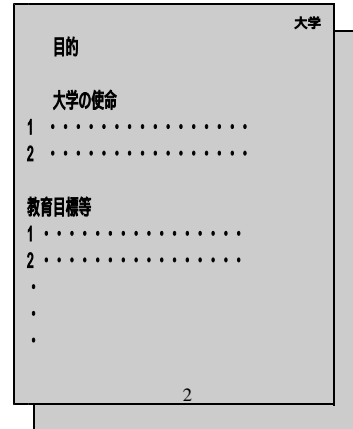
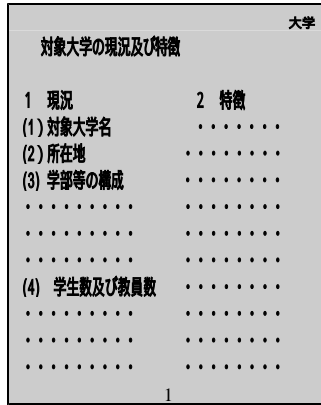
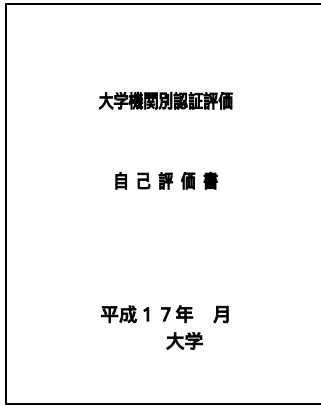
(4) 選択的評価基準の評価を希望する場合のみ、基準11の自己評価結果のあとに続けて記述してください。自己評価書の構成上は、「 基準ごとの自己評価」に含まれます。

大学 選択的評価基準	
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	
(1) 観点ごとの分析 観点1- : 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。	自己評価書様式ファイルに記載されています。
(観点到係る状況)	目的との関連を踏まえ、取組や活動の内容等について、当該観点的状況が明確になるよう記述してください。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;"> 「データ名」 (出典.....) </div>	根拠となる資料・データ等は、状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(データ名、出典を必ず明記してください。)
(分析結果とその根拠理由)	分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を記述してください。
.....	以下、同様に、当該基準に係る観点について分析してください。
観点1- :	独自の観点を設定した場合は、基準の内容に対応することが分かるように番号を付し、独自の観点の内容を記述してください。
(観点到係る状況)	
(分析結果とその根拠理由)	
(2) 優れた点及び改善を要する点 (優れた点) (改善を要する点)	
(3) 選択的評価基準の自己評価の概要	観点の分析の中から、目的を踏まえて特に重要と思われる点を抽出して記述してください。抽出する事項がない場合は「該当なし」と記述してください。
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;"> 評価報告書に転載します </div>	原則として原文のまま、評価報告書に転載しますので、そのことに留意の上、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。
(4) 目的の達成状況の判断 目的の達成状況が	目的の達成状況を4段階で記述してください。

4 根拠となる資料・データ等の示し方

- (1) 資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に記述した事項との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(コピーの貼り付けや差込でも構いません。)その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることのないよう、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。また、本文中に記載することで読みにくくなる場合には、別添として記載してください。本文中又は別添の資料・データ等には、その名称や出典を必ず明記してください。
- (2) 資料・データ等の記載に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- (3) 資料・データ等には、対象大学で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分等も活用できます。
- (4) 機構の評価に当たり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- (5) 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- (6) 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」(19~44頁)に、根拠となる資料・データ等の例示を掲載しましたので、適宜利用してください。

自己評価書イメージ（全体）



注)  は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。

自己評価書の提出方法

1 提出方法

(1) 自己評価書 10部

両面印刷したものを提出してください。ただし、表紙の裏面は白紙としてください。

(2) 自己評価書の電子媒体 1部

自己評価書データを保存した、3.5インチFD(2HD型, Windows 1.44MBフォーマット), MO又はCD-Rを提出してください。なお、「大学名」並びに「大学機関別認証評価」と記入したラベルを貼付してください。

電子媒体で提出する自己評価書データについては、次の点に注意してください。

- ・外字は使用しないでください。
- ・漢字コードは、原則としてJIS第1, 第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
(例) 単位記号, 省略文字, 囲み数字等
- ・人名等でJIS第1, 第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお, Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。

2 提出締切及び提出先

(1) 提出締切 平成17年6月30日(木)必着

(2) 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価事業部

(3) 封筒の表面の左側部に「大学機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きで表示してください。

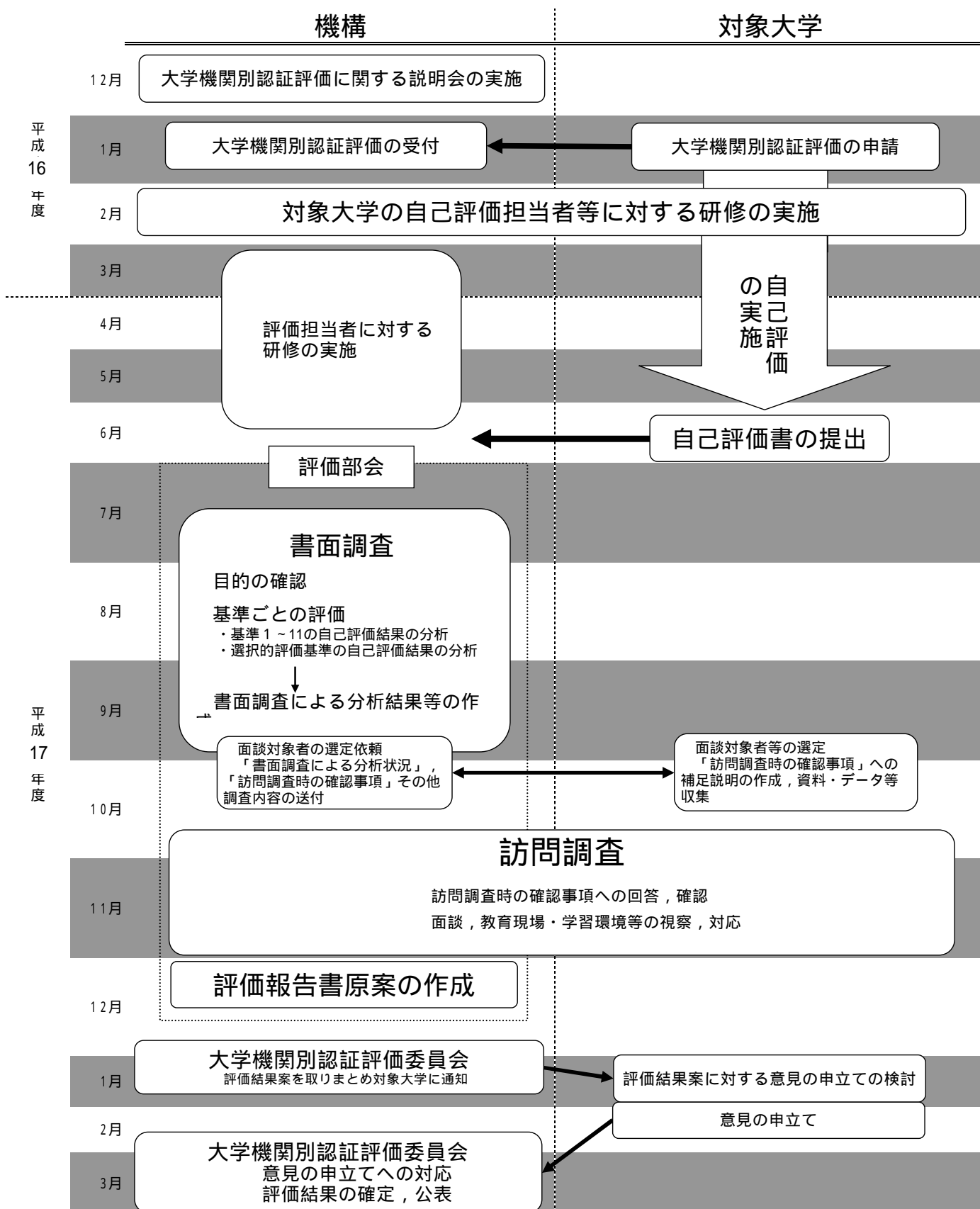
3 その他

(1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求められます。

(2) 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「対象大学の現況及び特徴」、「目的」、「基準の自己評価の概要」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求められます。

平成17年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール

原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



自己評価の根拠となる資料・データ等例

ここには、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してあります。これらはいくまでも例示であり、必ずしも全く同じ資料・データを要求するものではありませんので、各大学の目的に応じて、各観点の状況を明確に示されるよう、適宜、利用してください。このほか、各対象大学の目的や状況等に応じて、これ以外の資料・データ等が必要と判断される場合には、適宜、用いてください。

なお、自己評価書の本文中に記載する際には必要最小限となるよう留意してください。

基準 1 大学の目的

1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

・学則等の該当箇所

1 - 1 - 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

・学則等の該当箇所

1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

・学則等の該当箇所

1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

・学生便覧、履修要項等、学生が参照する冊子の該当箇所
 ・大学の目的が明記された教職員用の冊子の該当箇所
 ・教職員の会議等で周知のための取組がなされている場合には、その議事録等
 ・授業や新入生ガイダンス等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等
 ・教職員研修等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等
 ・教職員及び学生に対する大学の目的の認知度に関するアンケート等が行われている場合には、その結果等周知の程度や効果を示すデータ

1 - 2 - 目的が，社会に広く公表されているか。

- ・大学の目的が明記された概要等の冊子の該当箇所
- ・大学の目的が明記されたホームページの掲載箇所
- ・入試説明会，ガイダンス等で公表されている場合には，そのパンフレット等の該当箇所
- ・公表の程度や効果を示すデータ（冊子等の配付先，配付数，ホームページの利用状況等）

基準2 教育研究組織（実施体制）

2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。

2 - 1 - 学部及びその学科の構成が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・学部及びその学科の構成が把握できる資料

2 - 1 - 学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・学部，学科以外の基本的組織の構成が把握できる資料

2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。

・教養教育を実施するための体制（全学共通教育委員会等）が把握できる資料
・教養教育の内容等に関する検討状況が把握できる議事録等

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・研究科及びその専攻の構成が把握できる資料

2 - 1 - 研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・研究科，専攻以外の基本的組織の構成が把握できる資料

2 - 1 - 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・別科，専攻科の構成が把握できる資料

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・センター等の構成が把握できる資料
・教育研究組織の一部としてのセンター等の役割が把握できる資料（運営規則等）

2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

2 - 2 - 教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

・当該事項を審議するための組織の構成図，運営規則等
・当該事項の審議内容を記した教授会等の議事録等

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・各種委員会の組織構成図、運営規則等・当該事項の審議内容を記した教務委員会等の議事録等 |
|--|

基準3 教員及び教育支援者

3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

- 3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

・教員組織編成の基本的方針
・学科や専攻等ごとの教員の配置状況

- 3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

・学科や専攻等ごとの教員の配置状況

- 3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

・学科等ごとの専任教員数

- 3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

・専攻等ごとの研究指導教員数及び研究指導補助教員数

- 3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

・専攻等ごとの専任教員数及び実務経験教員数
・実務経験教員の実務経験が把握できる資料

- 3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

・教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が把握できる資料
・教員年齢構成や性別構成の一覧
・外国人教員や実務経験教員の確保がなされている場合には、外国人教員や実務経験教員の任用状況
・任期制や公募制を導入している場合には、その実施状況及び規則
・優秀教員評価制度を導入している場合には、その概要及び実施状況

3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

- 3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

・教員の採用基準，昇格基準
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況を把握できる資料
・大学院課程における教育研究上の指導能力に関する評価の実施状況を把握できる資料

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

- ・授業評価アンケート等の実施状況
- ・教育活動に関する自己評価の実施状況
- ・大学内部の自己評価委員会の活動実績と規則，議事録等

3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

- ・教員の研究活動と教育内容の関連が把握できる資料

3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，T A等の教育補助者の活用が図られているか。

- ・教務関係事務組織図及び事務職員の配置状況が把握できる資料
- ・教育活動に関わる事務分掌が把握できる資料
- ・教育活動に関わる技術職員，T A等の配置状況，活用状況が把握できる資料

基準4 学生の受入

4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。

4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

- ・アドミッション・ポリシー本文
- ・入試説明会時の資料，学生募集要項等，アドミッション・ポリシーが記載されている刊行物の該当箇所
- ・アドミッション・ポリシーが記載されているホームページの掲載箇所
- ・公表・周知の程度や効果を示すデータ（刊行物の配付先，配付数，ホームページの利用状況等）

4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

- ・入学者選抜要項
- ・入学試験実施状況
- ・面接要領
- ・過去3年程度の入試問題

4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生，社会人，編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

- ・留学生，社会人，編入学生のための入学者選抜要項
- ・留学生，社会人，編入学生のための入学試験実施状況
- ・留学生，社会人，編入学生のための面接要領
- ・留学生，社会人，編入学生のための過去3年程度の入試問題

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

- ・入試委員会等の入学者選抜の実施体制が把握できる資料
- ・入試委員会等の実施組織の規則

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

- ・学生の受入状況を検証し，入学者選抜の改善を図るための会議等の規則
- ・学生の受入状況を検証し，入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録等

4 - 3 実入学者数が，入学定員と比較して適正な数となっていること。

4 - 3 - 実入学者数が，入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る状況になっていないか。また，その場合には，これを改善するための取組が行われるなど，入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・入学者の状況（入学定員，志願者数，受験者数，合格者数，入学者数等）を示す資料・学生の受入状況を検証し，入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録等 |
|--|

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして，授業科目が適切に配置（例えば，教養教育及び専門教育のバランス，必修科目，選択科目等の配当等が考えられる。）され，教育課程の体系的性が確保されているか。

- ・ 授業科目の開設状況（コース，教養・専門基礎・専門等の分類，年次配当，必修・選択等の別）
- ・ 授業時間割
- ・ 履修モデル，コースツリー等

5 - 1 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

- ・ 授業科目案内，履修要項，シラバス等，授業内容が把握できる資料等の該当箇所
- ・ 教材，授業で使用したプリント等
- ・ 授業時間割

5 - 1 - 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

- ・ 研究活動の成果を反映していることが把握できる資料（授業内容を示したシラバス，教材，授業で使用したプリント等）

5 - 1 - 学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば，他学部の授業科目の履修，他大学との単位互換，インターンシップによる単位認定，補充教育の実施，編入学への配慮，修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

- ・ 他学部の授業科目の履修を認めている場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等
- ・ 他大学との単位互換を実施している場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則，協定書等
- ・ インターンシップを実施している場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項，提携・受入企業，派遣・単位認定実績等）
- ・ 補充教育を実施している場合には，補習授業の実施状況が把握できる資料（対象者，開設科目，時間割等）
- ・ 編入学生への配慮を行っている場合には，編入学に関する規定，編入学生の単位認定の状況が把握できる資料
- ・ 修士（博士前期）課程教育との連携を実施している場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

- ・ 授業時間外の学習のための工夫を実施している場合には，その実施状況が把握できる資料
- ・ 履修登録の上限設定を実施している場合には，その実施状況が把握できる資料
- ・ GPA（Grade Point Average）制度を導入している場合には，その実施状況が把握できる資料

- 5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

・授業時間割

- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

- 5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

・学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等、教育課程の中での授業形態の組合せ・バランスが把握できる資料
・学習指導法の工夫が把握できる資料(シラバス、受講学生数(履修学生数、単位取得学生数)が把握できる資料、該当する事柄を記した冊子等の資料)

- 5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

・シラバス
・シラバス作成に関する規則

- 5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

・図書館の利用時間の延長、講義室利用許可制、自習室の設置等、自主学習への配慮が把握できる資料
・自主ゼミ等の活動促進のための施策
・補習授業の開講、能力別講義の開講等、基礎学力不足の学生への配慮が把握できる資料

- 5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について把握できる資料(シラバス、履修要項、学習のしおり等の該当箇所)
・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について把握できる資料

- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

- 5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

・成績評価基準、卒業認定基準
・成績評価基準及び卒業認定基準が学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

- ・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・ 卒業認定基準と卒業認定をした学生の成績、卒業論文等
- ・ 単位を認定した学生の試験答案
- ・ 成績評価の分布表

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

- ・ 申立てに関する手続きが明示されている資料

< 大学院課程 >

5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されており，目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

・ 授業科目の開設状況（配置，年次配当，必修・選択の別）
・ 授業時間割
・ 履修モデル，コースツリー等

5 - 4 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

・ 授業科目案内，履修要項，シラバス等，授業内容が把握できる資料等の該当箇所
・ 教材，授業で使用したプリント等
・ 授業時間割

5 - 4 - 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したもとなっているか。

・ 研究活動の成果を反映していることが把握できる資料（授業内容を示したシラバス，教材，授業で使用したプリント等）

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

・ 授業時間外の学習のための工夫等，単位の実質化への配慮が把握できる資料

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

・ 授業時間割

5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。

5 - 5 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）

・ 学生便覧，シラバス，授業科目案内，履修要項等，教育課程の中での授業形態の組合せ・バランスが把握できる資料
・ 学習指導法の工夫が把握できる資料（シラバス，受講学生数（履修学生数，単位取得学生数）が把握できる資料，該当する事柄を記した冊子等の資料）

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。

・ シラバス
・ シラバス作成に関する規則

- 5 - 5 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

- ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について把握できる資料（シラバス、履修要項、学習のしおり等の該当箇所）
- ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について把握できる資料

- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

- 5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

- ・研究指導体制が把握できる資料（規則、申し合わせ等）

- 5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

- ・複数教員による指導を行っている場合には、その指導体制が把握できる資料
- ・研究テーマ決定に対する指導を行っている場合には、その指導状況が把握できる資料
- ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合には、T A・R Aの採用、活用状況が把握できる資料

- 5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

- ・学位論文に係る指導体制が把握できる資料（規則、申し合わせ等）

- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

- 5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

- ・成績評価基準、修了認定基準
- ・成績評価基準及び修了認定基準が学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所

- 5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

- ・実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・修了認定基準と修了認定をした学生の成績、学位論文等
- ・単位を認定した学生の試験答案
- ・成績評価の分布表

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・学位論文の審査体制，審査員の選考方法・学位論文の審査基準，規則，申し合わせ等 |
|--|

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば，学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・申立てに関する手続きが明示されている資料 |
|---|

< 専門職大学院課程 >

5 - 8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。

5 - 8 - 教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業科目の開設状況（配置，年次配当，必修・選択の別）・ 授業時間割・ 履修モデル，コースツリー等 |
|--|

5 - 8 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業科目案内，履修要項，シラバス等授業内容が把握できる資料等の該当箇所・ 教材，授業で使用したプリント等・ 授業時間割 |
|---|

5 - 8 - 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 研究活動の成果を反映していることが把握できる資料（授業内容を示したシラバス，教材，授業で使用したプリント等） |
|--|

5 - 8 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業時間外の学習のための工夫等，単位の実質化への配慮が把握できる資料 |
|--|

5 - 8 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業時間割 |
|---|

5 - 9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。

5 - 9 - 教育課程や教育内容の水準が，当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ カリキュラム，シラバス等，教育課程や教育内容の水準と当該職業分野の関連が把握できる資料 |
|---|

5 - 10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5 - 10 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

・学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等、教育課程の中での授業形態の組合せ・バランスが把握できる資料
・学習指導法の工夫が把握できる資料(シラバス、受講学生数(履修学生数、単位取得学生数)が把握できる資料、該当する事項を示した冊子等の資料)

5 - 10 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

・シラバス
・シラバス作成に関する規則

5 - 10 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)
若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について把握できる資料(シラバス、履修要項、学習のしおり等の該当箇所)
・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について把握できる資料

5 - 11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

5 - 11 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

・成績評価基準、修了認定基準
・成績評価基準及び修了認定基準が学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所

5 - 11 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

・実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
・修了認定基準と修了認定をした学生の成績、学位論文等
・単位を認定した学生の試験答案
・成績評価の分布表

5 - 11 - 成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。)が講じられているか。

・申立てに関する手続きが明示されている資料

基準 6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

6 - 1 - 大学として，その目的に沿った形で，教養教育，専門教育等において，課程に依拠して，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており，その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

・方針が明示されている概要やホームページ等の該当箇所
・達成状況を検証・評価するための委員会等の組織体制，活動状況が把握できる規則，議事録等

6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について，単位取得，進級，卒業（修了）の状況，資格取得の状況等から，あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

・単位（学位）取得率，進級率，卒業率，成績評価の分布表，就職率，進学率，就職先，進学先，資格取得者数，各種コンペティション等の受賞数，卒業（修士・博士）論文，留年・休学・退学状況

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て，大学が編成した教育課程を通じて，大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

・学生又は卒業（修了）生による授業評価，学習達成度に関するアンケート調査資料，学生の満足度に関する調査結果等

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について，就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

・就職率，進学率，就職先，進学先
・研究活動の実績や成果を判断できる論文の投稿状況等

6 - 1 - 卒業（修了）生や，就職先等の関係者から，卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また，その結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

・卒業（修了）生に意見を聴取する機会（懇談会，アンケート，インタビュー等）の概要及びその結果が把握できる資料
・進路先や就職先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会，アンケート，インタビュー等）の概要及びその結果が把握できる資料

基準 7 学生支援等

7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

・ガイダンスの実施及び内容を把握できる資料（担当者，対象者別実施回数，配付資料等）

7 - 1 - 学習相談，助言（例えば，オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

・オフィスアワーの実施状況
・学習相談，助言のための担任制等の実施状況
・メールによる相談・助言体制
・学習相談，助言体制の学生への周知状況（刊行物，プリント）
・学習相談，助言体制の利用実績

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

・学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料

7 - 1 - 通信教育を実施している場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。

・電話・メールによる教育相談，助言体制（それを周知する資料），ホームページによる情報提供等の実施体制及び実施状況を把握できる資料

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

・留学生指導教員やチューターの配置表等
・特別クラス，補習授業の開設・実施状況（受講者数等）
・留学生に対する外国語による情報提供（時間割，シラバス等）
・身体障害者に対する支援体制（ノートテーカー等）の配備状況
・社会人学生に対する情報提供（メール，ホームページ等）
・社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料

7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され，機能していること。また，学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され，効果的に利用されているか。

・各施設・設備の整備状況（部屋数，机，パソコン等の台数等），利用計画，利用状況，利用内規，学生に対する利用案内及びその配付状況等

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

- ・ 課外活動の活動内容一覧表
- ・ 運営金の交付状況
- ・ 活動の実績を示す資料
- ・ 施設の整備状況（サークル棟等）

7 - 3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

7 - 3 - 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。

- ・ 学生相談室，保健センター等の概要（設置規則，相談員，カウンセラーの配置等），各種ハラスメント等の相談取扱要項等

7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表等
- ・ 留学生に対する施設・設備の整備状況（室名の外国語表記等）
- ・ 身体障害者に対する施設・設備の整備状況

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

- ・ 学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

- ・ 奨学金制度，緊急時の貸与制度の概要（利用実績を含む。）
- ・ 授業料免除制度の基準と実施状況
- ・ 学生寄宿舍の設置状況（料金体系含む。），利用状況

基準 8 施設・設備

8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

・各施設・設備の整備状況（部屋数，面積，収容者数，開館時間，パソコン等の数），利用状況（講義室稼働率等），整備計画，利用計画

8 - 1 - 教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され，有効に活用されているか。

・情報ネットワークの整備状況（パソコン等接続状況），授業内外で学生の利用可能なパソコンの台数・利用規則等

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され，構成員に周知されているか。

・各施設・設備の利用の手引きの作成状況，配付状況
・校内ホームページ等による案内・周知状況

8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

8 - 2 - 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され，有効に活用されているか。

・図書等の資料（ソフトウェア，視聴覚教材等を含む。）の内容，冊数等のデータ，利用実績等

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

- ・教育活動の実態を示す資料・データ等の収集体制が把握できる資料
- ・教育活動の実態を示す資料・データ等の蓄積状況が把握できる資料
- ・自己点検・評価報告書の該当箇所

9 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・学生による授業評価報告書等
- ・学生からの意見聴取状況
- ・学生の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所

9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・学外関係者（卒業（修了）生、進学先、就職先等）からの意見聴取状況
- ・学外関係者の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

- ・各種委員会等の体制及び活動状況（組織相互関連図、関係諸規則、議事録（活動記録）等）
- ・評価結果を改善策に結び付ける制度を把握できる資料、活動実績等

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

- ・評価結果の教員へのフィードバック状況等、改善のための評価活動が機能していることを把握できる資料
- ・具体的改善方策の内容等（カリキュラムや授業方法改善例等）

9 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

- ・学生や教職員のニーズを汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ファカルティ・ディベロップメント（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）の内容・方法及び実施状況
- ・ファカルティ・ディベロップメントへの教員の参加状況

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業評価報告書の該当箇所等、教育の質の向上や授業の改善が把握できる資料・ 具体的改善方策の内容（カリキュラムや授業方法改善例等） |
|---|

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 教育支援者や教育補助者に対する研修等の内容・方法及び実施状況が把握できる資料 |
|--|

基準10 財務

10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

・貸借対照表、財産目録、予算書、決算書等の財務諸表

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

・収入の確保等の状況（授業料・外部資金等）

10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

・財務計画及びその審議・決定、公表状況

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

・損益計算書

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

・資源配分に係る方針及びその審議・策定状況
・教育経費の配分資料
・研究経費の配分資料

10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

・財務諸表の公表状況（刊行物、ホームページの掲載等）

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

・監査報告書

基準11 管理運営

11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

・管理運営のための組織及び事務組織の組織図等、人員の配置状況を把握できる資料
・管理運営のための組織及び事務組織の業務分掌が把握できる資料
・管理運営のための組織及び事務組織と教学にかかる各種委員会等との連携体制

11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

・各種の意思決定を行う会議、委員会等の体制が把握できる資料（組織等相互関係図、関連諸規則等）

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

・各関係者との懇談会、外部評価の実施状況が把握できる資料
・学生の満足度調査や卒業（修了）生調査等のデータ

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

・監事に関する規則
・監事の監査の状況が把握できる資料

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

・管理運営に関わる職員の研修の実施状況が把握できる資料

11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

・関係諸規則の整備状況が把握できる資料

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じたアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

・大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報の蓄積状況が把握できる資料
・ホームページ等への掲載、アクセス状況が把握できる資料

11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

11 - 3 - 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

- ・自己点検・評価の実施体制、実施状況が把握できる資料
- ・自己点検・評価報告書

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

- ・評価結果のホームページや刊行物での公開状況が把握できる資料

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

- ・外部評価の実施体制、実施状況が把握できる資料
- ・外部評価報告書

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

- ・各種委員会等のシステム体制及び活動状況が把握できる資料（組織相互関連図、関係諸規則、議事録（活動記録）等）
- ・評価結果のフィードバック状況が把握できる資料
- ・具体的改善方策の内容等

(選択的評価基準)

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

- 1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

<ul style="list-style-type: none">・教育サービスの目的が記載されている規定等の該当箇所・教育サービスの目的を達成するための計画や具体的方針が定められている資料等の該当箇所・教育サービスの目的及びその目的を達成するための計画や具体的方針が公開されている刊行物、ホームページ等の該当箇所・目的と計画の周知状況が把握できる資料
--

- 1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

<ul style="list-style-type: none">・活動の実施状況が把握できる資料 (実際の活動内容を記した資料等)

- 1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

<ul style="list-style-type: none">・活動への参加者数・参加者・利用者アンケート等、活動の成果を把握できる資料
--

- 1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

<ul style="list-style-type: none">・活動の成果を検証し、教育サービスの改善を図るための会議の体制及び議事録等・具体的な改善の実施状況が把握できる資料
--

評価報告書イメージ

大学機関別認証評価

評価報告書

大学

平成18年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

大学

認証評価結果

大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

(大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。その理由は)

大学においては、

.....

.....の点が主な優れた点であり、

.....

.....の点が主な改善を要する点である。

-1-

大学

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

1-1 大学の目的 (教育研究活動を行うに当たって)・

1-2 目的が、大学の構成員に周知されていると

【評価結果】

・基準 1 を満たしている。(満たしていない)

(評価結果の根拠・理由).....

.....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

-2-

大学

基準 2 教育研究組織 (実施体制)

2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織.....

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が

【評価結果】

・基準 2 を満たしている。(満たしていない)

(評価結果の根拠・理由).....

.....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

-

大学

選択的評価基準に係る評価結果

選択的評価基準

正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に

【評価結果】

目的の達成状況が

(評価結果の根拠・理由).....

.....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

-

大学

意見の申立て及びその対応

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

-

(以下、参考資料として添付)

大学

i 対象大学の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(対象大学名)
(所在地)
(学部等の構成)
(学生数及び教員数)
.....
.....
.....

-

大学

ii 目的

大学の使命

1

2

教育目標等

1

2

.....

.....

.....

-

大学

iii 自己評価の概要

基準 1

.....

.....

.....

.....

基準 2

.....

.....

.....

.....

基準 3

.....

.....

.....

-

注 1) 〔 〕 は、対象大学から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。

注 2) 「 基準ごとの評価」は、基準 3 ~ 11についても同様に記述します。

注 3) 「 選択的評価基準に係る評価結果」は、大学から希望があった場合にのみ記述します。

注 4) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性があります。

大学機関別認証評価実施大綱

評価の目的

機構が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。

評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

（１） 大学評価基準に基づく評価

この評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

（２） 教育活動を中心とした評価

この評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価を実施します。

なお、大学の希望に応じて、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況や研究目的の達成状況についても、評価を実施します。

（３） 各大学の個性の伸長に資する評価

この評価は、大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、大学が行う自己評価の結果(大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。)を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

大学の教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を配置します。

ただし、対象大学に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

評価の実施方法等

(1) 大学評価基準の内容

大学評価基準は、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するために、複数の基準で構成されており、各基準ごとに、大学の教育活動等の状況を考慮し、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されています。

大学評価基準には、全ての大学を対象とする複数の基準のほか、希望する大学を対象とする選択的評価基準として、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」を設けています。

(なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。)

基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、各基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

大学における自己評価

各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

また、各大学の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。

機構における評価

- () 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、各基準ごとに行うものです。

- () 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているものの

うち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

() 大学全体として、全ての基準（選択的評価基準を除く。）を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。

また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各大学が作成する自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立ての審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

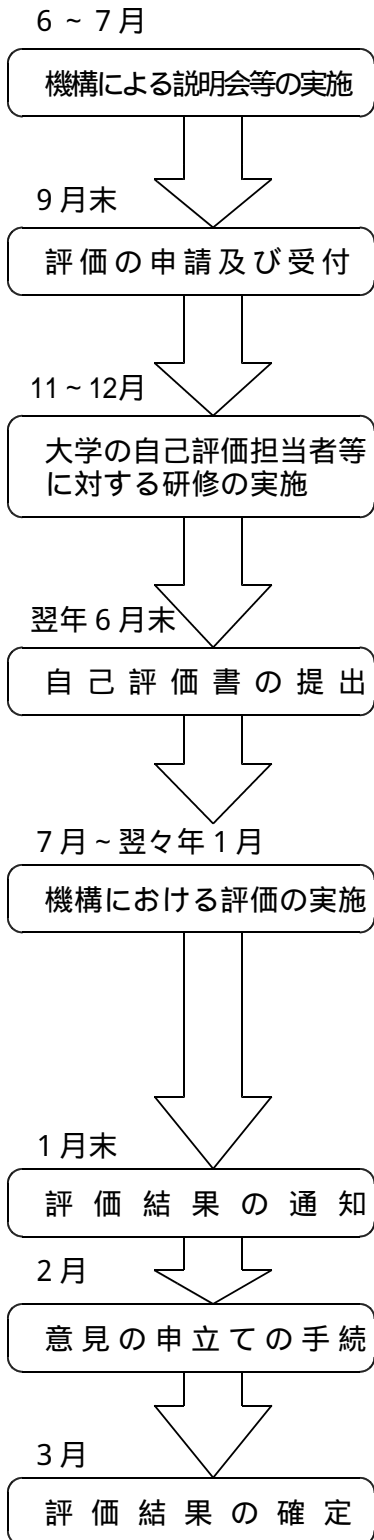
(5) 大学評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学や評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

（なお、選択的評価基準については、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えられます。）

大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

評価のスケジュール



評 価 担 当 者 に 対 す る 研 修

機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。

大学から評価の申請を受付けます。

大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

大学は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果案を作成します。

評価結果案は、大学機関別認証評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

機構は、評価結果を確定する前に対象大学に通知します。

対象大学は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、申立てを行います。

機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

評価の結果と公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象大学ごとに作成し、対象大学及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

情報公開

- (1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「独立行政法人等情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。
ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった行政文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該大学と協議します。

評価費用の徴収

評価費用については、現在未定であり、政府予算決定後に確定します。

なお、概算要求時における手数料予定額としては下記のとおり

- (1) 評価を実施するに当たって、以下の評価手数料を徴収します。

基本費用	200万円
1学部当たり	20万円
1研究科当たり	10万円

- (2) 独立大学院の研究科については、1学部当たりの評価手数料を徴収します。

- (3) 夜間学部及び研究科について、同じ種類の昼間学部及び研究科を開設し、同一の施設等を使用している場合は、それらを1学部又は1研究科として評価手数料を徴収します。

(4) 通信教育を行う学部及び研究科について、昼間又は夜間において授業を行う学部及び研究科が通信教育を併せ行う場合には、それらを1学部又は1研究科として評価手数料を徴収します。

(5) 評価手数料の納付手続き及び「選択的評価基準」、「追評価」に係る評価手数料等については、別に定めるところによります。

(注) 学部(研究科)には、学部(研究科)以外の基本組織を含む。

評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する大学は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)

追評価

大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

変更の届け出

大学評価基準を満たした大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。

大学機関別認証評価に関するQ & A

平成17年1月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

大学機関別認証評価実施大綱について

評価の目的

- Q 1 認証評価とは、認証評価機関が大学を認証するということが。・・・ 1
- Q 2 公立大学や私立大学が、機構の実施する認証評価を受けることは可能か。・・・ 1
- Q 3 学年進行中の大学も評価の対象となるのか。・・・ 1
- Q 4 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各大学に適した「質」を保証するという意味なのか。また、国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。・・・ 1

評価の基本的な方針

- Q 5 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。・・・ 1
- Q 6 基本的な方針の一つである「大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大半の大学は、11の基準全てを「満たしている」という評価結果になるのではないか。・・・ 2
- Q 7 ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で、大学の独自性を活かした評価を保証できるのか。・・・ 2
- Q 8 機構の評価で各大学の特色（単科大学や小規模大学の特性等）を活かすことができるのか。・・・ 2
- Q 9 短期大学機関別認証評価との相違点はあるのか。・・・ 3

評価の実施体制等

- Q 10 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。・・・ 3
- Q 11 評価担当者に対する研修（評価能力向上のためのプログラム）の内容について確認したい。・・・ 3

評価の実施方法等

- Q 12 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 3
- Q 13 認証評価において、各大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。・・・ 4
- Q 14 大学における自己評価について、「必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことが想定されるのか。・・・ 4
- Q 15 各大学が作成する自己評価書の内容について、試行的評価と同様の密度が求められるとすれば、自己評価書は膨大な分量になると予想されるが、大学の評価作業の負担を軽減するためにどのような方法を考えているのか。・・・ 4
- Q 16 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 4
- Q 17 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。・・・ 4
- Q 18 大学評価基準について、大学が認証評価を受けることを義務付けられている7年間(一周期)のうちで変更されることはないのか。・・・ 5

評価のスケジュール

- Q19 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。・・・ 5
- Q20 機構が行う説明会及び大学の自己評価担当者等に対する研修は、評価の申請をしない大学も参加可能か。・・・ 5
- Q21 大学の自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいか。・・・ 5
- Q22 評価結果の通知（1月末）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。・・・ 5
- Q23 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。・・・ 6

評価の結果と公表

- Q24 評価結果の公表の際は、大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。・・・ 6
- Q25 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価結果で「基準を満たしていない大学」として社会に公表されるのか。・・・ 6
- Q26 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。・・・ 6
- Q27 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。・・・ 6

情報公開

- Q28 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。・・・ 6

評価費用の徴収

- Q29 評価費用の金額について教えてほしい。・・・ 7
- Q30 追評価を受ける場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。・・・ 7
- Q31 平成18年度以降に評価を受ける場合、評価費用の支払いの期限はいつまでか。・・・ 7

追評価

- Q32 大学評価基準を満たしていないと判断された場合の追評価で、再度全ての基準について評価を受けることになるのか。・・・ 7
- Q33 追評価はどのような手続きで行うのか。・・・ 7

変更の届け出

- Q34 「大学評価基準を満たした大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。また、変更の届け出をする必要があるのか。（各大学は、独自に教育課程・教員組織を編成・変更できるものと理解しており、この全体の流れに反するものであってはならないと考える。）・・・ 8

大学評価基準について

はじめに（大学評価基準の性質）

- Q35 機構の機関別認証評価における大学の「自己評価」を学校教育法第69条の3第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。・・・ 9

- Q36 各基準の評価では試行的評価のような5段階等の評定が行われるのか。・・・9
- Q37 11の基準が一つでも満たされない場合、機構から指導等があるのか。・・・9
- Q38 一部の学部の教員数が大学設置基準割れの場合は、大学全体として大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いはあるが、どのようになるのか。・・・9
- Q39 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。・・・10
- Q40 附属病院や附属学校に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。・・・10
- Q41 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価基準としたのは何故か。また、大学の中には、大学院大学として先端的な研究にかなりの労力を割く大学があると考えられるが、機構の評価は研究活動が軽視されているのではないか。・・・10
- Q42 国際連携や社会貢献も大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。・・・11

基準1 大学の目的

- Q43 「大学の目的」について、大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、今回の評価制度導入を契機に、改めて目的を作成する必要があるのか。・・・11
- Q44 「大学の目的」とは、国立大学法人の中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。・・・11
- Q45 基本的な観点1-1- に係る自己評価の際には、大学が当該目的を求めている理由や趣旨を記述するのか。もしくは、明確に定めていることについて記述するのか。・・・11

基準3 教員及び教育支援者

- Q46 趣旨に記載されている「教員組織編成の基本的な方針」とは、大学設置基準等のことを指すのか。または、各大学で方針を策定すべきことなのか。・・・12
- Q47 基本的な観点3-1- , 3-2- について、学部等の性格により判断方法が異なってもよいのか。(全学で統一した判断方法若しくは全学と学部等の並列も考えられるか。)・・・12
- Q48 基本的な観点3-2- に関して、「教員人事」について、研究中心で採用及び昇格等が行われている大学がある場合に、今後は教育に関する項目を十分配慮して採用及び昇格等を行う必要があるということを示唆するものと考えてよいのか。・・・12
- Q49 基準3-3に記載されている「研究活動」とは、具体的に何を想定しているのか。・・・12

基準5 教育内容及び方法

- Q50 教育課程は各学部、各研究科ごとに分析するのか。・・・13
- Q51 基本的な観点5-1- に記載されている授業科目の適切な配置とは、教養教育と専門教育の科目区分を設けなければならないということなのか。・・・13
- Q52 別科及び専攻科を設置している場合については、学士課程及び大学院課程の基準に準じてそれぞれ評価することとされているが、学士課程及び大学院課程のところそれぞれ自己評価書に記述すればよいのか。・・・13

基準8 施設・設備

- Q53 施設等の財政を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の大学側の対応はどうか。・・・13

基準 10 財務

- Q54 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準 10 を満たしがたい大学が増加すること
も予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。（具体的な改善策を示唆されるの
か。）・・・14
- Q55 基本的な観点 10-3- において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのよう
なことを考えているのか。また、将来は大学の財務格付けのようなものが基準に取り入れられ
る可能性はあるのか。・・・14
- Q56 国立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基
準に照らして評価が行われるのか。・・・14
- Q57 大学の長年の姿勢により、消費収支の累積消費収支差額等は全く様相を異にする。財務三表
と教育との関係は、どのように評価していくのか。また、具体的な評価基準の目安として、財
務比率（消費支出比率、人件費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。・・・14
- Q58 基本的な観点 10-2- でいう「関係者」の範囲については、大学で判断して良いか。・・・14
- Q59 例えば、公立大学が法人化した場合、財務については少なくとも1事業年度が経過しないと
1年間の財務の結果が分からないので、法人として1年を経過しないと評価を受けることは出
来ないのではないか。・・・15
- Q60 消費支出や貸借対照表を学校法人全体で1つにまとめて管理している場合、学校法人として
の数字を示すことでよいか。・・・15
- Q61 財務については、大学によって状況や根拠となる資料が大幅に異なることが想定されるが、
各大学の実績に応じて自己評価することで差し支えないか。（複式簿記によらない方法で、会
計処理を行っている場合、どのように評価されるのか。）・・・15

基準 11 管理運営

- Q62 基本的な観点 11-1- において、研究重点型大学と教育重点型大学では、管理運営の性格
が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。・・・15
- Q63 基本的な観点 11-1- において、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述す
ることでよいか。・・・15
- Q64 基準 11-2 に記載されている「管理運営に関する方針」とは、学則や大学の管理運営規則
とは別に各大学で方針を策定すべきことなのか。・・・16

選択的評価基準 研究目的の達成状況

- Q65 選択的評価基準「研究目的の達成状況」については、評価を実施する場合の人的資源、総経
費をどのように推計しているのか。また、それによる効果はどの程度であると考えるか。・・・16
- Q66 選択的評価基準では、「各大学が有する目的の達成状況等について評価」と記載されてい
るが、目的を高く設定し、達成状況が低い大学と、目的を低く設定し、達成状況が高い大学では、
どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。・・・16

自己評価実施要項について

自己評価全般について

- Q67 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、
内容を確認してもらうことは可能か。・・・17
- Q68 試行的評価と同様に、大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠資
料・データに基づいて自由記述式に自己評価を行うことを考えているのか。（自己評価書のイ
メージは事前に示されるのか。）・・・17

目的の記載について

- Q69 「大学の目的」について、大学の理念等の抽象的な内容のみで、必ずしも大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。・・・17
- Q70 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。・・・18
- Q71 目的が、どの基準に対応しているのかを、「目的」の頁にカッコ書き等で明記する必要があるのか。・・・18
- Q72 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。・・・18
- Q73 選択的評価基準を希望した場合、「目的」はどのように記載するのか。全体として目的を記載し、選択的評価基準に係る目的を再掲するのか。それとも、全体として記載した目的と重複がないように記載する必要があるのか。・・・18

観点ごとの分析について

- Q74 「基本的な観点」については、必ず全て分析しなければならないのか。・・・18
- Q75 2つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよいか。また、1つの観点を2つ以上に分けて自己評価書に記述してもよいか。(観点の内容を網羅していれば、観点の番号ごとに記述しなくてもよいか)・・・19
- Q76 『一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません』と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点はないのか。ある場合、それがどれなのか機構から予め示す予定は無いのか。・・・19
- Q77 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」にある資料は、必ず全部提出するのか。・・・19
- Q78 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点到係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。・・・19
- Q79 「～基本的な観点的状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求める予定なのか。・・・20
- Q80 大学が、学部等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で大学全体の分析に結び付けることが想定されるのか。また、学部等ごとに分析を行った場合は、それを全て自己評価書に記述するのか、もしくは、大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。・・・20
- Q81 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。・・・20
- Q82 観点到係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。(これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。)・・・20
また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。
- Q83 観点到ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、もしくは一文にまとめて記述するのか。・・・21

- Q84 「観点の性格・内容により，学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は，それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが，「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別に分析が必要な場合と同様，「観点に係る状況」「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。・・・21
- また，大学の判断で，学部ごと等の状況の分析を行わなかった場合に，「基本的な観点に係る状況の分析が不十分」だということになり，不足分として学部ごと等の分析を求められることはあるのか。
- Q85 基準5「教育内容及び方法」以外の基準における課程別に分析が必要な観点とはどれか。・・・21
- Q86 取組や活動によっては，根拠資料・データが不十分な場合も考えられるが，機構はどの程度のものを想定しているのか。また，不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。・・・21
- Q87 自己評価を行った取組や活動全てが，機構において評価され，評価報告書に掲載されるのか。・・・22

選択的評価基準

- Q88 選択的評価基準では，目的の達成状況等について自己評価することとしているが，具体的に観点ごとの分析はどのように行えばよいのか。・・・22
- Q89 選択的評価基準における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を，自己評価書に記述する必要はないのか。・・・22

自己評価の概要

- Q90 自己評価書の「概要」には，当該基準全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが，具体的にはどのようなことを記述すればよいのか。全ての観点に係る状況を要約して記述すればよいのか。・・・23
- Q91 自己評価書の「概要」には，資料・データ等を記載してもよいか。また，その場合字数制限には含まれないことでよいか。・・・23

現況

- Q92 「現況」の学生数及び教員数は学部・研究科ごとに記述するのか。・・・23

様式等

- Q93 「大学の規模によって字数制限を超えることも想定されますので，その場合には，別途機構に相談」と記載してあるが，相談すると字数制限が緩和されるのか。・・・23

資料・データ等

- Q94 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので，かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。・・・24
- Q95 根拠となる資料・データ等を，自己評価書への記載にするか，訪問調査時の確認資料とするかは，大学が判断してよいか。・・・24
- Q96 自己評価書の電子媒体を提出する際，根拠となる資料・データ等も全て記載することになると考えられるが，紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることでよいか。・・・24
- Q97 自己評価書において，同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には，どのように添付するべきか。・・・24

評価実施手引書について

- Q 98 基準の判断について、大学自身が満たしていないと認識し、そのように自己評価した場合は、機構においても満たしていないと判断されるのか。・・・ 2 5
- Q 99 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になることであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。・・・ 2 5

訪問調査実施要項について

- Q 100 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。・・・ 2 6
- Q 101 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。・・・ 2 6
- Q 102 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することは出来ないのか。・・・ 2 6
- Q 103 訪問調査における、卒業（修了）生との面談時の旅費は、試行的評価と同様に機構側で負担してもらえるのか。・・・ 2 6

その他

スケジュール

- Q 104 機構の認証評価を受けようとする大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。・・・ 2 7

データベース

- Q 105 機構で構築を検討している大学情報データベースと各大学が個別に準備する根拠資料・データとの関係はどのようなになるのか。・・・ 2 7

国立大学法人評価との関係

- Q 106 国立大学法人評価と大学機関別認証評価とは、どのような関係になるのか。・・・ 2 7

その他

- Q 107 JABEE 等の専門教育プログラム評価への取組や結果と機構における評価とは、どのように結び付いてくるのか。・・・ 2 8
- Q 108 法科大学院以外の専門職大学院に係る評価については、検討が行われているのか。・・・ 2 8
- Q 109 評価の検証はいつ行われるのか。（評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。）・・・ 2 8

大学機関別認証評価実施大綱について

評価の目的

Q 1 認証評価とは、認証評価機関が大学を認証するということか。

- A 認証評価とは、学校教育法第69条の3第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を意味します。認証評価機関が大学を認証するという意味ではありません。

Q 2 公立大学や私立大学が、機構の実施する認証評価を受けることは可能か。

- A 全ての国・公・私立大学が機構の認証評価を受けることができます。

Q 3 学年進行中の大学も評価の対象となるのか。

- A 学年進行中の大学については、卒業生が出ていないため基準6「教育の成果」の評価が困難であることから、評価の申請を受付けないこととしています。

また、学年進行中の学部等を持つ大学から評価の申請があった場合には、当該学部等も含め評価が可能な観点について実施することとしています。（当該学部等に係る評価が実施できない場合には、評価結果の公表の際に、評価対象外である箇所が分かるようにします。）

Q 4 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各大学に適した「質」を保証するという意味なのか。国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。

- A 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質の保証」は、大学評価機関としての立場から機構が独自に設定する大学評価基準（各大学において満たしていることが必要と考える内容を規定したもの）について、大学がこれを満たしているかどうかを評価し、このことを通じて、各大学の教育研究活動等の質を保証するものです。

各大学の質は、各大学の目的に依拠するものであるため、評価に当たっては、教育研究活動等に関して各大学の有する目的を踏まえて行います。大学評価基準は大学設置基準に適合していることが求められているため、国が定める大学設置基準の内容を包含するとともに、大学評価基準及び認証評価の手続きは、国際的な大学の質の保証という観点から、諸外国の評価機関における評価基準等の内容も参考にしています。

評価の基本的な方針

Q 5 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。

- A 機構の認証評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。
- (1) 大学評価基準に基づく評価
 - (2) 教育活動を中心とした評価
 - (3) 各大学の個性の伸長に資する評価

- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳しくは大学機関別認証評価実施大綱の「評価の基本的な方針」（1ページ）を御覧ください。

Q 6 基本的な方針の一つである「大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大半の大学は、11の基準全てを「満たしている」という評価結果になるのではないか。

A 機構の認証評価は、国際的な大学の質保証の観点から、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資することができるよう実施するものです。認証評価は平成16年度から始まるもので、評価結果を予め予想することは難しい面もありますが、大学評価基準が「機構が大学として満たすことが必要と考える内容」を規定したものであることから考えれば、全ての基準を満たしていると判断されることが、大学に求められる責務であると考えています。

Q 7 ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で、大学の独自性を活かした評価を保證できるのか。

A 機構の認証評価では、各大学の個性の伸長に資する評価となるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する目的を踏まえ、書面調査及び訪問調査によって各大学の教育活動等の状況を十分に把握した上で判断を行います。このため、大学評価基準の設定においても、各大学の目的や独自性を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。さらに、大学が高度な専門的知識に基づき運営されている組織であること、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを考慮し、大学の教員及びそれ以外の者で大学の教育研究活動等に高い識見を有する者によって評価を実施します（必ずしも分野ごとの専門家だけとは限りません。）。

また、機構としては、評価を実施する前に評価担当者に対して研修を行い、この評価の趣旨を十分理解していただくことによって、各大学の個性の伸長に資する評価が実施できるようにいたします。

Q 8 機構の評価で各大学の特色（単科大学や小規模大学の特性等）を活かすことができるのか。

A 機構の評価は、各大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学の目的を踏まえて実施することとしており、各基準、観点においてもその点を配慮しています。

また、評価の実施体制としても、教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教育研究活動に識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

さらに、評価結果を公表する際には、基準を満たしているかどうかだけでなく、優れた点、改善を要する点も指摘します。

このように、機構としては、各大学の特徴を踏まえた、個々の大学の特色（個性）を活かす評価が実施できるものと考えていますので、単科大学や小規模大学においては、特に各大学の目的に特性を明確に示すことによって、その特性が評価に反映されるものと考えています。

Q 9 短期大学機関別認証評価との相違点はあるのか。

- A 大学機関別認証評価と短期大学機関別認証評価は、原則として同じ考え方によって実施することとしているため、大学、短期大学それぞれの大綱や評価基準は基本的には同じ構成になっています。
- ただし、大学には大学院を置くことができること、大学では卒業（修了）者に学位を授与するが、短期大学では卒業者は準学士と称することができること、などの違いがあることから、評価基準に若干の違いがあります。
- また、評価基準については大学の基準1～3、5に大学院に係る基本的な観点が、短期大学の基準2、5に専攻科に係る基本的な観点が立てられていること、大学の基準3、9にTA等の教育補助者に係る文言が入っていること、基準5に授与される学位に係る文言が入っていること、などが主な相違点です。

評価の実施体制等

Q 10 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

- A 機構の認証評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、各大学の教育分野や状況の多様さを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家、有識者及び管理運営や財務関係についての専門性がある者を評価担当者として配置します。評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から機構の運営委員会等の議を経て決定します。

Q 11 評価担当者に対する研修(評価能力向上のためのプログラム)の内容について確認したい。

- A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。
- 研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施する予定です。

評価の実施方法等

Q 12 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

- A 書面調査は、対象大学から提出された自己評価書及びその根拠となる資料・データ等（機構が独自に調査・収集した資料・データ等を含む。）を、十分な研修を行った評価担当者が調査・分析します。書面調査では、観点ごとの分析と、その結果を基にした基準ごとの判断、そして、優れた点及び改善を要する点の抽出を行います。これらの書面調査は、評価担当者が各自で分析・整理した上で、評価部会において部会としての分析を行い、最終的に、大学機関別認証評価委員会が、書面調査段階における分析及び評価の結果を作成します。

Q 1 3 認証評価において、各大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。

A 機構の認証評価は、大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的に行うものです。このような見地から、評価を実効あるものとして実現していくためにも、また透明性と公正性を確保しつつ評価を行うためにも、大学が自ら行う評価は極めて重要な過程と考えています。

書面調査は、各大学が作成する自己評価書の分析を中心として第三者の立場から行いますので、各大学におかれては、そのことを十分に踏まえ、適切な自己評価書を作成していただくことが必要と考えます。

Q 1 4 大学における自己評価について、「必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことが想定されるのか。

A 大学における自己評価では、学部・研究科等ごとに独自の活動や取組が行われている場合や、学部・研究科等の活動や取組の分析を通じて大学全体の状況を把握する必要がある場合等に、学部・研究科等ごとに分析、整理を行った上で、最終的に大学全体として総合判断を行うことが想定されます。

Q 1 5 各大学が作成する自己評価書の内容について、試行的評価と同様の密度が求められるとすれば、自己評価書は膨大な分量になると予想されるが、大学の評価作業の負担を軽減するためにどのような方法を考えているのか。

A 試行的評価の経験を踏まえ、基準及び基本的な観点の精選を図ったところですが、各大学の評価作業における一層の負担軽減策については、今後さらに検討していきます。

Q 1 6 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

A 訪問調査は、評価担当者が書面調査では確認できない事項等を中心にして対象大学の状況を調査するとともに、その調査結果を対象大学に伝え、対象大学の状況等に関して対象大学との共通理解を図ることを目的として実施するものです。具体的には、根拠となる資料・データ等の補完的収集、大学の責任者、一般教員、学生、卒業生等との面談、教育現場の視察等を行い、最終日にその時点での調査結果をお伝えし、それに対する意見を伺います。

Q 1 7 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。

A 書面調査では確認できない事項等とは、機構において自己評価書だけでは観点の分析ができない場合に確認する事項及び資料・データ等や、実際に大学に行かなければ確認できない事項（教育現場の視察や学習環境の状況調査）を指しています。

また、機構が独自に調査・収集する資料・データ等とは、機構が評価を実施する上で、大学における自己評価で根拠とされた資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める形で調査・収集する資料・データのほか、ホームページや刊行物等の既に公表されている資料等から収集するデータ等を指しています。

Q 1 8 大学評価基準について、大学が認証評価を受けることを義務付けられている7年間（一周期）のうちで変更されることはないのか。

A 大学評価基準も含めて大学評価の手法等は、常に改善していく必要があると考えておりますが、原則として、一周期の間に大学評価基準等を大幅に変更することは考えておりません。

なお、大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、大学機関別認証評価委員会において審議し、決定します。また、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出た後に、変更した事項について、それが明らかになる形で社会に公表します。

評価のスケジュール

Q 1 9 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

A 機構では、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施することとしています。そのため、原則として各大学の実施希望年度に評価を実施することとして、様々な場合を想定した評価の実施体制について現在検討を行っています。

Q 2 0 機構が行う説明会及び大学の自己評価担当者等に対する研修は、評価の申請をしない大学も参加可能か。

A 機構が行う機関別認証評価に関する説明会については、全ての国・公・私立大学を対象として実施します。

また、大学の自己評価担当者等に対する研修については、原則として、機構に評価の申請を行った大学を対象として実施する予定ですが、機構に評価の申請を行っていない大学についても、希望があれば活用していただけるようにしたいと考えています。

Q 2 1 大学の自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいか。

A 自己評価担当者等に対する研修では、自己評価書の作成等に関して説明を行う予定です。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、参加者には自己評価業務を統括する方や、自己評価書の執筆を行う方等を想定しています。上記の研修の目的に鑑み、参加者の選定に関しては、各大学の判断で最もふさわしい方を選んでください。

Q 2 2 評価結果の通知（1月末）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。

A 評価全体のスケジュールの中では、評価結果の通知から意見の申立ての手続きまでの期間は1ヶ月程度となっておりますが、これまでの試行的評価の経験から問題はないと考えています。

Q 2 3 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。

A 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度からではなく、追評価を受けることとなった評価の実施年度から5年目以降の年度に申請することになります。

評価の結果と公表

Q 2 4 評価結果の公表の際は、大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。

A 機構における評価では、大学評価基準を満たしているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び各大学の優れた点、改善を要する点を指摘し、それらを評価結果としてまとめます。評価結果は意見の申立ての手続きを経た後、評価報告書として各大学へ通知するとともに、その内容を公表します。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」及び「評価実施手引書」に掲載しておりますので、ご参照ください。

Q 2 5 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価結果で「基準を満たしていない大学」として社会に公表されるのか。

A 一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。なお、大学からの申請に応じて、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を行い、当該基準を満たしていると判断した場合には、先の評価と併せて大学全体として大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を公表します。

Q 2 6 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。

A 機構の認証評価は、あくまでも各大学の目的を踏まえて、基準を満たしているかどうかの判断を行いますので、評価を受けた大学を順位付けするような形での公表はいたしません。

Q 2 7 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。

A 評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられているとともに、広く社会に公表されるものであることから、機構としては、評価のプロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保するために、意見の申立ての手続きを経て評価結果を確定し、評価報告書として機構が責任を持って公表します。

情報公開

Q 2 8 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 会議資料は、原則として公開しますが、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれがある

ると判断される場合については、この限りではありません。

また、議事録についてもウェブサイトに掲載することにより公開しますが、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

評価費用の徴収

Q 2 9 評価費用の金額について教えてほしい。

- A 評価費用については、概算要求時における手数料予定額を実施大綱に掲載していますが、政府予算案において次の金額となりました。なお、確定は政府予算決定後になります。
(平成17年度政府予算案：基本費用 200 万円 + 30 万円 × 学部数 + 20 万円 × 研究科数)

Q 3 0 追評価を受ける場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。

- A 追評価を受ける場合にも評価手数料を支払っていただく予定としていますが、詳細については現在検討を行っています。

Q 3 1 平成18年度以降に評価を受ける場合、評価費用の支払いの期限はいつまでか。

- A 平成18年度以降に実施する認証評価に関して、機構は各大学から評価実施年度の前年度の9月に申請を受付け、評価実施年度の4月末日までに対象大学に対して請求書を送付します。これを受け、対象大学は6月末までに評価手数料を支払っていただくこととなります。

追評価

Q 3 2 大学評価基準を満たしていないと判断された場合の追評価で、再度全ての基準について評価を受けることになるのか。

- A 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。
なお、機構の認証評価を受けるかどうかは、あくまでも各大学の判断であり、これは追評価に関しても同様です。大学評価基準を満たしていないとの判断を受けたからといって、追評価を受ける義務が生じるわけではありません。

Q 3 3 追評価はどのような手続きで行うのか。

- A 追評価の具体的な手続き及びスケジュールの詳細については、現在検討中です。

変更の届け出

Q 3 4 「大学評価基準を満たした大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。また、変更の届け出をする必要があるのか。（各大学は、独自に教育課程・教員組織を編成・変更できるものと理解しており、この全体の流れに反するものであってはならないと考える。）

A 教育研究活動等の変更内容の届け出の主旨は、機構が大学の教育研究活動等の質の保証を図る観点から、教育研究活動等の内容に大きな変更があったことを把握し、機構の評価が変更前の教育研究活動について行われたことを明示するためのものです。したがって、各大学における教育研究活動等の内容の見直しを妨げるものではありません。

なお、変更の届け出に関する詳細については現在検討を行っているところですが、例えば、教育研究組織の改編やカリキュラムの見直しなど、教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合に、新旧対照表等その違いが分かる書類により届け出ていただくことを考えています。

大学評価基準について

はじめに（大学評価基準の性質）

Q 3 5 機構の機関別認証評価における大学の「自己評価」を学校教育法第 69 条の 3 第 1 項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。

A 学校教育法第 69 条の 3 第 1 項にある「自己点検及び評価」は、あくまでも各大学が自主的に継続して行うものであり、機構の認証評価における各大学の「自己評価」とは異なります。ただし、「自己点検及び評価」と認証評価における「自己評価」を兼ねて行うことや、「自己点検及び評価」に基づいて認証評価の「自己評価」をまとめたり、逆に、認証評価の「自己評価」の方法や結果を「自己点検及び評価」に活用したりすることは、可能であると考えています。

Q 3 6 各基準の評価では試行的評価のような 5 段階等の評定が行われるのか。

A 1～11 の基準における評価結果は、基準ごとに大学における自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにするとともに、各大学の優れた点、改善を要する点を指摘する形で示すこととしており、各基準に関しては 5 段階等の評定は行いません。

また、評価は、各大学が有する教育研究活動の目的を踏まえて行われることとなりますので、試行的評価と同様、他大学との単純な比較は意味を持たないものと考えています。

Q 3 7 11 の基準が一つでも満たされない場合、機構から指導等があるのか。

A 機構における評価は、大学全体として基準を満たしているかどうかの判断を行い、その評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てることを目的の一つとしています。基準を満たしていない場合や、基準を満たしているが改善の必要等が認められる場合には、その旨の指摘を行います。ただし、フィードバックした評価結果をどのように活用するかについては各大学及び設置者に任されており、たとえ基準を満たしていないと判断された場合でも、機構が「指導」を行うものではありません。

しかし、基準を満たしていないと判断された場合には、大学として、その目的に照らして不適切な状況であると判断されたことになり、かつ、この結果は社会に公表されますので、各大学において主体的に対処することが望まれます。基準を満たしていないと判断された後に、基準が満たされる改善が図られた場合には、その基準に限定して追評価を受けることも可能です。

Q 3 8 一部の学部の教員数が大学設置基準割れの場合は、大学全体として大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いはあるが、どのようになるのか。

A 大学評価基準は、大学設置基準の内容を踏まえつつ、各大学において満たしていることが必要と考える内容を規定したものです。したがって、大学設置基準を満たしていない場合には、大学評価基準を満たしていないとの判断がなされることはあります。

ただし、各認証評価機関における認証評価は、あくまで各認証評価機関が独自に設定する大学評

価基準に基づいて行われるものであり、それらの基準が大学設置基準に適合していなければならないとの認証の条件はあるものの、原則として国による大学設置認可とは無関係です。

Q 3 9 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。

A 評価では、まず、大学の目的を踏まえ、基本的な観点及び大学独自の観点ごとに大学の教育研究活動の状況を具体的かつ明確に分析、整理し、大学が自ら評価することが必要であり、このことが、大学の教育研究の質の向上につながるものと考えています。「適切」や「必要」等の表現で示された基準や観点に関して、自己評価においては、大学自らが考える「適切」性や、「必要」性に照らして、実際の状況がどのようになっているのかを十分な根拠に基づいて明確に表現することが重要となります。

機構における評価では、評価担当者が書面調査と訪問調査を通じ、大学の目的を踏まえて観点ごとに教育研究活動の状況を確認・分析し、それらを総合することによって基準を満たしているかどうかを判断します。その際、第三者である評価担当者がその識見に基づいて「適切」性や「必要」性を判断し、合議、調整していく形で最終的な判断を決定していきます。そのため、自己評価書等には第三者が分析を行うに足りる「適切性」と「必要性」が求められることとなり、このことは社会による大学の活動、取組の理解の促進にも通じるものとなります。

なお、大学の目的によって「適切」や「必要」等に求められる内容は異なるため、「適切」や「必要」の内容を一律に規定することは困難であると考えられます。仮に、評価に際して大学と機構との間に「適切」に対する捉え方が違うことによって意見の相違が生じた場合でも、評価の過程でコミュニケーションを取り合い、結果として互いの共通理解が得られることは、大学の教育研究活動の改善を促進するために役立ち、本評価の目的に資することでもあると考えています。

Q 4 0 附属病院や附属学校に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。

A 附属病院や附属学校については、診療活動や初等中等教育活動が活動の中心であることから、原則として評価の対象外として取り扱います。

ただし、機構の評価は、大学の教育活動を中心として行うこととしているため、附属病院や附属学校の活動のうち、大学の教育活動に関わる活動については、評価対象として評価を行うこととします。

Q 4 1 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価基準としたのは何故か。また、大学の中には、大学院大学として先端的な研究にかなりの労力を割く大学があると考えられるが、機構の評価は研究活動が軽視されているのではないか。

A 機構の評価では、全ての国・公・私立大学を対象としており、研究活動に関して極めて多様な大学としての立場が考えられることから、主に教育活動を中心とした評価を実施することとしています。ただし、研究活動は選択的評価基準のみで評価されるわけではなく、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動については基準3「教員及び教育支援者」の中で評価を実施するなど、関連する基準の中で評価が行われます。なお、選択的評価基準「研究目的の達成状況」では、大学の目的に照らし、研究目的の達成の状況を、大学の希望に応じて評価することとしています。（研究目的の達成状況については、機構における評価体制が整備された段階から実施することとし、平成18年度の評価からの実施を予定しております。）

また、大学院大学についても、研究者養成を含む大学院としての教育活動を中心として同様に評

価を実施します。

Q 4 2 国際連携や社会貢献も大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。

- A 大学の目的において、国際連携や社会貢献についての活動を正規課程の学生に対する活動として捉えられている場合には、その旨を大学の目的に記載し、1～11の基準に関連付けて自己評価を行っていただくこととなります。また、大学の目的において、正規課程の学生以外に対する活動として捉えられ、かつ重要な教育サービスとして位置付けている場合には、選択的評価基準「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の評価対象とすることができます。

基準 1 大学の目的

Q 4 3 「大学の目的」について、大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、今回の評価制度導入を契機に、改めて目的を作成する必要があるのか。

- A 機構の認証評価においては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学が有する教育研究活動の目的を踏まえて評価を行いますが、その前提となる目的そのものも評価対象となっています。

基準 1 「大学の目的」においては、

1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること

1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていることが定められており、まず、大学の目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうかを評価することになります。

その上で、各基準に関して、目的を踏まえて評価を行うこととなりますので、目的の記載に当たっては、改めて目的を作成するというのではなく、大学が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、大学の個性や特色が評価に活かされるよう記載してください。

Q 4 4 「大学の目的」とは、国立大学法人の中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。

- A 「大学の目的」とは、大学の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針及び養成する人材像を含む達成しようとしている基本的な成果等のことを言います。各国立大学法人の中期目標や、規則、建学の精神等の記載内容に、このような内容が含まれているのであればそれを「大学の目的」として位置付けることは可能ですが、必ずしも同じ内容になるとは限りません。

Q 4 5 基本的な観点 1-1- に係る自己評価の際には、大学が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。もしくは、明確に定めていることについて記述するのか。

- A 当該観点では、目的を明確に定めているかどうかについて自己評価してください。大学が当該目的を定めている理由や趣旨については、自己評価書の「目的」の部分に記載していただくこととなります。

なお、大学の目的について過去5年程度の間には整理又は変更しており、その説明が必要と考えられる場合には、自己評価書の「目的」又は当該観点に係る「観点到に係る状況」の部分に、その経緯を記述してください。

基準3 教員及び教育支援者

Q46 趣旨に記載されている「教員組織編成の基本的な方針」とは、大学設置基準等のことを指すのか。または、各大学で方針を策定すべきことなのか。

A 当該基準では、各大学の教育の目的を達成するために、大学の状況に応じて策定された教員組織編成の基本的な方針に基づき、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。したがって、「教員組織編成の基本的な方針」とは、各大学の教育目的を達成するために個々の大学において策定されているべきものを指しています。

Q47 基本的な観点3-1-、3-2- について、学部等の性格により判断方法が異なってもよいのか。（全学で統一した判断方法若しくは全学と学部等の並列も考えられるか。）

A 観点ごとの分析に当たっては、大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点の性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行って下さい。ただし、観点によっては、同じ大学内でも、学部や研究科の性格に応じて求められる内容が異なることは考えられますので、その状況に応じて、適宜学部・研究科ごとに、各大学が適切と考える判断方法を用いて分析を行い、その結果を総合して、大学全体としての観点の分析を行ってください。

Q48 基本的な観点3-2- に関して、「教員人事」について、研究センターで採用及び昇格等が行われている大学がある場合に、今後は教育に関する項目を十分配慮して採用及び昇格等を行う必要があるということを示唆するものと考えてよいか。

A 基本的な観点3-2- 「教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。」の「特に～」以降は、教員評価において、教員の教育に関する活動についての評価を行っているかを問うものです。研究センターでの教員評価を行っている場合でも、当該大学の目的に照らし、教員の評価が教育研究上の指導能力の評価として十分な妥当性があると判断することができれば問題はありません。

いずれにしても、当該観点は各大学の教員人事に干渉するものではなく、また基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点の分析状況及び大学が独自に設定した観点の分析状況を総合して行うものであり、一つの観点到に係る状況に問題があるからといって、直ちに基準を満たしていないと判断されるわけではありません。

Q49 基準3-3に記載されている「研究活動」とは、具体的に何を想定しているのか。

A 基準3-3は、大学の目的に照らして、大学の「研究活動」が「教育活動」に寄与しているかどうかについて評価します。一般に、各大学が有する教育研究活動の目的によって、どのような形で「研究活動」が「教育活動」に関与するかは異なるものと考えられます。したがって、基準3-3に関して「研究活動」として明らかにすべき内容も、大学の「目的」に即して各大学で定めることに

なります。

なお、研究活動自体の評価については、大学の希望に応じて評価を実施する選択的評価基準「研究目的の達成状況」を設けています。（研究目的の達成状況については、機構における評価体制が整備された段階から実施することとし、平成18年度の評価からの実施を予定しております。）

基準5 教育内容及び方法

Q50 教育課程は各学部、各研究科ごとに分析するのか。

A 当該基準における大学の自己評価では、各大学が有する教育の目的に照らして、必要に応じて学部ごと・研究科ごと等に、当該活動の状況を分析し、記述します。機構における評価では、自己評価の状況を踏まえ、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理し、最終的に大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行います。

教育課程については、学部・研究科によりその状況が異なることが一般的であることからすれば、原則として学部・研究科ごと（必要に応じてさらに学科、専攻ごと）に分析を行う必要があると考えられます。

Q51 基本的な観点5-1- に記載されている授業科目の適切な配置とは、教養教育と専門教育の科目区分を設けなければならないということなのか。

A 当該観点は、各大学が有する教育の目的に照らして、教育課程をどのように編成しているかについて、授業科目の配置状況等を確認しつつ、学士課程全体としてその体系性が確保されているかどうかを分析するものです。したがって、評価に際しては、教育課程の内容に関する把握は必要ですが、教養教育と専門教育の科目区分を設けているかどうかといった形式は問いません。

Q52 別科及び専攻科を設置している場合については、学士課程及び大学院課程の基準に準じてそれぞれ評価することとされているが、学士課程及び大学院課程のところでそれぞれ自己評価書に記述すればよいか。

A 別科及び専攻科について、自己評価書に特別に記述する必要があるかどうかの判断は、観点の性格・内容や各大学の状況によります。自己評価書に記述する必要があると判断される場合には、当該別科及び専攻科の状況を分析、整理した上で、その状況についても分かるようにしつつ、学士課程全体及び大学院課程全体としてそれぞれ記述してください。

基準8 施設・設備

Q53 施設等の財政を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の大学側の対応はどうするのか。

A 「基準を満たしていない」と判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各大学及び設置者に任せられる問題であると考えています。なお、この方針はどの基準においても同様の扱いとなります。

基準 10 財務

Q 5 4 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準 10 を満たしがたい大学が増加することも予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。（具体的な改善策を示唆されるのか。）

A 財政規模については、大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、安定した財政的基盤が確保されているかどうか等について当該基準を満たしているかどうかの判断を行います。

なお、基準を満たしていないと判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各大学及び設置者に任される問題であると考えています。

Q 5 5 基本的な観点 10-3- において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのようなことを考えているのか。また、将来は大学の財務格付けのようなものが基準に取り入れられる可能性はあるのか。

A 財務に対する会計監査を受け、財務が適正であることが保証された事実について確認することを考えています。また、「財務格付け」のような形での評価結果の公表はいたしません。

Q 5 6 国立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。

A 原則としては、各会計基準を基にした評価となります。自己評価において、それぞれの大学に適用される会計基準に照らしてその適切性を評価していただき、機構では、自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて評価するという流れになります。

Q 5 7 大学の長年の姿勢により、消費収支の累積消費収支差額等は全く様相を異にする。財務三表と教育との関係は、どのように評価していくのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率（消費支出比率、人件費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。

A 主として大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、安定した財政的基盤が確保されているかどうか等について、大学全体として当該基準を満たしているかどうかの判断を行います。財務には、様々な複合的要因の影響が予想されることから、財務に関する専門家の意見を取り入れつつ、評価を行います。また、数値目標等については、上記のことから、一律に数値を適用するのではなく、大学が有する教育研究活動の目的や、活動及び取組の状況に応じて判断していくこととなります。

Q 5 8 基本的な観点 10-2- である「関係者」の範囲については、大学で判断して良いか。

A 当該観点における「関係者」の範囲は、例えば教職員、学生及び資金負担者等が考えられますが、大学の掲げる目的や大学の状況によって異なることが考えられますので、適宜、判断してください。

Q 5 9 例えば、公立大学が法人化した場合、財務については少なくとも1事業年度が経過しないと1年間の財務の結果が分からないので、法人として1年を経過しないと評価を受けることは出来ないのではないか。

A 大学として認証評価を受けるものですので、設置者や設置形態が変わったことにより、評価を受ける年度が制限されることはありません。評価を受ける時期については、大学の判断によるものと考えます。

Q 6 0 消費支出や貸借対照表を学校法人全体で1つにまとめて管理している場合、学校法人としての数字を示すことでよいか。

A 貸借対照表や財産目録等については、学校法人で管理していることが考えられますが、学校法人会計基準では各学校等ごとに分けて会計を処理することが求められているため、大学に該当する部分を抽出することは可能であると考えます。

Q 6 1 財務については、大学によって状況や根拠となる資料が大幅に異なることが想定されるが、各大学の実績に応じて自己評価することで差し支えないか。(複式簿記によらない方法で、会計処理を行っている場合、どのように評価されるのか。)

A どの基準においても同様ですが、財務についても、各大学の実情に応じて、観点ごとに状況を記述し、根拠となる資料を添付していただくことで構いません。(機構における評価では、大学の実情に応じてそれぞれの特有の状況があれば、それを踏まえた上で、観点ごとに大学の状況を分析しますので、会計方法の違いによる有利不利が生じることはありません。)

基準 11 管理運営

Q 6 2 基本的な観点 11-1- において、研究重点型大学と教育重点型大学では、管理運営の性格が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。

A 当該基準の趣旨は、大学が教育研究等の目的の達成に向けて組織として機能するよう、管理運営組織が教育研究等の活動を支援・促進させるため、有機的に機能することであり、大学の管理運営形態の多様性を許容しています。各大学が有する教育研究活動等の目的や様々な状況により、当該観点到に係る状況も大きく異なることが予想されるため、機構の評価担当者がそれらの点を十分に考慮した評価を行うことが肝要であると考えています。

Q 6 3 基本的な観点 11-1- において、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述することでよいか。

A 当該観点では、監事が置かれている場合に、監事が適切な役割を果たしているかについて分析していただくことから、監事が置かれていない場合には、分析を行う必要はありませんので、「該当なし」と記述してください。

Q 6 4 基準 11-2 に記載されている「管理運営に関する方針」とは、学則や大学の管理運営規則とは別に各大学で方針を策定すべきことなのか。

A 基準 11 - 2 では、管理運営に関する方針が定められていること自体も評価の対象となっていますので、既存の資料を根拠として自己評価を行ってください。また、当該方針が学則や大学の管理運営規則の中に含まれていれば、その点を明らかにしてください。

選択的評価基準 研究目的の達成状況

Q 6 5 選択的評価基準「研究目的の達成状況」については、評価を実施する場合の人的資源、総経費をどのように推計しているのか。また、それによる効果はどの程度であると考えるか。

A 具体的な評価の方法等については、平成 12 年度からの試行的評価における分野別研究評価の経験を活かすとともに、試行的評価の検証結果を参考に、現在検討を行っています。

Q 6 6 選択的評価基準では、「各大学が有する目的の達成状況等について評価」と記載されているが、目的を高く設定し、達成状況が低い大学と、目的を低く設定し、達成状況が高い大学では、どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。

A 選択的評価基準の評価に当たっては、当該大学の決定した目的の達成状況を評価するものであり、「達成状況が他の大学よりも高いか低い」という単純な比較は意味を持たないものです。

評価結果には目的も併せて公表されますので、社会的には、当該大学が掲げている目的が、当該大学の置かれた状況等に照らしてふさわしいものかどうかとも同時に判断されることとなります。したがって、「達成状況が高い」という評価を得るために目的を低く設定することが、当該大学にとって妥当なことであるかどうかは十分考慮する必要があります。

この点について、機構としては各大学の見識と、社会等における判断に委ねられる問題と考えています。

自己評価実施要項について

自己評価全般について

Q 6 7 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。

A 評価の公正性への配慮から自己評価書の仮提出は受けませんが、自己評価書作成に当たってご質問等がある場合には、機構事務局までお問い合わせください。

Q 6 8 試行的評価と同様に、大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠資料・データに基づいて自由記述式に自己評価を行うことを考えているのか。（自己評価書のイメージは事前に示されるのか。）

A 基準ごとの自己評価は、大学評価基準に示された1～11の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行うこととしています。そのうちの「観点ごとの分析」では、観点ごとに、「観点到る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述することとしており、「観点到る状況」において、根拠となる資料・データ等を示しつつ、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述することとしております。

なお、詳しくは、「自己評価実施要項」をご参照ください。

目的の記載について

Q 6 9 「大学の目的」について、大学の理念等の抽象的な内容のみで、必ずしも大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。

A 「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を何らかの形で定めている場合には、本評価において「大学の目的」として記載することができますが、それらに該当するものがない場合には、機構における評価が困難であると考えられます。

なお、自己評価は、大学の目的を踏まえて行っていただくことから、「目的」が明文化されていない場合は、大学における自己評価も全体的に困難であるとともに、機構における評価では、基準1「大学の目的」を満たしていないという評価結果になる可能性もあります。

（詳細については、Q 7 0をご参照ください。）

Q 7 0 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。

- A 機構の認証評価において、大学の目的自体が基準1「大学の目的」での評価対象となっています。基準1「大学の目的」では、
- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。
 - 1 - 2 目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。
- が定められており，まず，大学の目的に係る現在の状況が，この要件を満たしているかどうかを評価します。
- すなわち，基準1「大学の目的」において，大学の目的の明確性等について評価しますので，目的の内容が不明確だと機構の評価担当者が判断した場合は，自己評価書の再提出を求めるのではなく，その旨を評価結果として公表することとなります。

Q 7 1 目的が，どの基準に対応しているのかを，「目的」の頁にカッコ書き等で明記する必要があるのか。

- A 「目的」において，基準との関連を示すことは必ずしも必要ではありません。ただし，機構における評価では大学の目的を踏まえて評価を行いますので，基準ごとの自己評価の際に，目的との関連を踏まえて記述していただくことが必要になります。

Q 7 2 目的は，どのくらい具体的に書けばよいのか。

- A 機構の評価は各大学の目的を踏まえて実施することから，機構の評価担当者は第三者の視点で，「目的」に記載されていることを通じて大学の全体的な意図を理解しますので，そのことに留意の上，具体的に記載していただくことが求められます。また，自己評価書に記載された目的は，原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので，字数制限の範囲で記載してください。

Q 7 3 選択的評価基準を希望した場合，「目的」はどのように記載するのか。全体として目的を記載し，選択的評価基準に係る目的を再掲するのか。それとも，全体として記載した目的と重複がないように記載する必要があるのか。

- A 「目的」に記載された目的と，選択的評価基準に係る目的との関連性については大学によって異なるものと考えられますので，どちらの方法でも構いませんし，重複しても結構です。字数制限を考慮の上，各大学の目的に沿った評価となるよう各大学の判断で記載してください。
- なお，選択的評価基準については，他の基準と異なり，各大学が有する目的の達成状況等を評価することから，より具体的な目的を記載してください。

観点ごとの分析について

Q 7 4 「基本的な観点」については，必ず全て分析しなければならないのか。

- A 「基本的な観点」は，基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素ですので，原則として全ての「基本的な観点」を用いてください。

ただし、基本的な観点において「・・・の場合」といった条件が付されているものについて、この条件に該当しない場合には分析を行う必要はありません。例えば、基準1「大学の目的」において、大学院を有していない大学は、基本的な観点1-1-1における分析を行う必要はありません。

また、各大学が有する教育研究活動の目的に応じて、「基本的な観点」以外に独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

Q75 2つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよいか。また、1つの観点を2つ以上に分けて自己評価書に記述してもよいか。（観点の内容を網羅していれば、観点の番号ごとに記述しなくてもよいか）

A 観点ごとの分析は、結合することなく観点の番号ごとに行ってください。また、一つの基本的な観点では十分に分析できない場合には、独自の観点を設定し分析を行ってください。なお、記述例を自己評価実施要項の11ページに掲載していますので、参考にしてください。

Q76 『一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません』と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点はないのか。ある場合、それがどれなのか機構から示す予定は無いのか。

A 基準を満たしていないという判断に直結する基本的な観点は、各大学の目的に応じて異なるものと考えられますので、機構から示すことはありません。ただし、目的の達成のために一般的に必要なと考えられる内容が欠落していると判断された場合には、基準を満たしていないとの判断になる可能性がありますので留意してください。なお、認証評価の制度上、大学評価基準は大学設置基準を満たしていることが要件とされていますので、設置基準を著しく満たしていないことが明確である場合には、大学として満たすことが必要と考える内容を満たしていないと判断されるため、評価基準も満たしていないという判断になることが考えられます。

Q77 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」にある資料は、必ず全部提出するのか。

A 別紙2に挙げている資料・データ等は、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられるものの例示です。これらはいくまで例示であり、必ずしも全く同じ資料・データを要求するものではありませんので、各大学の目的に応じて、各観点の状況を明確に示されるよう、適宜、利用してください。また、各大学の目的や状況に応じて、別紙2に掲載されている以外の資料・データ等が必要と判断される場合には、適宜、用いて下さい。なお、資料・データは、観点の状況や分析結果を導いた理由を裏付ける根拠として、整理した上で示していただく必要があります。

Q78 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点到係る状況」に記述すればよいか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。

A 具体的な目標や計画については、「目的」において記載していただくことが考えられますが、「目的」のページの記載だけでは不十分と判断されるような場合には、「観点到係る状況」に関連付けて記載していただいても構いません。いずれの場合も、字数制限に留意し、大学の判断に

より記載を行ってください。

基準1～11において、基準を満たしているかどうかの判断は、機構における「観点ごとの分析」の結果等を総合的に勘案して判断するものであり、基準についての達成状況を判断するものではありません。そのため、数値目標が達成されていないからといって、それが直ちに基準を満たしているかどうかの判断に結び付くことはありません。

Q79 「～基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求める予定なのか。

A 機構での基本的な観点の状況の分析の際、一部の基本的な観点が分析されていない場合や根拠となる資料・データが著しく不足している場合には、追加提出を求めることが考えられます。提出期限や提出の内容等については、個別に該当の大学と協議の上、決定することとなります。

Q80 大学が、学部等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で大学全体の分析に結び付けることが想定されるのか。また、学部等ごとに分析を行った場合は、それを全て自己評価書に記述するのか、もしくは、大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。

A 学部等ごとの分析を、大学全体の分析に結び付ける方法については、大学の「目的」によって、また観点の性格・内容によっても異なることが想定されますので、機構から指示は行いませんが、定量的な分析、定性的な分析等様々な方法が考えられます。

なお、自己評価書への記述は、大学全体としての状況の分析が必要ですが、学部ごとの状況を示す必要があると大学が判断した場合には、字数制限に留意の上、学部ごとの状況に関する記述や資料・データ等を示していただくこととなります。

Q81 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。

A 観点ごとの分析に当たって、大学全体としての状況の分析を行うために、観点の性格・内容により、また、大学の掲げる目的により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要と判断される場合には、それらの分析を踏まえて行っていただきます。しかし、個々の教員が、どのような取組を行っているかといった細かい記述までは、必ずしも必要ではないと考えています。

Q82 観点到に係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 各大学の状況や、事項の内容等によりますので、一概に何年間の状況ということとは言えませんが、概ね過去5年間(活動状況を年度単位で捉えることがふさわしいものについては、平成17年度(自己評価時点まで)、平成16年度、15年度、14年度、13年度、12年度)の状況を示していただくと、現在の状況を記述する際、より十分な裏付けが得られるものと想定されます。活動や取組の内容によっては、過去5年間よりもさらに遡る必要が生じる場合や、5年間より短い状況分析で十分な場合も考えられますので、自己評価の分析の対象期間は、大学の判断によるものと考えておりますが、機構における評価でも、自己評価で分析された期間が妥当であるかを確認することにな

ります。

また、本評価は、現在の状況について評価を行うものであり、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等について評価を行うものではありません。

ただし、2度目の認証評価を行う際に、どの程度の期間を評価対象とするかは今後検討していきます。

Q 8 3 観点ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、もしくは一文にまとめて記述するのか。

A 「分析結果」については、試行的評価で行ったような統一した用語の使用は特に指定いたしませんので、大学の判断により、各観点到にふさわしい表現を用いて分かりやすく明確に記述してください。また、「分析結果」を導いた「その根拠理由」については、根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください。なお、「分析結果」と「その根拠理由」については、それぞれが分かりやすく明確であれば、どのように記述していただいても構いません。

Q 8 4 「観点的性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが、「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別に分析が必要な場合と同様、「観点到に係る状況」「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。

また、大学の判断で、学部ごと等の状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な観点到に係る状況の分析が不十分」だということになり、不足分として学部ごと等の分析を求められることはあるのか。

A 学部ごと等の分析を踏まえる場合、必ずしも学部ごと等で「観点到に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を記述する必要はありません。「分析を踏まえる」とは、大学全体としての分析を行うにあたり、当該観点到に係る学部ごと等に異なる状況があり、総合的な記述だけではそれらの差異を示すことができない場合や、特記すべき学部等がある場合等に、そのことを「観点到に係る状況」に大学全体としての状況と合わせて記述することを意味します。学部ごと等の状況を明らかにする方法として、例えば、基準4「学生受入」の基本的な観点到4-3-において、入学定員が学部ごとに設定されている大学では、記述分量に制限があるため、「観点到に係る状況」に学部ごとの資料・データを示す方法等が考えられます。

また、機構での分析の際に、大学の目的や状況を踏まえ、その観点到に係る学部ごと等の状況の分析を必要と判断した場合には、学部ごと等の状況の分析や、根拠となる資料・データ等の追加提出を求めることも考えられますが、学部ごと等の状況の分析の必要性は、各大学の目的や状況によって異なります。

Q 8 5 基準5「教育内容及び方法」以外の基準における課程別に分析が必要な観点到とはどれか。

A 大学の目的によって考え方は異なるものと思われます。(Q 8 4を参照してください。)

Q 8 6 取組や活動によっては、根拠資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。

A 自己評価では、各観点到に関する活動や取組がどのような状況にあるのかについて、その状況が確

認できる根拠となる資料・データにより分析し、その結果を分かりやすく明確に記述していただきます。一方で、機構の評価では、自己評価書で記述された状況を、根拠となる資料・データにより確認・分析します。

根拠となる資料・データは、このような観点の状況に関する分析結果が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。例えば、自己評価書において、観点の状況に関する分析結果に「優れた実施状況である」と記述されている場合には、機構の評価において、「なぜ、当該観点の状況を見て優れた実施状況であると分析できるのか」という視点で確認を行うこととなりますので、説得性のある資料・データを示す必要があります。

なお、機構の評価において、資料・データ等が著しく不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。提出期限や提出の内容等については、個別に当該大学と協議の上決定することとなります。

Q 8 7 自己評価を行った取組や活動全てが、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

A 機構における評価では、基準ごとの評価を行う際、観点ごとに取組や活動の内容等がどのような状況であるのかを確認しますので、観点到った内容であれば、すべてを検討した上で分析を行い、最終的に基準の評価を行います。ただし、評価報告書における、「基準ごとの評価」では、基準を満たしているかどうかの判断となった根拠・理由を精選・整理し、「評価結果の根拠・理由」として記述するとともに、大学の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点及び改善を要する点」として記述します。したがって、自己評価を行った取組や活動全てについて、評価報告書において記述されるとは限りません。

なお、訪問調査等で知り得たことによつて、自己評価書に記述されていない取組や活動が評価報告書に記述されることもあり得ます。

選択的評価基準

Q 8 8 選択的評価基準では、目的の達成状況等について自己評価することとしているが、具体的に観点到の分析はどのように行えばよいのか。

A 選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価します。

したがって、自己評価における観点到の分析に当たっては、選択的評価基準に係る目的の達成状況について、目的・計画の策定と周知、実際の活動内容や方法の適切性、活動の成果、改善のためのシステム等を観点到に分析してください。

なお、詳しくは、「自己評価実施要項」をご参照ください。

Q 8 9 選択的評価基準における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を、自己評価書に記述する必要はないのか。

A 自己評価において目的の達成状況は、各観点到の「観点到に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を総合して判断してください。基準における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由は、観点到ごとの分析における記述自体がそれに該当しますので、自己評価書に記述する必要はありません。

自己評価の概要

Q 9 0 自己評価書の「概要」には、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが、具体的にはどのようなことを記述すればよいのか。全ての観点に係る状況を要約して記述すればよいのか。

A 自己評価書の「概要」は、基準に係る自己評価の状況を分かりやすく社会に示すためのものであり、観点の分析を総合したものを「概要」としてまとめていただき、それを大学側からの情報として評価報告書に原則として原文のまま転載します。どのように整理するかは大学の判断で行っていただきますので、字数制限内であれば全ての観点に係る状況を要約する方法でも構いませんが、社会に対して公表される文章であることに留意して作成してください。

Q 9 1 自己評価書の「概要」には、資料・データ等を記載してもよいか。また、その場合字数制限には含まれないことでよいか。

A 自己評価の「概要」は、評価報告書に原則として原文のまま転載するものであり、資料・データ等の記載は想定しておりません。しかし、自己評価の状況を社会に分かりやすく示すことを目的としていることから、資料・データ等の記載が社会からの理解の促進のために必要と判断される場合には、機構事務局にご相談いただき、協議の上で決定することとします。

現況

Q 9 2 「現況」の学生数及び教員数は学部・研究科ごとに記述するのか。

A 「対象大学の現況及び特徴」は、字数制限もありますので、全学部合計の学生数、全研究科合計の学生数、大学全体での教員数の記述で構いません。もちろん、各大学の目的に照らし、より詳細なデータが必要と判断される場合には、大学の判断により学部ごと等、詳細に記述していただいても構いません。

なお、詳細な学生数及び教員数は、観点ごとの分析にあたり、根拠となる資料・データ等として提出していただくことが考えられますので、「現況」に詳細な学生数の記述がなくとも観点ごとの分析には影響がないと考えられます。また、「対象大学の現況及び特徴」は、社会に分かりやすく紹介するための頁ですので、各大学でその趣旨を踏まえた内容を判断の上、記述してください。

様式等

Q 9 3 「大学の規模によって字数制限を超えることも想定されますので、その場合には、別途機構に相談」と記載してあるが、相談すると字数制限が緩和されるのか。

A 必要以上に膨大な量の自己評価書が提出されることを避けるために、あくまでも目安として字数制限を設けています。機構において、限られた期間、限られた評価担当者数での評価を実施することから、ある程度の字数制限は必要であると考えますが、字数については、今後、認証評価の経験を重ねながら必要に応じて見直しを計っていく予定です。なお、機構に相談があった場合は、それぞれの大学の状況等により対応を行うことを考えております。

Q 9 4 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。

A 根拠となる資料・データ等については、本文中の場合は、本文との関係が容易に確認できる位置に記載してください。また、本文中に記載すると本文が読みにくくなる場合には、別添としての添付をお願いしていますが、位置・方法については大学で判断し、わかりやすく添付してください。

なお、自己評価書には、観点ごとの状況を分析するための根拠として必要な資料を記載・添付していただくこととなりますが、最小限必要と思われる以上の資料が添付されていた場合、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響がでること（訪問調査の実施日決定の遅れ等）も考えられますので、添付する資料は大量になりすぎることのないようご協力ください。（ただし、分析のために、書面調査段階でどうしても必要と考えられる資料が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることもあります。）

また、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への記載・添付が不適切である資料等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えても構いません。

Q 9 5 根拠となる資料・データ等を、自己評価書への記載にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、大学が判断してよいか。

A 自己評価書の作成に当たって、必要と判断される基本的な根拠となる資料・データ等は必要最小限の範囲で記載していただくこととなりますが、その判断は大学で行ってください。

なお、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への記載・添付が不適切である資料等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えても構いません。

Q 9 6 自己評価書の電子媒体を提出する際、根拠となる資料・データ等も全て記載することになると考えられるが、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることでよいか。

A 紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることで結構ですが、資料等がスキャンで転載できない場合には、電子データ上では空欄にさせていただいて構いません。電子データにおいて空欄にする場合、資料記載箇所である旨を明記してください。

なお、紙媒体で提出する自己評価書に記載・添付する資料・データ等は、用紙を折り込んだり、はみ出すことのないように、A 4 サイズの様式内に収めてください。

Q 9 7 自己評価書において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付するべきか。

A 同じ根拠資料を各々の箇所に添付する必要はなく、例えば「 の資料（ ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かる形にしてください。また、根拠資料を別添にする際にも、どの部分が根拠となるのかが分かるように自己評価書に明記してください。

評価実施手引書について

Q 9 8 基準の判断について、大学自身が満たしていないと認識し、そのように自己評価した場合は、機構においても満たしていないと判断されるのか。

- A 機構の評価において、大学自身の満たしていないという認識とは異なり、基準を満たしていると判断されることもあり得ます。
認証評価は7年以内ごとに受けることとなっておりますので、改善策を実行し、基準を満たしていると大学自身が判断した時点で評価を受けることも可能です。

Q 9 9 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になることであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。

- A 「判断保留」とは、書面調査の際に行われる判断であり、原則として、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により、機構が評価結果案を対象大学へ通知する段階までに、「判断保留」の観点についても何らかの判断を行います。そのため、最終的な基準の判断は、「判断保留」がない状況で行います。

訪問調査実施要項について

Q 1 0 0 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。

A 掲載している訪問調査スケジュール例は、あくまでも一般的な例示であり、実際の訪問調査のスケジュール等は、予定する調査が十分に実施できるよう、各大学の規模や状況に応じて、大学ごとに設定します。大学によってスケジュール等は異なりますが、標準的な設定として、参加者は評価担当者が5～6名程度に機構教職員が若干名、日数は3日間程度、回数は1回を予定しています。

Q 1 0 1 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。

A 面談対象者の人数は対象大学の規模や調査内容等によって異なります。面談対象者の人数、属性等については、訪問調査の1ヶ月前までに決定し、対象大学へ通知します。

Q 1 0 2 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することは出来ないのか。

A 卒業（修了）生に対するアンケートについては、基本的な観点 6-1-1 における根拠となる資料・データ等として想定していますが、実際に卒業（修了）生からご意見をいただくことは重要かつ有意義であるという考えから、訪問調査においては卒業（修了）生との面談を行いたいと考えています。

Q 1 0 3 訪問調査における、卒業（修了）生との面談時の旅費は、試行的評価と同様に機構側で負担してもらえるのか。

A 訪問調査における、面談対象者の旅費については機構では負担いたしません。

スケジュール

Q104 機構の認証評価を受けようとする大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

A 平成17年度に機構の認証評価を受けようとする大学は、平成17年6月末までに自己評価書を提出していただく予定ですので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。次年度以降もこのスケジュールが基本となりますが、評価に必要な根拠資料等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもあるので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

データベース

Q105 機構で構築を検討している大学情報データベースと各大学が個別に準備する根拠資料・データとの関係はどのようになるのか。

A 評価に当たっては、定期的に評価に必要な情報を収集、整理し、評価の際の根拠資料として用意しておくことが必要であると考えられます。

機構で構築を検討している大学情報データベースは、各大学等のご理解とご協力を得ながら大学等の教育研究活動等に関する共通の・基礎的データを中心に収集・蓄積するものであり、評価の際、大学等の外形的状況の把握とともに、評価の根拠資料の一部としての活用が期待されています。

大学情報データベースには、数値等の定量的なもののほか、特色ある取組等定性的なものも含まれるなど、各大学等の個性を出来るだけデータに活かせるよう工夫をしていますが、大学等においては、それぞれの特色や規模、置かれた環境等に応じた多種多様な教育研究活動が展開されており、それらを適切に評価するための根拠データ等には様々なものが想定され、データベース化になじまないものも相当あると考えられます。このため、当該データベースで集積されないデータについては、評価の際に個別に提出いただく必要があります。

評価に必要な情報・データの収集・蓄積は、大学等における評価作業の効率化に資するものと考えられ、機構としては、大学情報データベースが各大学等において有効に活用できるよう引き続き検討を進めてまいります。

国立大学法人評価との関係

Q106 国立大学法人評価と大学機関別認証評価とは、どのような関係になるのか。

A 国立大学法人評価は、国立大学法人法の規定に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の継続的な質的向上に資するという観点から、また、国立大学法人等に対して、国が所要の予算措置をすることを踏まえ、投じられた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証する観点から、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会が、各国立大学法人の中期目標期間の業務の実績について評価するものです。その際、機構は、同委員会からの要請を受け、国立大学法人等の中期目標期間の業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を行い、その結果を同委員会に提供することとされています。

す。

一方、学校教育法の規定に基づく大学機関別認証評価は、大学の教育研究水準の向上に資することを目的とし、各認証評価機関が設定する大学評価基準に基づいて、大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するものであり、国立大学法人評価とは、基本的に別の制度・考え方に基づく評価です。

なお、機構では、国立大学法人評価と大学機関別認証評価を同時に受けることを希望する国立大学について、評価の効率化の観点からどのような取り扱いができるのか検討を進めています。

その他

Q107 JABEE等の専門教育プログラム評価への取組や結果と機構における評価とは、どのように結び付いてくるのか。

A 機構の認証評価は、大学の教育研究等の総合的な状況の評価するものであり、大学評価基準はそのような観点から教育活動を中心としつつ、各大学全体として満たしていることが必要と考える内容を規定しているものです。

なお、各大学がJABEE等の専門分野のプログラム評価を受けている場合、当該学部及び大学院のプログラム評価結果を機構の評価においてどのような形で活用し得るかについては、今後検討することとしています。

Q108 法科大学院以外の専門職大学院に係る評価については、検討が行われているのか。

A 法科大学院以外の専門職大学院の評価については、今後、専門職大学院の設置状況やその第三者評価の状況等を踏まえつつ、適宜検討を行う予定です。

Q109 評価の検証はいつ行われるのか。(評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。)

A 認証評価に関しましては、今後、実施していく中で、常に検証を行いながら、よりよい評価システムの構築に向けた改善を行っていく予定です。なお、平成12年度着手分から平成14年度着手分までの試行的評価に関しては、外部の有識者等からなる検証委員会を設け、検討を行いました。検証の内容及び検証の結果は、「検証報告書」としてウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)で公開しています。

大学評価委員会名簿及び開催記録

委員長	教授	花田功一	(経済学科)
副委員長	教授	大塚讓	(言語センター)
	副学長	山本眞樹夫	(総務担当)
	副学長	和田健夫	(教育担当)
	教授	遠藤薫	(経営協議会)
	教授	穴沢眞	(商学科)
	助教授	檜崎みどり	(企業法学科)
	助教授	佐山公一	(社会情報学科)
	助教授	岡部善平	(一般教育系)
	助教授	山本充	(アントレプレナーシップ専攻)
	事務局長	岡崎文憲	

大学評価委員会開催状況

- 第1回開催：2004年5月31日
- 第2回開催：2004年7月21日
- 第3回開催：2004年10月18日
- 第4回開催：2004年11月22日
- 第4回開催：2004年12月27日

合同(研究評価専門部会, 評価項目・フィードバック専門部会) 専門部会委員

座長	副学長	山本眞樹夫
	教授	花田功一
	教授	大塚讓
	助教授	佐山公一
	助教授	山本充

合同専門部会開催状況

- 第1回開催：2004年7月29日
- 第2回開催：2004年8月19日
- 第3回開催：2004年8月31日
- 第4回開催：2004年9月24日
- 第5回開催：2004年10月8日
- 第6回開催：2004年10月29日
- 第7回開催：2004年11月18日

評価項目・フィードバック専門部会委員

座長	教授	花田	功一
	副学長	山本	眞樹夫
	教授	大塚	譲
	助教授	佐山	公一

評価項目・フィードバック専門部会開催状況

第1回開催：2004年11月22日

第2回開催：2004年12月17日

データベース専門部会委員

座長	教授	花田	功一
	副学長	山本	眞樹夫
	教授	大塚	譲
	助教授	山本	充

データベース専門部会開催状況

第1回開催：2004年11月22日

本報告書の内容について、ご意見等がございましたら、下記までお寄せください。

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

国立大学法人

小樽商科大学大学評価委員会

電 話 0134-27-5221

F A X 0134-27-5213

担 当 企画・評価室

E-mail kikaku@office.otaru-uc.ac.jp

H P <http://www.otaru-uc.ac.jp>

